2023 年度

大 学 院 学 生 便 覧

保健医療学研究科 保健医療学専攻

学校法人 湘南ふれあい学園
湘南医療大学 大学院
Graduate School of Shonan University of Medical Sciences

学長挨拶

湘南医療大学大学院新入生の皆さん、入学おめでとうございます。皆さんは、今日から講義や実習、研究活動やボランティア活動など、私達と一緒に大学生活を始める事になります。

湘南医療大学は、大学院保健医療学研究科（保健医療学専攻）に「健康増進予防領域」「心身機能回復領域」「助産学」の３領域を設置しています。また、保健医療学部に看護学科、リハビリテーション学科「理学療法学専攻」「作業療法学専攻」、薬学部に医療薬学科を設置し、保健、医療、福祉のスペシャリストを養成する大学です。

皆さんは、将来の研究者・指導者を目指し、また、専門看護師や助産師として活躍するという目的を持って入学してきたことと思います。初心を忘れずに、勉学に励み、初期の目的を達して頂きたいと願っています。皆さんが目的としている保健・医療・福祉のスペシャリストは、その資格の前に人間性が問われる仕事です。世の中の多くの人々の幸せに役立つ仕事が出来ることが大切です。ですからこれからも、まず大学での決まり事を守る事が出来る人、世の中の決まり事が守れる人であってください。

湘南医療大学の理念は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」が理念です。これはふれあいグループ統一の理念です。大学はこの考えの基に、社会に貢献し、世の中のすべての人々の幸せに役立つスペシャリストを養成する事を目的としています。この理念は「人間を大切にする事。やさしい思いやりの心で実践する事」「生命を尊重する事。医療人として命を全うする為の高度な知識と技術の取得に一生涯励み、そして患者の生活の質　クオリティオブライフの向上を目指す実践者と成る事」「個性尊重、その人らしさを尊重し、個別的に対応する事。自分以外の一人一人の個性と能力を尊重する行動を取る事」これら湘南医療大学の理念は皆さんの大学生活の中で、日々の生活において皆さんが理念の実践者と成るように努力してください。この事はとても大切な事です。心に刻んでおいて実践してください。

最後に皆さんは、「自分はどう生きるのか」の答えにこの大学院に入学し、研究者・指導者、専門看護師や助産師の道を選びました。これらの道は、輝かしい未来、希望に満ちています。ですから、高い知識と素晴らしい技術の修得、そして勉学に、今まで以上に努力を重ねて自分の未来をつかみとりましょう。そして自分が特に興味を持つところを探して見つけて調べてみてください。きっと、見つかると思います。そしてそれは皆さんの「希望の星」に成るでしょう。

今日の自分から、明日成りたい自分の為に、一日一日を大切に良い選択をしていきましょう。

2023 年 4 月

湘南医療大学

学長　大屋敷　芙志枝

研究科長挨拶

湘南医療大学は、2019 年 4 月に保健医療学研究科修士課程を開設し、現在、医療施設の現場で勤務している看護師、理学療法士、作業療法士、あるいは看護師、理学療法士、作業療法士を目指している学生で、ご自分の専門職としてのさらなるキャリアアップを考えている方々が「保健医療学」を学修し、日本が直面する保健医療における問題に対処出来る能力を身につける人材を養成しています。

「保健医療学」は、地域の保健・医療・福祉・教育に関する課題の科学的探究と解明への方策の修得、及び疾病を伴う人々の社会医療サービスの創造を目的とした実践の学問であります。日本の保健・医療の現状を見ますと、地域の重度・多様・複雑化する患者及び家族の増加や生活形態の多様化等の背景から、地域コミュニティ全体のシステム形成ならびに高度かつ専門的な医療技術及び医療的ケアの実践が求められる保健医療学分野に習熟した人材が求められています。そのため、本研究科では、この「保健医療学」を学修することで、「看護学」と「リハビリテーション学」を包括する、より広い学問概念の専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成して、日本の看護学ならびに理学療法学・作業療法学を中心としたリハビリテーション学の発展に寄与することを目標としています。さらに、本研究科では、助産学領域を設置し、修士（保健医療学）の取得に加えて助産師国家試験受験資格の取得が可能です。

そして、本研究科の保健医療学の学門領域としては、看護及びリハビリテーションを機能的に連携かつ協同できる学問分野として、地域において人々の健康増進と予防に関わる「健康増進・予防領域」、心身の機能回復と支援に関わる「心身機能回復領域」、そして助産ケア及び母子支援の向上に関わる「助産学領域」の 3 学問分野及び領域研究を対象として構成し、科学的探究と学問的創造性を育み、看護・リハビリテーション等の保健医療人材を対象に、「多職種間連携の相互理解」と「チーム医療」を主体的に担う高度専門職業人を養成し、保健医療学の発展に寄与する構成としています。

本学生便覧は、研究科の教育課程、科目の履修の具体的な説明、さらに学生生活を送る際に必要となる様々な事項を網羅していますので、是非目を通して下さい。さらに特筆しておく事項として、新型コロナウイルス感染症の蔓延があります。2023 年度も予定した行事日程が突然に変更される事もあり得ますので、事務からの連絡に、絶えず留意しておいて下さい。

2023 年 4 月

湘南医療大学大学院保健医療学研究科

研究科長　喜多村　健

2023年度　主な年間予定

前期（2023年4月1日～2023年9月24日）

内容	日時	1年	2年	2年長期
入学式	4月3日(月)	○		
新入生ガイダンス	4月3日(月)	○		
在学生ガイダンス	4月4日(火)		○	○
前期授業開始	4月5日(水)	○	○	○
履修登録期間	4月5日(水) ～ 4月11日(火)	○	○	○
履修登録確認・修正期間	4月12日(水) ～ 4月18日(火)	○	○	○
研究指導教員届出書　提出締切	4月19日(水)　15：00	○		
研究課題届出書　提出締切	6月16日(金)　15：00	○		
修士課程研究計画書　提出締切 （2023年度院生研究費申請）	7月14日(金)　15：00	○		
修士論文中間発表会Ⅰ　※2023年度修了予定者	7月19日(水)、7月26日(水)		○	○
前期授業等調整日	7月27日(木) ～ 8月1日(火)	○	○	○
前期授業終了	8月1日(火)	○	○	○
夏期休業期間	8月2日(水) ～ 9月24日(日)	○	○	○
前期成績通知	9月中旬	○	○	○

後期（2023年9月25日～2024年3月31日）

内容	日時	1年	2年	2年長期
後期授業開始	9月25日(月)	○	○	○
履修登録期間	9月25日(月) ～ 10月1日(日)	○	○	○
履修登録確認・修正期間	10月2日(月) ～ 10月8日(日)	○	○	○
修士論文中間発表会Ⅱ　※2023年度修了予定者	10月11日(水)、10月18日(水)		○	○
大学祭	11月3日(金) ～ 11月4日(土)	○	○	○
修士論文審査申請書　提出締切 ※2023年度修了予定者	11月8日(水)　15：00		○	○
冬期休業期間	12月23日(土) ～ 1月8日(月)	○	○	○
修士論文審査会期間　※2023年度修了予定者	12月1日(金) ～ 1月31日(水)		○	○
後期授業等調整日	1月24日(水) 1月29日(月) ～ 1月31日(水)	○	○	○
後期授業終了	1月31日(水)	○	○	○
春季休業期間	2月1日(木) ～ 3月31日(日)	○	○	○
修士論文　提出締切　※2023年度修了予定者	2月14日(水)　15：00		○	○
修士論文発表会　※2023年度修了予定者	2月21日(水)、2月28日(水)		○	○
後期成績通知	3月中旬	○	○	○
修士課程研究実績報告書　提出締切 ※2023年度院生研究費申請者	3月6日(水)　15：00	○	○	○
修士課程研究計画書　提出締切 （2024年度院生研究費申請）	3月6日(水)　15：00	○	○	
学位記授与式　※2023年度修了者	3月8日(金)		○	○

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、変更の場合があります。

目次

1 大学院の教育について
1.1 大学院の理念 ･･ 1
1.2 大学院の目的 ･･ 1
1.3 研究領域の概要 ･･ 1
1.4 アドミッション・ポリシー ･･････････････････････････････････ 1
1.5 カリキュラム・ポリシー ････････････････････････････････････ 1
1.6 ディプロマ・ポリシー ･･････････････････････････････････････ 3

2 履修方法
2.1 学年・学期 ･･ 5
2.2 履修登録 ･･ 5
2.3 授業時間 ･･ 5
2.4 遅刻・早退 ･･ 5
2.5 カリキュラム（教育課程表） ････････････････････････････････ 5
2.6 修了要件・学位・資格 ･･････････････････････････････････････ 7
2.7 欠席・公欠 ･･ 8
2.8 休学及び復学・退学・除籍・懲戒 ････････････････････････････ 9
2.9 交通機関の不通等による休講 ････････････････････････････････ 10
2.10 レポート ･･ 10
2.11 院生による授業評価 ･･ 10
2.12 成績評価・成績通知 ･･ 10

3 研究指導
3.1 研究指導体制 ･･ 13
3.2 履修のスケジュール ･･ 14
3.3 修士論文作成基準 ･･ 17

4 院生研究費
4.1 院生研究費の概要 ･･ 18
4.2 院生研究費の執行の流れ ････････････････････････････････････ 18

5 長期履修制度
5.1 長期履修制度の目的 ･･ 19
5.2 長期履修制度対象者 ･･ 19
5.3 長期履修制度の申請手続き ･･････････････････････････････････ 19
5.4 長期履修期間 ･･ 19
5.5 長期履修期間の変更 ･･ 19
5.6 長期履修制度申請者の学生納付金 ････････････････････････････ 19

6 学生生活

6.1　付与メールアドレス確認の習慣化 …… 20
6.2　学生証 …… 20
6.3　学籍簿（学生調査書）の提出・変更 …… 21
6.4　キャンパスマナー …… 21
6.5　各種証明書・届出等 …… 23
6.6　学生納付金（授業料ほか） …… 25
6.7　学生納付金の他で必要となる経費 …… 27
6.8　ふれあい健康友の会 …… 27
6.9　通学方法 …… 27
6.10　所有物管理・遺失物 …… 27
6.11　学生保険 …… 27
6.12　災害時（地震・火災等）の対応 …… 29
6.13　健康管理
1）健康診断・健康相談 …… 34
2）感染症対策 …… 34
3）感染症罹患時の対応と出席停止 …… 35
4）新型コロナウイルス感染症への対応 …… 36
5）医務室について …… 36
6）カウンセリング室の利用について …… 36
7）AED の設置 …… 37
6.14　情報システム …… 38
6.15　諸施設等の利用 …… 39
6.16　ハラスメントへの対応 …… 41
6.17　生活上のトラブル防止と対応 …… 42

7 図書館

7.1　開館時間・休館日 …… 44
7.2　図書館資料の利用 …… 44
7.3　各種サービス …… 45
7.4　利用上の注意 …… 47

8 院生関係規程

8.1　湘南医療大学大学院学則 …… 49
8.2　湘南医療大学大学院学位規則 …… 63
8.3　湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程 …… 66
8.4　湘南医療大学大学院長期履修規程 …… 70
8.5　湘南医療大学科目等履修生規程 …… 72
8.6　湘南医療大学大学院研究生規程 …… 74
8.7　湘南医療大学聴講生規程 …… 76
8.8　湘南医療大学大学院院生研究費規程 …… 78

（次頁へ続く）

8.9　湘南医療大学研究倫理規程･････････････････････････････････････ 80
8.10　湘南医療大学 人を対象とする研究倫理審査要項･････････････････ 83
8.11　湘南医療大学ハラスメント防止規程･････････････････････････････ 92
8.12　湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針･････････････････ 98
8.13　湘南医療大学学生懲戒規程･････････････････････････････････････ 101
8.14　湘南医療大学学生懲戒に関する細則･････････････････････････････ 103

9 その他
9.1　湘南医療大学東戸塚キャンパス保健医療学部棟案内図･････････････ 105
9.2　湘南医療大学組織図･･･ 110
9.3　学園歌 ･･･ 111
9.4　ふれあいグループ実習施設･･････････････････････････････････････ 112

1　大学院の教育について

1.1　大学院の理念

湘南医療大学大学院は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念のもと、人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、すべての人々の幸せに役立つ人材の育成を目指します。

1.2　大学院の目的

湘南医療大学大学院は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とします。

1.3　研究領域の概要

1）健康増進・予防領域

保健医療福祉の制度に精通し、地域において多職種と連携協働しながら健康社会を支え、障害の予防や改善、生活の再構築、そして地域社会における自立生活の安定化、QOL（生活の質）の維持・向上を実践し、有効性を高める実務に則した研究を行い、高度専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培います。

2）心身機能回復領域

精神・身体機能を総合的に評価し、これらの障害の課題を解決可能とする研究能力を獲得し、障害克服の実践的な支援を修め、高度専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培います。

3）助産学領域

周産期医療の高度化および多様なニーズに対して、研究的な課題解決能力と高度専門的な状況判断と助産ケアを修得できること、同時に出産施設と地域を連結して継続支援できる高度専門職業人（助産師）の基礎を修得する能力を培います。

1.4　アドミッション・ポリシー

1）人間に対する深い関心を持ち、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人
2）幅広くより高度に学ぶために、人文・社会・自然科学などの必要な基礎学力を有している人
3）保健・医療の専門的臨床実践者として必要な学問、技術の修得に意欲的な人
4）地域社会とその保健・医療に関わる課題への科学的探究と解明や、地域貢献に寄与していく意欲のある人
5）責任感と倫理観を備え、創造性や社会性を兼ね備えた人
6）協調性があり、高いコミュニケーション能力を備え、多職種連携に意欲を持つ人
7）保健医療分野の指導的役割を担う意欲のある人

1.5　カリキュラム・ポリシー

共通科目

「共通科目（15 科目）」は、保健医療学の総括的なコンセプトの修得、多職種との連携能力、並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立てる科目及び、保健医療に関する幅広い知識・技術の修得に基盤となる科目を配置する。

専門領域科目

健康増進・予防領域、心身機能回復領域、助産学領域のそれぞれにおいて、専門性を深めて、保健医療学における高度専門職業人を育成するために、3研究領域に固有の「専門科目（55 科目）」を配置する。

この専門科目では、相互の関連を常に意識した横断的な科目群の設定になっているため、個々の学生が選択した研究主領域の単位取得の他に領域を超えて、関連した科目の単位を取得することも可能とし、理論面の構築と高度の専門知識・技術を修得して、専門分野における優れた実践能力を身に付け、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得を可能としている。

1）健康増進・予防領域

高度専門職業人として、「健康増進・予防領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げる。演習科目では、在宅・公衆衛生学、女性保健学、生活支援医療学、精神保健医療学の分野における先行研究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究する。

（1）健康増進・予防領域を学ぶ上で必要となる健康衛生の動向やマクロ的なものの見方を学ぶ科目を置く。

（2）健康増進・予防領域に関わる理論面の構築と高度な専門知識・技術を修得する科目を置く。

（3）多職種連携、チーム医療活動における健康増進・予防領域の課題や考察能力を修得し、地域社会に貢献する能力を修得する科目を置く。

その他、多様な分野からの入学生に対応するために、保健医療学部の定められた科目を科目等履修生として受講し、保健医療学の基礎知識を修得する。

2）心身機能回復領域

高度専門職業人として、「心身機能回復領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げる。演習科目では、運動・動作制御学、呼吸循環機能学、運動機能回復学、脳機能回復学の分野における先行研究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究する。

（1）心身機能回復領域を学ぶ上で必要となる医療技術の動向やマクロ的なものの見方を学ぶ科目を置く。

（2）心身機能回復領域に関わる理論面の構築と高度な専門知識・技術を修得する科目を置く。

（3）多職種連携、チーム医療活動における心身機能回復領域の課題や考察能力を修得し、地域社会に貢献する科目を置く。

その他、多様な分野からの入学生に対応するために、保健医療学部の定められた科目を科目等履修生として受講し、保健医療学の基礎知識を修得する。

3）助産学領域

助産学領域における高度な専門性を深化できるために、エビデンスに基づく学習課題から学際的な視野を広げた研究課題の洗練を通して課題思考力を養う。また演習・実習科目では、先行研究やフィールドワークで討論しながら経験知を洗練して、助産師が持つべき高度な助産実践力（専門知識・技術・態度）を培う。研究の遂行力は助産学の履修と並行し演習や専門学術集会の発表・参加を通して探究する。

（1）助産学の本質を洞察できる思考力を養うとともに、自身に期待される研究成果と助産実践および教育への還元と連関性を常に批判的に吟味できる科目を置く。

（2）助産学の基盤的・先端的な専門知識と技能、課題解決能力と周産期チーム医療を修得でき、

独創的な助産学研究を完遂できる能力を養う科目を置く。

（3）助産学分野において高度専門的な助産師アイデンティティを獲得できる創造的学びと研究を適格に位置づけ、その成果と意義から国際交流できる能力を修得する。

（4）助産学の一部分に陥ることなく、国際的･文化的に多様な視野から他領域の横断的な学修ができるカリキュラムを実施し、常に社会のニーズに感知して“望ましい助産師のあり方”を目指す素地を形成する。

特別研究科目

特別研究科目（3 科目）は、修士論文に必要となる科目を配置する。選択した主となる研究領域科目にかかる研究成果を、修士論文として提出する。修士論文は、関連する 3 名の教員によって、年度末に開催される修士論文審査会の審査を受け、合格者に修士号を与える。

また、「特別研究科目」では、「共通科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探求する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアシステムに適応できる能力を修得する。また、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。

1）健康増進・予防領域

健康増進・予防領域における保健衛生の課題を見出し、修士論文の研究指導を受けて、高度専門職業人としての実践能力の向上に貢献する保健医療学基礎研究・応用研究の基盤の修得を目指す。

2）心身機能回復領域

心身機能回復領域における医療技術の課題を見出し、修士論文の研究指導を受けて、高度専門職業人としての実践能力の向上に貢献する保健医療学基礎研究・応用研究の基盤の修得を目指す。

3）助産学領域

助産学領域における助産学の課題を見出し、修士論文の研究指導を受けて、高度専門職業人としての実践能力の向上に貢献する助産学基礎研究・応用研究の基盤の修得を目指す。

1.6 ディプロマ・ポリシー

共通科目および専門科目 (各領域共通)

1）専門知識・能力・研究分野以外の人間や社会の多様性への理解

学際的・多角的な視野に立ち、人文・社会・自然科学など幅広い学問の素養を基に、生命の尊厳を重視し、「保健医療学」に通暁し、高度専門職業人、研究者として社会的に貢献できる能力を有している。

2）実践力・教育活用力

保健医療学分野において研究ならびに教育的視点を有する専門職として、地域連携できる現場での臨床実践者、あるいは保健医療関連の教育に携わる能力を有している。

3）研究課題の発見、考察、設定、研究方法の構築

多様なニーズに基づき、各専攻領域に関わる諸問題・課題を独自に見いだして考察の上、自らの研究・課題を計画的に進め、諸課題を科学的に改善・解決する論理的思考、分析評価能力、及び論理的態度を備えている。

4）管理・指導力

保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で高度専門職業人として協働し、患者の状況に的確に対応した医療を提供できる能力に加え、中心的役割を担える管理・指導能力を有している。

5）コミュニケーション・表現力

研究者に求められる論理的なプレゼンテーション・コミュニケーション能力に加え、学術文献を活用して専門知識等を修得・理解することができ、論文作成・文章表現能力を有する。

6）社会的な責任と倫理観

高度専門職業人に求められる豊かな教養と臨床に根ざした社会的な責任と倫理観を有している。

特別研究科目　（各領域共通）

共通科目及び専門科目で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探究する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアに適応できる能力を修得する。更に、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。

各領域で養成する能力

1）健康増進・予防領域

保健医療福祉の制度に精通し、地域において多職種と連携協働しながら健康社会を支え、障害の予防や改善、生活の再構築、そして地域社会における自立生活の安定化、QOL（生活の質）維持・向上を実践し、有効性を高める実務に則した研究を行い、高度専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う。

2）心身機能回復領域

精神・身体機能を総合的に評価し、これらの障害の課題を解決可能とする研究能力を獲得し、障害克服の実践的な支援を修め、高度専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う。

3）助産学領域

周産期医療の高度化および多様なニーズに対して、研究的な課題解決能力と高度専門的な状況判断と助産ケアを修得できること、同時に出産施設と地域を連結して継続支援できる高度専門職業人（助産師）の基礎を修得する能力を培う。

2　履修方法

2.1　学年・学期

1）学年

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

2）学期

前期 : 2023 年 4 月 1 日～2023 年 9 月 24 日

後期 : 2023 年 9 月 25 日～2024 年 3 月 31 日

3）修業年限・在学年限

修業年限 : 2 年

在学年限 : 4 年

2.2　履修登録

授業科目を履修するには、履修登録をしなければなりません。履修登録の具体的な方法は別途お知らせします。履修登録しない場合は、単位を修得することができません。

2.3　授業時間

授業時間は 90 分を 1 授業時間（1 コマ）とし、時限は次のとおりとします。

時限	時間
1 時限	9 時 00 分～10 時 30 分
2 時限	10 時 40 分～12 時 10 分
3 時限	13 時 00 分～14 時 30 分
4 時限	14 時 40 分～16 時 10 分
5 時限	16 時 20 分～17 時 50 分
6 時限	18 時 00 分～19 時 30 分
7 時限	19 時 40 分～21 時 10 分

2.4　遅刻・早退

1）遅刻 : 授業開始後 30 分以内の入室は遅刻とします。それ以降の遅刻は欠席扱いとなります。

2）早退 : 授業終了前 30 分以内の退室は早退とします。それ以前の早退は欠席扱いとなります。

3）遅刻・早退は 3 分の 1 回分の欠席扱いとなります。

2.5　カリキュラム（教育課程表）

修了には、カリキュラム（教育課程表）の中から定められた単位を修得しなければなりません。科目区分、履修科目、配当年次、単位数、必修科目・選択科目の別、修了要件はカリキュラム（教育課程表）で確認してください。

単位の算定基準

1 単位の授業時間は、授業形態別に次のとおり定められています。

講義、演習	15～30 時間
実習	30～45 時間

湘南医療大学大学院保健医療学研究科　教育課程表

科目区分		履修科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択
共通科目		保健医療学特論	1前	2	
		医療倫理学特論	1前	2	
		医療社会学特論	1後		2
		生涯教育特論	1後		2
		英語講読	1前		2
		研究特論	1前	2	
		医療管理学特論	1前		2
		形態機能・病態学特論	1後		2
		家族ケア特論	1前		2
		多職種協働・地域連携特論	1後	2	
		看護教育特論	1後		2
		看護理論	1前		2
		コンサルテーション論	1後		2
		フィジカルアセスメント	1前		2
		臨床薬理学	1後		2
		共通科目計		8	22
専門科目	健康増進・予防領域	在宅・公衆衛生学特論Ⅰ	1前		2
		在宅・公衆衛生学特論Ⅱ	1前		2
		在宅・公衆衛生学演習	1後		4
		女性保健学特論Ⅰ	1前		2
		女性保健学特論Ⅱ	1前		2
		女性保健学演習	1後		4
		精神保健医療学特論Ⅰ	1前		2
		精神保健医療学特論Ⅱ	1前		2
		精神保健医療学演習	1後		4
		生活支援医療学特論Ⅰ	1前		2
		生活支援医療学特論Ⅱ	1前		2
		生活支援医療学特論Ⅲ	1前		2
		生活支援医療学演習Ⅰ	1後		4
		生活支援医療学演習Ⅱ	1後		4
		がん看護学特論Ⅰ	1前		2
		がん看護学特論Ⅱ	1後		2
		がん看護学特論Ⅲ	1後		2
		がん看護学特論Ⅳ	1後		2
		がん看護学特論Ⅴ	1後		2
		がん看護学演習Ⅰ	1前		2
		がん看護学演習Ⅱ	1前		2
		がん看護学実習Ⅰ	1後		2
		がん看護学実習Ⅱ	2前		4
		がん看護学実習Ⅲ	2前		4
		感染看護学特論Ⅰ	1前		2
		感染看護学特論Ⅱ	1前		2
		感染看護学特論Ⅲ	1前		2
		感染看護学特論Ⅳ	1前		2
		感染看護学特論Ⅴ	1後		2
		感染看護学演習Ⅰ	1後		2
		感染看護学演習Ⅱ	1後		2
		感染看護学実習Ⅰ	1後		3
		感染看護学実習Ⅱ	2前		4
		感染看護学実習Ⅲ	2前		3
		健康増進・予防領域（34科目）　小計		0	86
	心身機能回復領域	運動・動作制御学特論	1前		2
		運動・動作制御学演習	1後		4
		呼吸循環機能学特論	1前		2
		呼吸循環機能学演習	1後		4
		運動機能回復学特論	1前		2
		運動機能回復学演習	1後		4
		脳機能回復学特論	1前		2
		脳機能回復学演習	1後		4
		心身機能回復領域（8科目）　小計		0	24

	助産学領域	助産学概論	1前		2
		助産学特論Ⅰ	1通		4
		助産学特論Ⅱ	1通		6
		地域･国際助産学特論	1前		2
		助産管理・経営学	1前		2
		母乳育児支援論	1後		1
		比較文化助産論	2前		1
		助産学教育･研究・実践論	2前		1
		助産学演習Ⅰ	1前		2
		助産学演習Ⅱ	1前～2前		2
		助産学実習Ⅰ	1前		2
		助産学実習Ⅱ	1後～2前		8
		助産学実習Ⅲ	2前		1
		助産学領域（13科目）　小計		0	34
	専門科目　（55科目）計			0	144
特別研究科目		健康増進・予防特別研究			10
		心身機能回復特別研究			10
		助産学特別研究			10
		小 計（3科目）		0	30
修了要件		（修了要件） 学位取得にあたっては、以下の通りとする。 【修士（保健医療学）】 共通科目から12単位以上（必修科目8単位、選択科目4単位以上）、専門科目から10単位以上（選択した特別研究に係る研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）、特別研究科目から10単位を履修し、合計32単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格すること。 また、助産師国家試験受験資格を取得する者は、上記に加え、助産学領域の選択科目13科目34単位の内、「助産学教育・研究・実践論」科目を除く12科目33単位を取得すること。 ※ なお、高度実践看護師（がん看護学・感染看護学）の受験資格を取得する者は、共通科目の「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「看護教育特論」、「看護理論」、「コンサルテーション論」の中から8単位を履修し、かつ、「形態機能・病態学特論」、「フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学」の6単位を履修する。 専門科目からは「がん看護学特論Ⅰ～Ⅴ」または「感染看護学特論Ⅰ～Ⅴ」、「がん看護学演習Ⅰ～Ⅱ」または「感染看護学演習Ⅰ～Ⅱ」、「がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ」または「感染看護学実習Ⅰ～Ⅲ」の24単位を履修すること。			

2.6 修了要件・学位・資格

本研究科に2年以上在学し、共通科目から12単位以上（必修科目8単位、選択科目4単位以上）、専門科目から10単位以上（選択した特別研究に係る研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）、特別研究科目から10単位を履修し、合計32単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格したものに、以下の学位を授与します。

修士（保健医療学）

英語名称：Master of Health Sciences

また、修了要件に加え、助産学領域の選択科目 13 科目 34 単位の内、「助産学教育・研究・実践論」科目を除く 12 科目 33 単位を取得した者に、以下の資格を与えます。

助産師国家試験受験資格

なお、修了要件に加え、共通科目の「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「看護教育特論」、「看護理論」、「コンサルテーション論」の中から 8 単位を履修し、かつ、「形態機能・病態学特論」、「フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学」の 6 単位を履修し、専門科目からは「がん看護学特論Ⅰ～Ⅴ」、「がん看護学演習Ⅰ～Ⅱ」、「がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ」の 24 単位を取得した者に、以下の資格を与えます。

高度実践看護師（がん看護）受験資格

さらに、修了要件に加え、共通科目の「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「看護教育特論」、「看護理論」、「コンサルテーション論」の中から 8 単位を履修し、かつ、「形態機能・病態学特論」、「フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学」の 6 単位を履修し、専門科目からは「感染看護学特論Ⅰ～Ⅴ」、「感染看護学演習Ⅰ～Ⅱ」、「感染看護学実習Ⅰ～Ⅲ」の 24 単位を取得した者に、以下の資格を与えます。

高度実践看護師（感染看護）受験資格

2.7　欠席・公欠

病気や忌引き等のやむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届を事務室に提出してください。病気で 7 日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付してください。感染症による出席停止期間中は欠席扱いになりません。

公欠認定理由	必要な証明書類	提出先
病気 ※本学で認められている感染症「6.13　3）**感染症罹患時の対応と出席停止**」参照	診断書または治癒証明書（領収書・薬袋は不可） ※加療期間等の記載内容から、当日出席できないことが読み取れる診断書または治癒証明書に限る	事務室
三親等内の親族の婚姻・忌引	招待状・会葬礼状等、日程がわかるもの ※忌引きで会葬礼状が出ない場合は、死亡診断書、埋（火）葬許可書、除籍後の住民票、除籍証明書等提出すること	
交通機関の遅延	遅延証明書	
就職試験	就職用欠課届（採用試験がわかる書類添付）	
裁判員制度による拘束	裁判所が発行する証明書	

忌引きによる欠席の場合、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席扱いになりません。

一親等（父母、子）及び配偶者　　連続する 7 日間（休日を含む）
二親等（兄弟姉妹、祖父母）　　連続する 3 日間（休日を含む）
三親等（叔(伯)父・叔(伯)母、曾祖父母、甥姪）　　1 日間

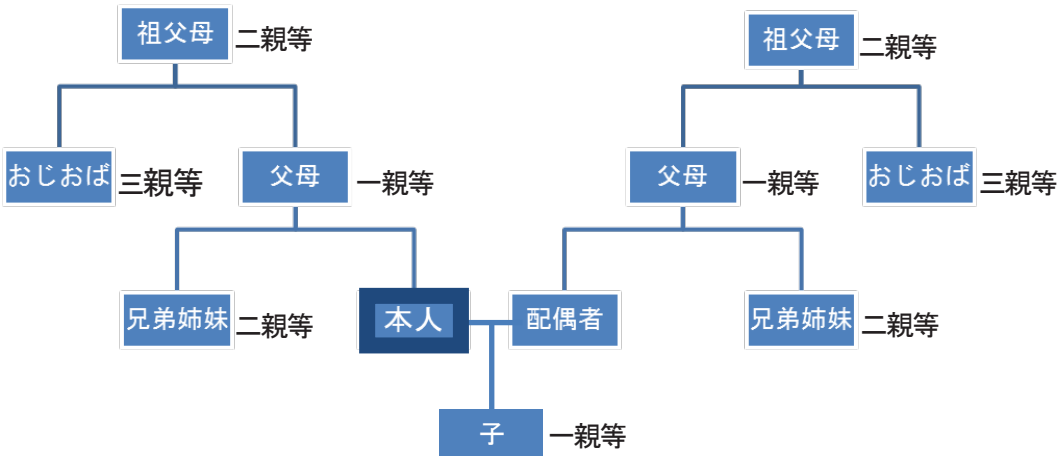

2.8 休学及び復学・退学・除籍・懲戒

休学及び復学（大学院学則第 29 条）

第 29 条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 か月以上修学できないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2　学長は、病気のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3　休学期間は 1 年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に 1 年以内に限り、期間を延長することができる。

4　休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

5　休学期間は、第 13 条の在学年限に算入しない。

6　休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

退学（大学院学則第 32 条）

第 32 条　退学しようとする学生は、その事由を付して、保証人連署の上所定の書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

除籍（大学院学則第 33 条）

第 33 条　次の各号の一に該当する学生は、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 13 条に定める在学年限を超えた者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 第 29 条第 4 項に定める休学期間を超えて、なお修学することできない者

(5) 死亡した者

懲戒（大学院学則第 37 条）

第 37 条　学長は、本大学院の学則その他諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2.9　交通機関の不通等による休講

次のいずれかに該当する場合は、原則として授業は休講とします。

１）　事故、地震、積雪、ストライキ等により JR 東海道線、JR 横須賀線が不通の時。

ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

２）　神奈川県全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報　（以下「警報」という）発令時。

前項により休講となった場合でも、JR 東海道線、JR 横須賀線が復旧した場合、
または警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
午前 6：00 現在で復旧（警報が解除）された場合	1 時限から実施
午前 10：00 現在で復旧（警報が解除）された場合	3 時限から実施

※実習の場合は上記とは別に対応します。実習要綱・ガイドラインなどを参照してください。

３）前項に定める場合のほか、災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることがあります。

2.10　レポート

レポートの提出については、指示された期日、方法のとおり行ってください。提出の際は各自で 1 年間複製（コピー）を保管してください。他人の文章を盗用することは、どのようなことがあっても許されません。他人の文章を引用する場合には、引用元を明示する等ルールを遵守してください。

2.11　院生による授業評価

「授業評価」は、授業内容・方法等の改善を行い、質の向上を図ることを目的に行われる調査です。院生は、調査目的を理解し授業についての評価のほか、授業に関する具体的な意見・感想を率直に述べてください。調査の開始時期は、毎学期末又は授業が終了する前後です。回答内容は成績評価には一切影響しません。

2.12　成績評価・成績通知

成績評価には、定期試験の他、ルーブリック評価や、レポート等があります（授業態度を含むことがあります）。詳しくはシラバスを参照してください。

※ルーブリック評価とは：学習到達度を示す評価基準の観点と尺度を示したもの。

１）GPA（Grade Point Average）制度について

GPA 制度とは、世界の大学で広く用いられている成績評価方法で、就職、進学、留学などの場合に応募先の採否の判断に使われる場合があります。日本の大学では奨学金の給付・貸与者の決定の際の基礎資料や個別指導に活用されることがあります。また、「修了判定の基準」や「退学勧告の基準」として使用される例もあります。

本学では、修学指導や退学勧告の基準として用いる場合があります。

２）GPA の対象となる授業科目

本学で開講している授業科目がすべて GPA の対象となります。ただし、合格か不合格かだけを判定する授業科目、本学入学前に修得した単位認定科目等は適用除外科目であり、GP（Grade Point）が付与されません。また、一度履修登録した科目は、設定された期間内に履修科目取り消しの手続きを行うことができます。この期間内に履修科目の取り消しの手続きを行わない場合、その科目は成績評価の対象となります。

３）成績評価の評点記号と GP

成績評価は、シラバスに定めた基準を基に判定し、**「8.3 湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程」**第 10 条に基づき次の表に掲げるとおりとします。GPA は、成績評価を５段階（Ｓ．Ａ．Ｂ．Ｃ．Ｄ）で示し、それぞれに対して４．３．２．１．０の GP を付与し、単位あたりの平均を出す方法です。

評　価	評　点	単位の授与
秀（S）	90 点 ～ 100 点	授与
優（A）	80 点 ～ 89 点	
良（B）	70 点 ～ 79 点	
可（C）	60 点 ～ 69 点	
不可（D）	59 点以下	不授与
放棄（O1）	受験資格喪失	
放棄（O2）	定期試験受験の放棄	
／	評価対象外	評価対象外

秀（S）～可（C）は合格で単位を授与します。不可（D）は不合格です。

履修登録の取り消しがないと、放棄（Ｏ１）評価の授業科目及び放棄（Ｏ２）評価の授業科目の登録単位数は、GPA の登録単位数に加算されます。履修の取消しをした科目は「／」で、評価対象外となり、登録単位数は加算されません。単位を授与されなかった科目（評価対象外含む）は、再履修することができます。

４）履修取り消し

一度履修登録した科目は、設定された期間内に履修科目取り消しの手続きを行うことができます。この期間内に履修科目の取り消しの手続きを行わない場合、その科目は成績評価の対象となります。

また、この期間以後学生に病気や事故等やむを得ない事情が発生し、学生が履修科目の登録取り消しを希望する場合は、「履修取り消し願い」により願い出ることができます。

５）再履修

不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という）しなければなりません。再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければなりません。

６）成績の通知

各学期の評価確定後に本人宛に成績通知書を発送します。履修登録漏れや不足単位がないか、本人の責任で必ず確認してください。

3　研究指導

3.1　研究指導体制

研究指導は、保健医療学研究科委員会で決定した研究指導教員１名及び副研究指導教員１ 名を配置して複数指導を行います。なお、研究指導教員および副研究指導教員の決定は、事前受験相談時に調整した学生の研究の方向性と受験の際の面接試験内容を充分考慮し、各教員の研究分野との適合性も鑑みて、適切な研究指導教員と副研究指導教員を配置します。

研究指導教員は、下記に示す研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成までの全ての過程に対して指導責任を持ちます。また、副研究指導教員は、研究指導教員と連携を取りながら、履修指導及び研究指導を補助します。

副研究指導教員は、「湘南医療大学大学院保健医療学研究科担当教員選考規程」にて選考される研究指導教員ならびに副研究指導教員が、その任に当たります。共通科目を担当する教員からも必要に応じて研究内容への指導が図られます。

研究指導教員の役割

1）学生と協議し、研究課題を設定します。また、研究・教育に必要となる授業計画や研究の基盤となる共通科目など個々の学生の目的に適した授業科目が履修できるように助言、指導をします。
2）研究計画を学生と検討して、教育研究計画を立てます。
3）学生の理解度、進行度等について学期ごとに評価を行います。
4）副研究指導教員と協力して特別研究の指導を行います。
5）修士論文の執筆要領、論文完成までのプロセスを学生に示し、かつ研究過程において適宜指導を行うことにより、学生が将来高度専門職業人として自らが独自の研究を推進できるよう配慮します。

副研究指導教員の役割

1）研究指導教員と共に研究指導を行います。研究指導教員に事故ある時は、副研究指導教員が教育研究指導を行います。オフィスアワーでの研究指導は、研究指導教員の出席の下で行います。
2）各学期末に研究指導教員の出席の下、学生から研究成果や研究状況の説明・報告を受けます。
3）学生が自分の研究の進め方について客観的に見直し・点検できるよう、異なる専門分野の視点からの指導・助言を行います。
4）教育研究が狭い専門分野に傾いていないか、教育カリキュラムに幅広い視野と豊かな学識を培う配慮がなされているか等の視点から、研究指導教員と合同で見直し・点検します。

各領域の履修モデルを 2023 年度シラバス（授業概要）に掲載していますので参照してください。

3.2　履修のスケジュール

1）入学ガイダンス（1 年次 4 月）

院生はまず新入生ガイダンスを受講し、修士課程における履修方法などの説明を受けます。シラバスを参考に科目のねらい、到達目標、授業実施計画、成績評価基準、方法などを理解し、履修計画を立てます。保健医療学系以外の学修履歴を有する学生に対しては、湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程に基づき、科目等履修制度を活用して保健医療学部の授業を受講することで、基礎的な素養の補完を 1 年次に行います。

2）研究指導教員・副研究指導教員の決定（1 年次 4 月）

希望する研究領域及び研究指導教員を検討のうえ、「研究指導教員届出（変更）書」（大学院 様式 4-1）を作成し提出します。「研究指導教員届出（変更）書」は、大学院保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）にて審議され、院生の研究課題に基づき、研究領域及び研究内容に適する研究指導教員 1 名及び副研究指導教員 1 名を決定し通知されます。

研究指導教員は、院生の研究に必要となる授業科目や高度専門職業人として有益となる基礎学力を養う授業科目など、個々の院生に適した授業科目の履修指導を担当します。

3）研究課題の決定（1 年次 6 月）

研究指導教員の決定後、院生は教員の専門領域や希望する研究内容、指導環境等の要素をもとに研究指導教員と検討のうえ、研究課題を決め、「研究課題届出（変更）書」（大学院 様式 4-2）を作成し提出します。「研究課題届出（変更）書」は研究科委員会にて審議され、承認されると決定します。

4）研究計画の立案・院生研究費の申請（1 年次 7 月～9 月）

研究課題が決定したら、研究指導教員と検討のうえ、研究計画を立案し、「修士課程研究計画書」（大学院 様式 4-3）を提出します。提出された「修士課程研究計画書」は研究科委員会にて審議され、承認されると院生研究費の利用が可能になります。また、承認された「修士課程研究計画書」にもとづき、研究指導教員より研究方法や文献検索方法、文献抄読等の指導・助言を受けつつ、研究計画に従い研究活動を開始します。

5）研究の遂行・院生研究費の執行（1 年次 9 月～2 年次 9 月）

1 年次では、主に文献調査、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究方法を選択した上で、予備実験・調査等を実施します。2 年次以降も研究活動を継続しつつ、データ収集・解析等を行い、研究成果をまとめます。

なお、「修士課程研究計画書」に基づいた研究を開始する際に、研究指導教員が研究計画の内容に人を直接対象とした、研究における倫理の妥当性を認めるときは、本学「湘南医療大学研究倫理規程」や、「湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項」を大学院の研究にも適用することになり、研究倫理委員会の審査を受ける必要があります。審査を受ける前に、研究を進めるにあたっての留意事項や倫理綱領・行動規範について学修するため、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースの受講を推奨しています。

6）修士論文中間発表会Ⅰ・Ⅱの実施（Ⅰ：2 年次 7 月、Ⅱ：2 年次 10 月）

修士論文作成のための研究過程の経過を発表する場として、修士論文中間発表会Ⅰ・Ⅱが開催さ

れます。

2年次7月の「中間発表会Ⅰ」は論文作成過程の途中経過を発表する機会の場として、2年次10月の「中間発表会Ⅱ」では修士論文作成のための研究課程のほぼ最終的な経過を発表する場として開催されます。発表会での研究指導教員、副研究指導教員および他の教員による適切な助言・指導が受けられます。これにより研究の内容や計画の一部修正も検討しつつ、修士論文の完成に向けて研究を進めることが出来るようになります。

なお、両発表会の日程や当日の資料などの詳細は研究科委員会にて報告ののち、研究指導教員などを通じて周知されます。

7）修士論文作成及び指導（2年次8月～1月）

修士論文の指導は、院生と研究指導教員が「特別研究」の講義の中で、個別指導・個別相談の機会を定期的に設けて実施します。また院生は、修士論文中間発表会Ⅰ・Ⅱでの改善点を反映し、修士論文の執筆要領、論文の全体構成など、論文作成の注意点等の指摘を踏まえて修士論文を完成させます。

8）修士論文審査申請書の提出（2年次11月～12月）

院生の修士論文審査にあたっては、「修士論文審査申請書」（大学院 様式 4-5）を研究指導教員に提出します。これに伴い研究指導教員及び副研究指導教員は、論文等を判断し評価するための主任審査委員（主査）1名及び副審査委員（副査）2名を選任のうえ、研究指導教員は、「修士論文審査委員報告書」（大学院 様式4-6）を研究科委員会に報告・承認を受けます。なお、主査は学生の研究指導教員及び副研究指導教員以外の者が担当しますが、副査はこの限りではありません。また、主査は研究科委員会の所属教員の中から選ばれます。

9）修士論文審査会（口頭審査）（2年次12月～1月）

主査・副査の決定後、主査・副査と日程を調整し、修士論文審査（口頭審査）を受けます。修士論文の審査は、「湘南医療大学大学院学位規則」・「修士論文審査および最終試験に関する基準」（湘南医療大学大学院学位規則別表）の定めるところにより実施されます。修士論文審査会の実施後、主査・副査が作成した「修士論文審査報告書」（大学院 様式4-7）をもとに、研究科委員会において審査結果が審議され、修了判定が行われます。

10）修士論文の提出（2年次1月～2月）

院生は修士論文を所定の期日までに研究科長に提出します。

11）修士論文発表会（2年次2月～3月）

当該年度修了予定者による修士論文発表会を実施します。

履修指導及び研究指導の方法・スケジュールフロー

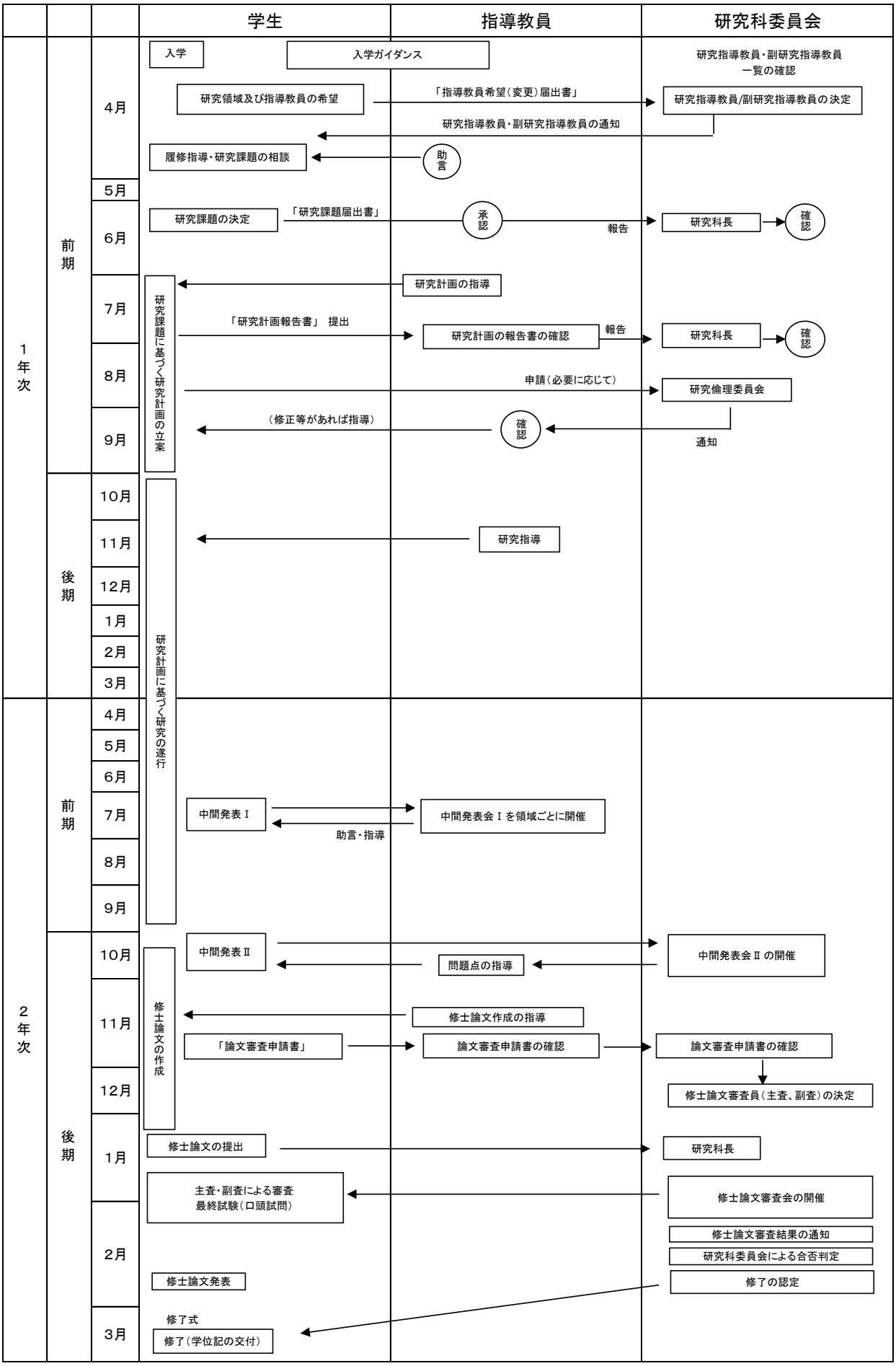

3.3　修士論文作成基準

１）　形式

<table>
<tr><td>用紙サイズ</td><td colspan="2">A4 縦</td></tr>
<tr><td>用紙方向</td><td colspan="2">縦置き</td></tr>
<tr><td rowspan="4">余白</td><td>上</td><td>30mm</td></tr>
<tr><td>下</td><td>30mm</td></tr>
<tr><td>左</td><td>30mm</td></tr>
<tr><td>右</td><td>30mm</td></tr>
<tr><td>文字方向</td><td colspan="2">横書き</td></tr>
<tr><td>字体</td><td colspan="2">明朝体</td></tr>
<tr><td rowspan="4">文字サイズ</td><td colspan="2">10.5 ポイント</td></tr>
<tr><td>和文
※漢字、ひらがな、カタカナ、
句読点やカッコ記号なども含む</td><td>全角</td></tr>
<tr><td>欧文
※句読点やカッコも含む</td><td>半角</td></tr>
<tr><td>数字</td><td>半角の算用数字</td></tr>
<tr><td>字数・行数</td><td colspan="2">１６～１８文字×２段組み／４０行</td></tr>
</table>

２）　執筆にあたっての注意事項

⑴ 形式に従い、パソコンで作成・印字してください。

⑵ 文章の形式は口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とします。

⑶ 本文の冒頭に要約を掲載してください。なお、要旨の作成にあたっては 40 行・40 字・1 段組みで作成してください。

⑷ 利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記してください。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意を払ってください。

３）引用文献の記載方法

⑴ 原著（和文）の場合

著者氏名：題名、雑誌名、巻（号）：頁、年次.

⑵ 著書・総説（和文）の場合

著者氏名：題名、書名、編者名、出版社名、出版社所在地名、年次、頁.

⑶ 末尾に引用文献一覧を記載するときの注意点

本文にて引用した順番にてご記入ください。

4　院生研究費

4.1　院生研究費の概要

院生研究費は大学院生の研究を支援し、修士論文作成のために行う研究に対して、研究経費の一部を助成することを目的としています。院生研究費の申請や物品購入依頼は、研究指導教員を通じて行われますので注意してください。申請にあたっては「**8.8 湘南医療大学大学院 院生研究費規程**」を参照のうえ、所定の様式を利用します。

院生研究費の支給対象額は年度につき 5 万円です（院生研究費規程第 4 条）。長期履修制度を利用している支給対象額は年度につき 3 万 3 千円です。

院生研究費の支給対象期間は年度につき 4 月 1 日から 3 月 31 日まで（院生研究費規程第 3 条）ですが、申請開始は、「修士課程研究計画書」の研究科委員会での承認後となります。承認後は事務室より通知があります。また、購入等に関する処理上のため、申請期限は年度末より前に締切日が設定されます。具体的な日時は、必ず研究指導教員に確認してください。

4.2　院生研究費の執行の流れ

1）研究計画の立案・院生研究費の申請（1 年次 7 月～9 月）

研究課題が決定したら、研究指導教員と検討のうえ、研究計画を立案し、「修士課程研究計画書」（大学院 様式 4-3）を作成し提出します。「修士課程研究計画書」は研究科委員会にて審議され、承認されると決定します。「修士課程研究計画書」が承認されると、院生は 1 年次に使用可能な院生研究費を獲得することができます。

院生研究費の執行に関しては、指導教員を通じて伺書の作成により行います。研究費の立替え（事前に商品を購入してから金額を請求）は認められませんので、注意してください。

2）1 年次研究実績の報告・次年度院生研究費の申請（1 年次 3 月）

1 年次の研究実績の報告を「修士課程研究実績報告書」（大学院 様式 4-4）を作成し提出します。また 2 年次においても院生研究費の利用を希望する場合、次年度の「修士課程研究計画書」を併せて作成し提出します。1 年次の「修士課程研究実績報告書」及び 2 年次の「修士課程研究計画書」が研究科委員会にて承認されると、院生は 2 年次に使用可能な院生研究費を獲得することができます。

3）2 年次研究実績の報告（2 年次 2 月）

2 年次の研究実績の報告を「修士課程研究実績報告書」を作成し提出します。

5　長期履修制度

5.1　長期履修制度の目的

標準修業年限内での就学が困難な者が本大学院での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とします。

5.2　長期履修制度対象者

本研究科に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者を対象とします。

１）職業を有し、就業している者
　　（単発的なアルバイトを除き、自営業及び臨時雇用を含む。）

２）出産、育児、介護等の事情を有する者

３）その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

また入学後に、天災や感染症等の本人に責のない事由により、研究活動に支障が生じた場合、本人と研究指導教員による申し出後、研究科委員会の議を経て、学長が入学後の申請を許可することが出来ます。

5.3　長期履修制度の申請手続き

長期履修制度の利用を希望する者は、「長期履修申請書」と上記の該当要件を証明する書類を提出してください。提出された長期履修申請書は、研究科委員会にて審議のうえ、承認された場合には「長期履修許可証」が発行されます。

5.4　長期履修期間

本制度を利用する修士課程の学生の履修期間は、3 年とします。ただし休学期間は、長期履修期間に算入しないものとします。

5.5　長期履修期間の変更

修業年限変更は、原則これを認めません。ただし、特別な事情があると認められた場合は、1 年度単位で短縮を申請することができます。修業年限の短縮を希望する者は、「長期履修取消申請書」を提出し、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可するものとします。修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとします。

5.6　長期履修制度申請者の学生納付金

本制度対象者の 1 年間の学費は、湘南医療大学大学院学則第 41 条に定める修士課程 2 年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とします。

１）実験、実習等に必要な費用は、別に徴収することがあります。

２）長期履修学生の授業料等は、徴収猶予及び月割分割を認めません。

３）修業年限を終了してもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は、湘南医療大学大学院学則第 41 条に定める額と同額とします。

6　学生生活

6.1　付与メールアドレス確認の習慣化

入学時に個別にアドレスが付与されます。付与されたアドレスは卒業するまで使用することができます。教職員から必要時、メールを送信します。ログイン時のパスワードは変更ができませんので、安全に留意して管理してください。万が一、パスワードがわからなくなった場合は、学生証を持参のうえ事務室に問い合わせてください。

https://activemail.kagoya.com/

デスクトップ環境版　　スマートフォン版　　モバイル版

6.2　学生証

学生証は、学生の身分を証明する大切なカードです。毎日携帯してください。

学籍番号は７ケタの数字で構成され、それぞれのケタは次のように意味づけられています。

○ ○　○ ○　○○○

入学年度 学科専攻 個人番号

大学院	00
看護学科	10
リハビリテーション学科	
理学療法学専攻	20
作業療法学専攻	30
医療薬学科	40

例：2023 年度入学生　大学院保健医療学研究科　001 番　→　2300001

授業への出席確認のために、授業ごとに学生証が必要です。

また、次の場合には、学生証の提示が必要になります。

①身分証明を求められた時

②図書館を利用する時

③試験を受ける時

④定期乗車券を購入する時、学生割引運賃を利用する時

⑤各種証明書等の受領時

⑥届出・願出関係書類の提出時

学生証の裏面に貼るシールは、通学定期券を購入するための証明書となります。事前に氏名、現住所、通学区間を記入してから、鉄道会社等の窓口で提示してください。

なお、学生証の有効期限は最短卒業年次までです。留年・休学等によって最短卒業年次を超えて在籍する場合は、１年毎に更新手続きが必要です。

学生証の記載事項に変更が生じた場合、紛失または破損した場合は、速やかに事務室に届け出て、再

交付を願い出てください。（再発行料：3,000 円）

卒業や退学または除籍になった場合は、速やかに事務室に学生証を返還してください。

6.3　学籍簿（学生調査書）の提出・変更

学籍簿（学生調査書）は学業成績のほか、学生の身上異動、保証人及び住所等を明確にする目的で作成されます。新入生は、所定の学籍簿に住所及び家族構成等を記入し、入学時に事務室へ提出してください。

また、学籍簿（学生調査書）に記入した事項に変更が生じた場合には、事務室へ連絡してください。転居後に住所変更がされない場合は、大学から送付される重要なお知らせが届かなくなりますので注意してください。

6.4　キャンパスマナー

大学敷地内は、集団生活の場でもあります。学生も教職員も気持ちよく円滑に過ごすために、決められたルールを理解して遵守し、マナー向上に努めましょう。

１）大学の利用時間

学生の入構が可能な時間は、以下の通りです。

▶東戸塚キャンパス

月曜日から金曜日の８時 00 分～20 時 00 分

土曜日の８時 30 分～18 時 30 分

※土曜日は、原則として、図書館・食堂・学生ホールのみ使用することができます。

※日曜日・祝日は、使用できません。

なお、上記の時間帯については、感染症の流行等により変更する場合があります。

詳細は「 6.15　２）施設の利用について」を参照してください。

占有して使用する場合は、事前に事務室等で使用申請を行い、許可を受けてください。

２）飲食場所の厳守、ゴミの分別

学内には飲食できる場所とできない場所が決められています。飲食禁止場所には掲示がしてありますので、ルールを守ってください。

ゴミは、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「空き缶・ペットボトル」の３種類に分別しています。キャンパスの美化とリサイクルを心がけましょう。

食べ残しや汁物は洗面所に流すと故障の原因となります。食堂の指示に従って処理してください。

燃えるゴミ	燃えないゴミ	空き缶・ペットボトル
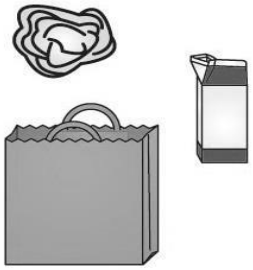 ・リサイクルできない紙くず等 （汚れた紙くず、ティッシュ、カップ麺の紙容器等） ・生ゴミ ・割箸、紙コップ	 ・燃やせないゴミ ・プラスチック類 （ビニール全般、レジ袋、お菓子の包み、弁当容器、発泡スチロール、ラップ等） ・「プラ」マークのついているもの	 ・空き缶、ペットボトル、空きビン

※リサイクルできる紙くず（コピー用紙、シュレッダーくず）、段ボール、古紙、雑誌、包装紙等を捨てる場合には、事務室に申し出てください。

6.5　各種証明書・届出等

１）窓口対応時間

原則として、平日の８時 50 分 ～ 17 時 00 分です。長期休暇期間中の事務取扱時間は、変更する場合その都度掲示します。

２）証明書の申請方法

在学証明書等、大学が発行する各種証明書が必要になった時は、次表に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、事務室に提出してください。

なお、推薦書や英文等本学所定の様式以外の証明書は発行までに時間を要します。

証明書等を受け取る際は学生証を必ず持参し、窓口対応時間内に来てください。窓口での受け取りができない場合は、切手を貼った返信用封筒を用意してください。

名称	費用（円）	発行期日	提出書類
在学証明書	300	土日祝日を除く 約１週間～10 日後	証明書交付願
成績証明書※1	700		
修了証明書※2	700		
修了見込証明書※3	300		
健康診断証明書	1,100		
その他の証明書等※4	1,000	―	
通学証明書	無料	土・日・祝日を除いて３日後	通学証明書交付願
実習用通学証明書	無料	土・日・祝日を除いて１か月後	実習用定期乗車券 購入のための通学証明書発行願
学生旅客運賃割引証	無料	土・日・祝日を除いて３日後	学生旅客運賃割引証交付願（片道 100 ㎞を超える区間で JR 各社のみが対象）

※1　成績証明書には、各科目の修得単位数が記載されています。

※2　修了後に交付可能です。

※3　修了年次に交付可能です。

※4　所定の様式がある場合は、応募要領、記入方法等が記載された書類のコピーを添えてください。

３）通学証明書について

公共の交通機関を利用して通学する通学定期乗車券を購入する場合は、「大学の最寄の駅から居住地（現住所）の最寄の駅まで」の最短区間を記載した通学定期乗車券購入証明書を、学生証の裏面に貼付し、提示することで、通学定期を購入することができます。

実習等で通学区間が大学最寄の駅と異なる施設で正規授業が行われる場合、「実習先の最寄駅から居住地の最寄駅まで」の最短区間の実習用定期乗車券を購入することが可能です。区間を明記した通学証明書発行願を事務室に提出し、通学証明書（鉄道事業者等の承認番号）の発行を受けてください。通学証明書の申込期間については、別途説明します。

４）学生旅客運賃割引証（学割証）

JR（航路、自動車線を含む）に乗車して片道 100㎞ を超える移動をしようとする時は、学割証の

交付を受けて使用することができます。学割証を使用する時は、常に学生証を携帯し、鉄道関係員等に請求された時にはいつでも提示する必要があります。なお、学割証を本人以外が使用すると不正使用となります。一人の不正行為から、大学全体が学割証発行停止の処分を受け、他のすべての学生に迷惑をかけることになりますので、学生証の貸し借り等による不正使用は絶対に行わないでください。

５）届出・願出等

届出・願出関係書類には、次のものがあります。提出先は事務室です。

内容	提出書類	提出時期	説　　明
学籍関係	保証人等変更届	変更時	保証人の変更、保証人の住所等の変更があった場合に提出
	住所等(変更)届	入学時 変更時	学生の住所・緊急連絡先・氏名等を入学時及び変更があった場合に提出
	学生証再交付 (書換)願	発生時	再発行料　3,000 円 学生証の紛失、記載事項の変更等があった場合に提出
	仮学生証交付願	事前	発行料　1,000 円　　※交付当日のみ有効
	学籍等異動願	異動前	休学、復学、転学、留学、退学しようとする場合に提出
履修関係	欠席（忌引）届	事前	原則、事前に提出。緊急の場合は、電話等で事務室に連絡のうえ、事後に提出。
	登校許可証明書	事後	
	追試験申請書	事前	定期試験から３日以内に提出
	再試験願	事前	再試験料　１科目 2,000 円
	追実習願	事前	
	再実習願	事前	再実習料　１日 2,000 円
施設・物品関係	施設使用願	事前	３日前までに提出
	学内掲示願	事前	学内で掲示板を利用する場合に提出
	自転車通学願	事前	駐輪場を利用する場合に提出
就職関係	就職活動報告・ 進路報告書	進路決定後	就職先・進学先が決定次第、速やかに提出
その他	海外渡航届	事前	
	事故等報告書	事後	

※学生証再交付には約１週間を要します。その間に通学定期券を購入したい場合は「通学証明書交付願」を提出してください。

6.6　学生納付金（授業料ほか）

１）保健医療学研究科保健医療学専攻

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	780,000 円	300,000 円
	施設設備費	200,000 円	
2 年次	授業料	780,000 円	
	施設設備費	200,000 円	

２）保健医療学研究科保健医療学専攻において高度実践看護師（がん看護）受験資格を取得する者

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	780,000 円	300,000 円
	実験実習費	12,500 円	
	施設設備費	200,000 円	
2 年次	授業料	780,000 円	
	実験実習費	100,000 円	
	施設設備費	200,000 円	

３）保健医療学研究科保健医療学専攻において高度実践看護師（感染看護）受験資格を取得する者

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	780,000 円	300,000 円
	実験実習費	30,000 円	
	施設設備費	200,000 円	
2 年次	授業料	780,000 円	
	実験実習費	30,000 円	
	施設設備費	200,000 円	

４）保健医療学研究科保健医療学専攻において助産師国家試験受験資格を取得する者

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	780,000 円	300,000 円
	実験実習費	500,000 円	
	施設設備費	200,000 円	
2 年次	授業料	780,000 円	
	実験実習費	500,000 円	
	施設設備費	200,000 円	

5）保健医療学研究科保健医療学専攻において入学時に長期履修を申請した者

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	520,000 円	300,000 円
	施設設備費	140,000 円	
2 年次	授業料	520,000 円	
	施設設備費	130,000 円	
3 年次	授業料	520,000 円	
	施設設備費	130,000 円	

6）保健医療学研究科保健医療学専攻において高度実践看護師(がん看護)受験資格を取得する者で、入学時に長期履修を申請した者

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	520,000 円	300,000 円
	実験実習費	12,500 円	
	施設設備費	140,000 円	
2 年次	授業料	520,000 円	
	実験実習費	100,000 円	
	施設設備費	130,000 円	
3 年次	授業料	520,000 円	
	実験実習費	0 円	
	施設設備費	130,000 円	

7）保健医療学研究科保健医療学専攻において高度実践看護師(感染看護)受験資格を取得する者で、入学時に長期履修を申請した者

年次	学納金		入学金
1 年次	授業料	520,000 円	300,000 円
	実験実習費	30,000 円	
	施設設備費	140,000 円	
2 年次	授業料	520,000 円	
	実験実習費	30,000 円	
	施設設備費	130,000 円	
3 年次	授業料	520,000 円	
	実験実習費	0 円	
	施設設備費	130,000 円	

8）休学に伴う在籍料について

半期 30,000 円

6.7　学生納付金の他で必要となる経費

①テキスト（教科書）

②実習衣、その他教具

③学生保険への加入に伴う保険料

④コピー代

コピー機の使用料は、白黒1枚10円（両面20円）、カラー1枚50円（両面100円）。

⑤実習に係る経費

学外実習先までの交通費、一部の実習材料費、感染予防のためのワクチン接種代等。

⑥特別研究に係る経費

修士論文作成のために必要な実験・調査・資料収集費等。

⑦国家試験の受験、就職活動に係る経費

国家試験の受験料及び模擬試験受験料、就職活動のための模擬試験受験料、交通費等。

⑧その他

学生生活を送るうえでの自主的活動の費用等。

6.8　ふれあい健康友の会

ふれあい健康友の会の会員に登録すると、健康で安心した毎日を過ごせるように、ふれあいグループの各施設において、優先的に様々なサポート・サービスを受けることができます。会費は無料です。

問い合わせ先：大学事務室又はふれあい健康友の会事務局（電話：0467-86-0025）

6.9　通学方法

自動車、オートバイ、原動機付自転車等での通学は禁止です。自転車で通学しようとする学生は、自転車通学願を事務室に提出し許可を受けてください。「利用登録シール」を交付しますので、自転車に貼って、必ず駐輪場に駐輪してください。

6.10　所有物管理・遺失物

個人の所有物管理は個人で行ってください。万が一盗難があった場合は自己責任です。院生研究室や講義室等に荷物を置き去りにしないこと、大金や不要な貴重品を持参しないこと等を心掛けてください。遺失物は事務室にて預かっています。預かり期限は3ヶ月です。

6.11　学生保険

学内・学外における生活、実習中等で不慮の事故に遭遇した場合に備え、学生全員に必ず学生保険（一般社団法人日本看護学校協議会共済会 総合補償制度「Will2」）に加入していただきます。

1）保険期間

入学から修了まで。退学時は、途中解約手続きを行います。詳細は事務室にお問い合わせください。

2）保険内容

（1）傷害保険（学生本人に対する補償）

実習中、実習中の移動、学校管理下、登下校、実習先への移動中の事故の補償

（2）賠償責任保険（第三者・物に対する補償）

偶然な事故（プライベートの時間に起きた事故を含む）によって、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の補償

（3）その他

感染事故に対する補償

3）加入手続きと請求方法

入学前に在学年度分の保険料の支払いを行い、手続きを行います。保険の請求は、事務室を通じて行います。事故等が発生した場合は、速やかに事務室へ連絡してください。

6.12　災害時（地震・火災等）の対応

発災時に学内にいても学外にいても、すぐに適切な対応ができるように、日ごろから次の点を周知、確認してください。なお、災害発生時は大学の避難指示に従い、落ち着いて行動してください。

・学内の消火設備、避難設備の場所とその使い方
・学内の避難経路
・一時避難場所と安全な避難経路
・学外で発災した場合の連絡先と連絡方法

【東戸塚キャンパス保健医療学部棟】

学内避難経路

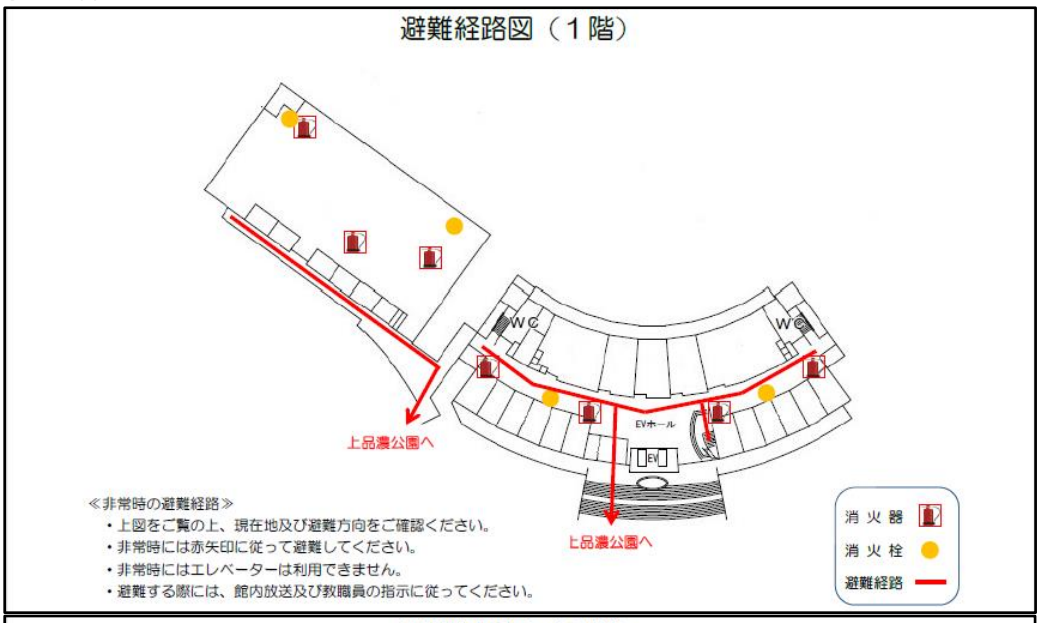

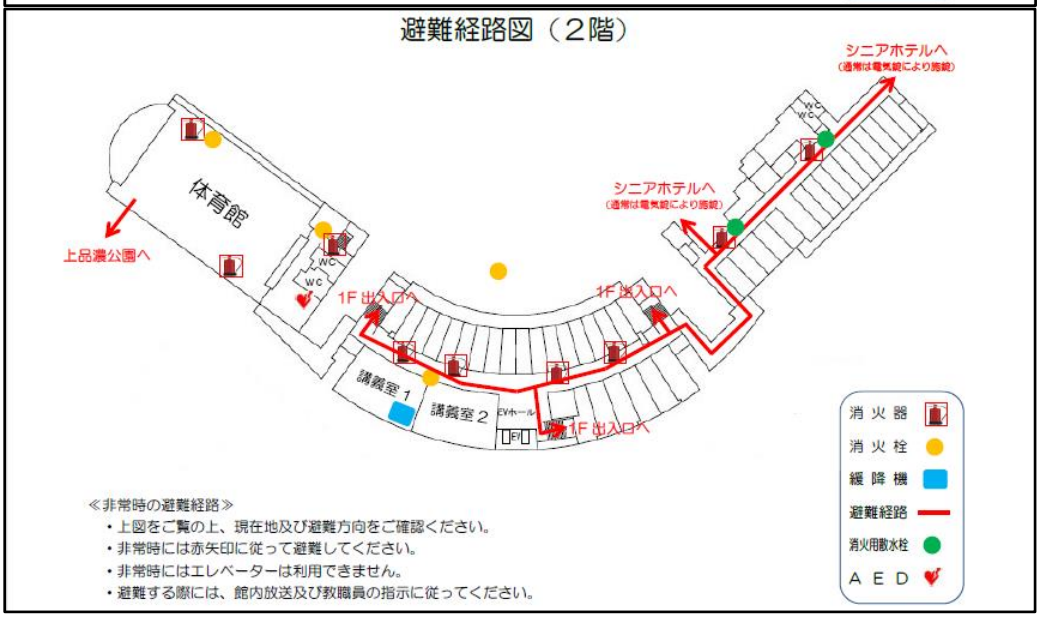

避難経路図（3階）

≪非常時の避難経路≫
- 上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- 非常時には赤矢印に従って避難してください。
- 非常時にはエレベーターは利用できません。
- 避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

避難経路図（4階）

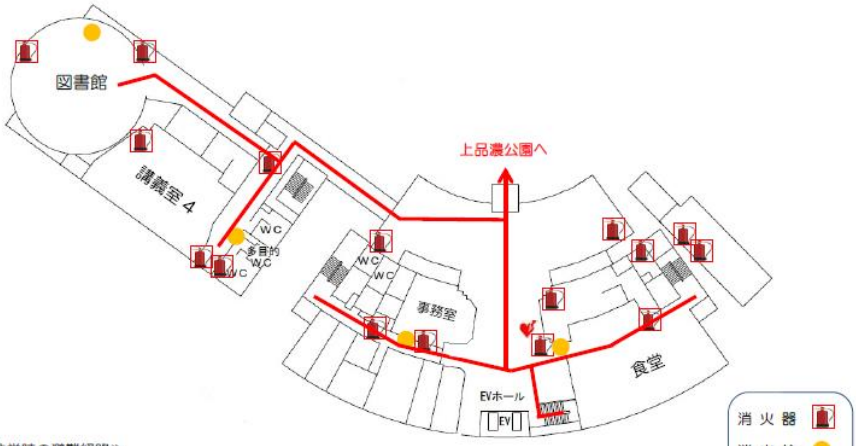

≪非常時の避難経路≫
- 上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- 非常時には赤矢印に従って避難してください。
- 非常時にはエレベーターは利用できません。
- 避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

避難経路図（5階）

≪非常時の避難経路≫
- 上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- 非常時には赤矢印に従って避難してください。
- 非常時にはエレベーターは利用できません。
- 避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

避難経路図（6階）

消火器
消火栓
緩降機
避難経路

≪非常時の避難経路≫
- 上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- 非常時には赤矢印に従って避難してください。
- 非常時にはエレベーターは利用できません。
- 避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

避難経路図（7階）

消火器
消火栓
緩降機
避難経路

≪非常時の避難経路≫
- 上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- 非常時には赤矢印に従って避難してください。
- 非常時にはエレベーターは利用できません。
- 避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

避難経路図（8階）

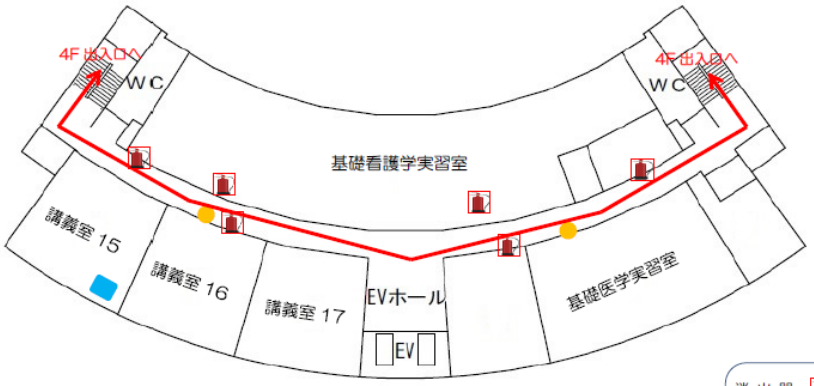

消火器
消火栓
緩降機
避難経路

≪非常時の避難経路≫
- 上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- 非常時には赤矢印に従って避難してください。
- 非常時にはエレベーターは利用できません。
- 避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

一時避難場所（上品濃公園）

広域避難場所（戸塚カントリー倶楽部一帯）

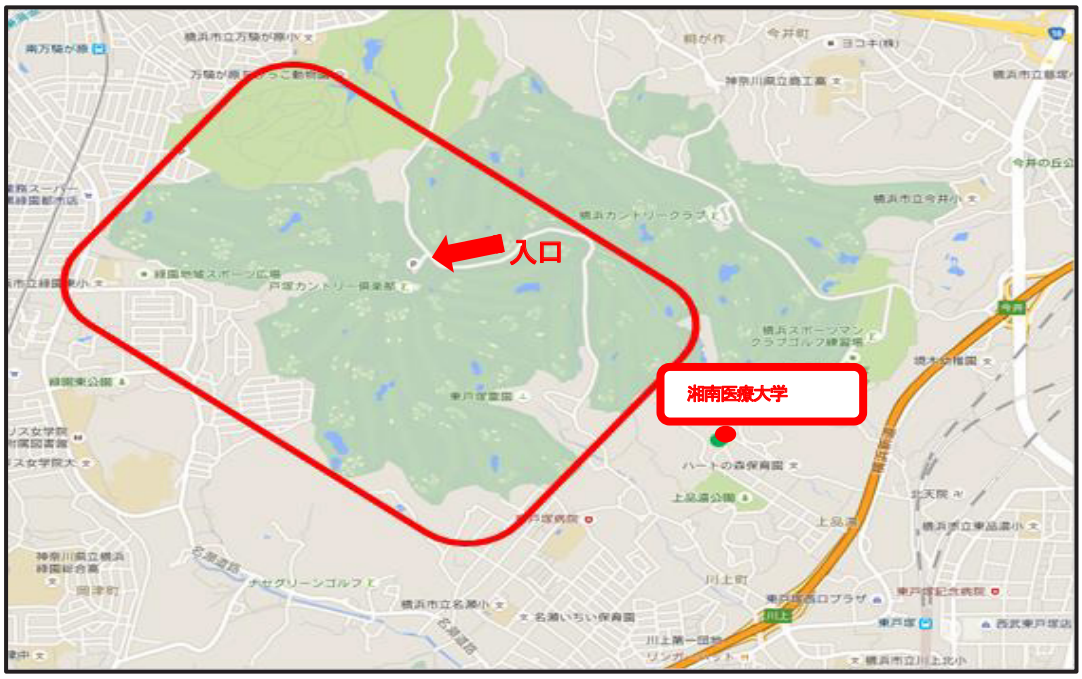

1）地震発生時の対応

（1）学内で揺れが起きた時

冷静に安全を確保し、身の安全を図ってください。
教職員の指示や学内放送に従い、揺れが収まるまで次の点に注意してください。

・講義室等のドアを開け、出口を確保する。
・窓ガラスの飛散を防ぐため、カーテンを閉め、割れたものが飛散しそうな場所から離れる。
・窓際から離れ、落下物から身を守る。
・実験等火気を使っている時は、安全を確保したうえで、火を消す。
・電気器具の電源を切る。

（2）（1）の揺れが収まった時

冷静に、落ち着いて教職員等の指示や学内放送に従ってください。余震発生の可能性があるので、十分注意してください。

避難する場合は、以下の点に注意してください。

・講義室等のドアを開け、避難可能な経路を確認する。
・停電の場合には、誘導灯を目印に避難する。
・衣類やカバン等で頭を覆い、落下物から身を守りながら姿勢を低くする。
・エレベーターは使用せず、必ず階段を使用する。
・火災が発生し消火不能の場合は、タオルやハンカチ等で口をふさぎ、煙を吸わないように気をつける。
・一時避難場所は、東戸塚キャンパスは上品濃公園である。ただし、状況によりその他の安全な場所に避難する。

（3）学外で地震が発生したら

・窓ガラス・外壁・看板等の落下物に注意する。
・落下物の危険がない広い通路に出て、安全を確保する。
・揺れが収まったら、近隣の緊急避難場所へ移動し身の安全を確保する。
・安否確認も含め大学へ現状を報告する。※「6.12 5）安否確認」参照

2）火災発生時の対応

火災が起きた時は、以下の行動をとってください。

・火災報知器や大声で火災を周囲の人に知らせる。
・教職員からの連絡を待たずに、発見者が直接「119番」に通報する。消火器や屋内消火栓を使用して、初期消火に協力する。
・初期消火で火が消せないと判断した場合は、速やかに避難する。避難時はエレベーターは使用せず、必ず階段を使用する。タオルやハンカチ等で口をふさぎ、煙を吸わないように気をつける。
・一時避難場所は、東戸塚キャンパスは上品濃公園であるが、状況により延焼の恐れがないその他の安全な場所に避難する。

3）Ｊアラート発令時の対応

万が一、ミサイル等の兵器が使用され、神奈川県内への影響が予想される時は、国からミサイル発射情報や屋内避難の呼びかけ等の緊急情報がＪアラート（全国瞬時警報システム）により通知され、携帯電話・スマートフォンの緊急速報メールや市区町村の防災行政無線等を通じて伝達されます。落ち着いて、直ちに以下の行動をとってください。

（1）屋外にいる場合

・近くの建物の中、または地下に避難する。
・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

（2）屋内にいる場合

・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

（3）学内にいる場合

・教室にとどまり、窓がある場合は、窓から離れる。
・教職員の指示や学内放送がある場合には、それに従う。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動については、内閣官房国民保護ポータルサイト（http://www.kokuminhogo.go.jp/）に掲載されていますので、参考にしてください。また、内容については、随時、更新されていますので各自で確認してください。

4）その他の災害（台風や集中豪雨等）発生時の対応

（1）台風や集中豪雨等による暴風雨・水害等の被害が発生した時

・近くの自治体の防災無線、消防署、警察署等からの情報に従って行動する。

（2）交通機関の不通時等

・交通機関の不通等による休講は、「2.9 交通機関の不通等による休講」を参照する。

※実習中における災害時の対応については実習担当教員の指導に従ってください。

５）安否確認

大地震の発生時や、台風・集中豪雨等による水害、その他の災害が発生した時は、manaba を利用した全学生の安否確認を行う場合があります。また、大きな天災や事故によるお知らせ等、緊急性の高い情報については、大学ホームページのトップページ【緊急時のお知らせ】にも掲載する場合があります。定期的にこれらの情報を確認してください。

大きな災害に直面した場合は、大学からの連絡を待たずに被災状況を知らせてください。被災していない場合は直ちに、被災した場合は連絡可能な状況になり次第、下記の電話あるいはメールアドレス宛に、①学籍番号、②氏名、③本人・家族の安否状況、④自宅・実家の被災状況、⑤その他の重要事項、を報告してください。

連絡先：湘南医療大学　事務室
電話　：045-821-0111
E-mail：renraku@sums.ac.jp

6.13　健康管理

１）健康診断・健康相談

学校保健安全法に基づいて、全学生を対象に校医による健康診断を実施します。指定された期日に必ず受診してください。疾病その他やむを得ない事情により所定日に受診できない場合は、あらかじめ事務室に申し出てください。

なお、学生本人の都合で所定日に受診しない場合、受診料が自己負担になることがあります。また、本学の健康診断項目で不足となる場合は、自分で必要な項目を健康診断機関等で受診してください。この場合の費用は自己負担となります。

健康診断結果は、実習施設にコピーを提出することがあるので大切に保管してください。

なお、健康診断の結果に基づき、校医による健康相談、保健師等による健康相談を随時行っています（要予約）。月１回カウンセラーも来校しています（要予約）。

２）感染症対策

医療・福祉の教育に係る大学の特殊性から、実習等で感染症に罹ると重症化しやすい方と接する可能性がありますので、感染症には特に注意が必要です。

- 結核対策として、毎年、定期健康診断で胸部レントゲン検査を行っています。
- 入学時の健康診断で麻疹（はしか）、風疹、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体検査を実施しています。
- 流行予測に合わせ、医療機関でのインフルエンザ予防接種を推奨します。
- 感染症罹患（疑）の対応は、次の図に沿って対処してください。

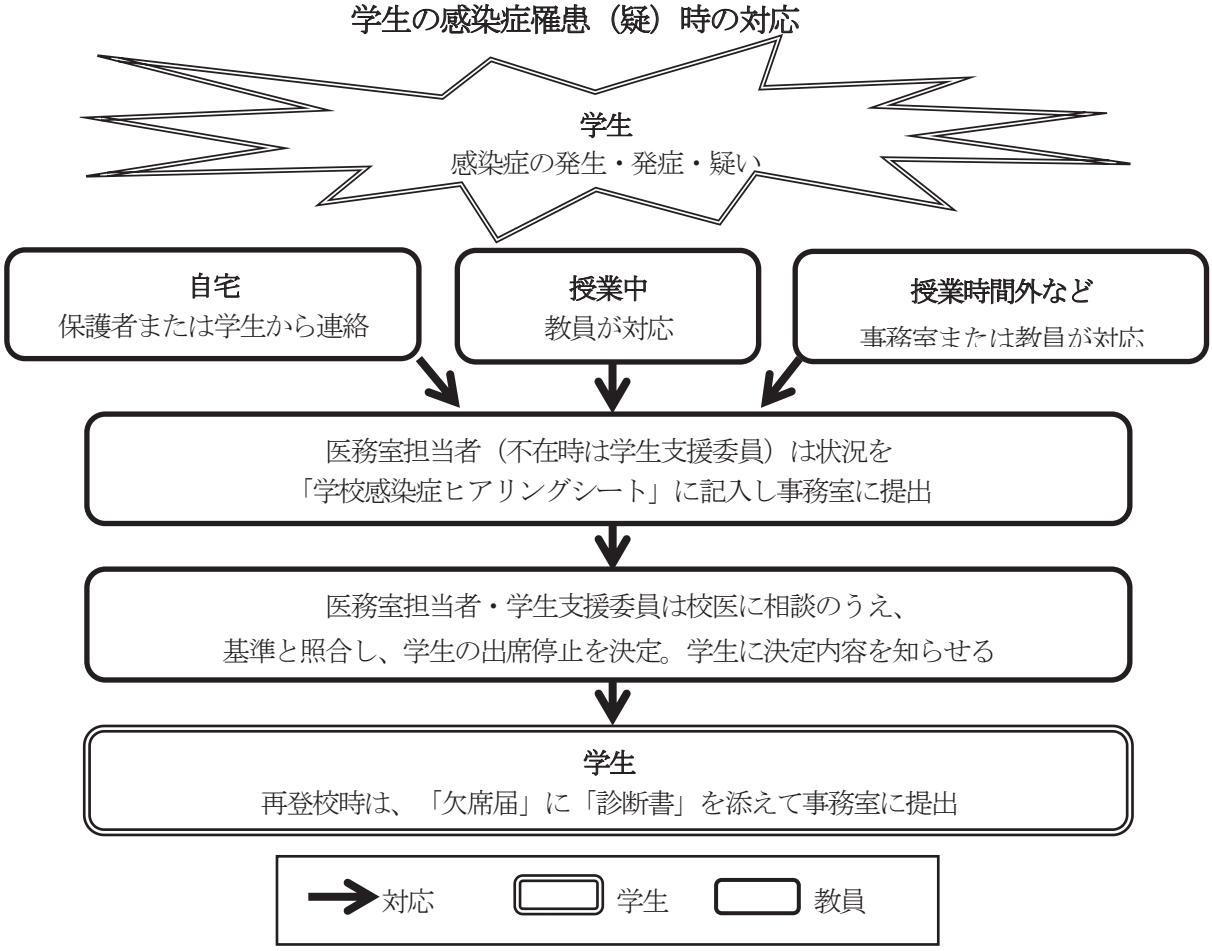

※実習中における感染症罹患（疑）時の対応については実習担当教員の指導に従ってください。

３）感染症罹患時の対応と出席停止

学校保健安全法では、学校内の感染症の流行を防止するため、学生が同法施行規則で定める感染症に感染した場合、感染の恐れがなくなるまで出席停止とすることを定めています。下記の病気にかかったら、事務室に連絡し、受診当日の診断書を入手し、登校可能になったのち、欠席届と診断書を事務室に提出してください。なお、出席停止期間は登校できません。治癒証明書の必要な感染症の場合には、登校する前に医師の診察を受け、「治癒証明書」を事務室または担当教員まで提出してください。（別表参照）

学校保健安全法施行規則が定める出席停止となる主な感染症及び出席停止期間

病　　名	出席停止期間	治癒証明書提出有無
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで	×
百日咳	特有の咳が消失するまで 又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	○
麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで	○
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し かつ、全身状態が良好になるまで	○
風疹	発疹が消失するまで	○
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	○
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで	○
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで	○
髄膜炎菌性髄膜炎		○
流行性角結膜炎		○
急性出血性結膜炎		○
その他の感染症		○

※「○○した後△日を」とした場合は、「○○」という現象が見られた日の翌日を第１日とする。

※本学においては「その他の感染症」に「感染性胃腸炎（ノロウイルス）」「マイコプラズマ肺炎」等を含むこととする。

※学校保健安全法施行規則　（昭和 33 年文部省令第 18 号）　令和３年４月１日施行をもとに作成

４）新型コロナウイルス感染症への対応

本学では【「登校及び対面授業」に伴う対応マニュアル】に沿って感染症対策を実施しています。当該マニュアルは感染症の流行状況に応じて随時変更していますので、本学ホームページ等で最新の情報を確認し、感染症対策を実施してください。

５）医務室について

気分が悪くなった時、けがをした時は医務室で応急処置を行います。必要に応じて、医療機関の受診を勧めます。急な傷病時に受診できるように、「健康保険被保険者証」を携帯しておいてください。

６）カウンセリング室の利用について

身体やこころの悩みに関する相談を希望する場合は、相談内容に応じて日程調整を行います。一緒に考えることにより、解決の糸口が見つかる機会が生まれることもあります。問い合わせや相談内容の秘密は厳守されます。

相談予約は、①事務室で予約をする　②メールで予約をする、のいずれかの方法で行います。

予約専用メールアドレス：　soudan@sums.ac.jp

メールの文面には学籍番号・名前・相談を希望する日時（例：○月○日○時から）を記入してください。予約のメールを送信すると予約受付のメールが返信されます。

もし、予約受付のメールが届かない場合は再度メールを送るか、事務室に来てください。

このメールアドレスは予約専用です。メールでの相談は行っていませんので注意してください。

７）AED の設置

AED：Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）

保健医療学部棟は、Ａ棟４階事務室横とＢ棟２階体育館前、Ｃ棟入口廊下の３か所に AED が設置してあります。

6.14　情報システム

１）情報システムの主な内容

学生は学内の情報システムを利用して次のことができます。学内の情報システムは教育・研究活動、その他大学における活動以外の目的に利用してはいけません。

1	Web の閲覧	学内のパソコンからインターネットに接続して、Web を閲覧できます。不適切な Web ページについては、閲覧が制限される場合があります。
2	蔵書検索	蔵書検索システムにより、本学図書館の蔵書検索ができます。
3	学習支援システム manaba	講義資料の配布や講義についてのお知らせ、課題提出や小テスト等を行います。また、学習成果を蓄積し、ポートフォリオ（学習履歴の確認）を作成できます。

２）情報システム利用上の注意

（１）パソコン等ネットワーク機器の利用上の注意

学内設置のパソコンの利用にあたっては、次の事項を厳守してください。

・パソコンの設定変更、ソフトのインストールは厳禁です。

・設置されているパソコン機器類を室外へ持ち出す、設置場所を変える等の行為は厳禁です。

・利用時はパソコンやプリンター等の電源を入れ、終了後は必ず電源を切ってください。

（２）コンピュータウィルス対策

コンピュータウィルスは年々多様化・悪質化し、その被害も増加しています。コンピュータウィルスの被害にあわないよう、次の点に留意してください。

○出所不明のデータを使わない。
○不審なメール・添付ファイル等をむやみに開かない。
○あやしいホームページを閲覧しない。

（３）USB メモリの紛失防止対策

USB メモリの持ち出しによる個人情報の事故を防ぐために、次の点に注意してください。

○USB メモリへの個人情報の記録・持ち出しは原則禁止する。
○USB メモリで持ち運ぶデータは必要最小限の範囲に限ること。
○USB メモリは小型で持ち運びやすい反面紛失しやすいので、ストラップ等を使用して、物理的な紛失を防止すること。
○万が一紛失した場合でも個人情報の漏えいにつながらないよう、USB メモリのパスワードロックや、ファイルの暗号化等技術的な措置をとること。

（４）学習支援システム「manaba」について

本学ではクラウド型教育支援サービスとして「manaba」を導入しています。manaba では、掲示板機能、配布資料の確認、課題提出、ポートフォリオ作成、申請書式のダウンロードおよび提出等ができるシステムとなっています。講義に関する重要な情報、本学からのお知らせ等が公開されますので定期的に確認するようお願いします。

manaba へのログイン方法

URL：http://sums.manaba.jp/

（初期 ID/パスワード）

ID：学籍番号　パスワード：生年月日

※数字８桁。ログイン後パスワードを変更願います。

メールアドレスの設置

manaba 上で配信された情報を確認するため、メールアドレスの設定をお願いします。

（５）学内 Free Wi-Fi

学内 Free Wi-Fi が使用できるエリアは、以下の通りです。

４階食堂とエントランス、１階学生ホール、５階以上のエレベーターホール

アクセスポイント名：‘freespot’ ＝ SecurityPassword（AES）

なお、パスワードは別途通知いたします。ID やパスワード、個人情報を含むアプリ、ログインが必要なサイトへのアクセスは自己責任のもと注意してください。

6.15　諸施設等の利用

１）院生研究室

C 棟地下 1 階に大学院生専用の研究室があり、学内に入館できる曜日・時間帯は自由に利用可能です。室内には院生個別のノートパソコンとプリンター（A4 サイズ限定）があります。入室には暗証番号が必要ですが、番号は別途通知します。

２）施設の利用について

院生が体育施設や演習室等本学の施設又は設備を占有して使用する場合は、原則として、使用期日の 3 日前までに「施設使用願」を事務室に提出し許可を受ける必要があります。各施設の利用時間等については、次の表のとおりです。

キャンパス	エリア／施設	学生が使用できる時間		
		平日	土曜日	長期休業期間（平日）
東戸塚	東戸塚キャンパス構内	8時00分～20時00分	8時30分～18時30分	8時30分～18時30分
	講義室、実習室、カンファレンス室	9時00分～20時00分	使用不可	9時00分～17時00分
	図書館	9時00分～20時00分	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分
	グループ学習室	9時00分～19時30分	9時00分～16時30分	9時00分～16時30分
	体育館	9時00分～20時00分	使用不可	9時00分～17時00分
	食堂、学生ホール	9時00分～20時00分	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分
その他	運動場（構外）	9時00分～17時00分（10月～３月は16時00分まで）		

○授業以外で使用する場合は許可が必要です（原則として、日曜日と祝日は使用できません）。講義室、実習室、カンファレンス室、体育館（東戸塚）、運動場（構外）を授業以外で使用する際は、使用の３日前までに事務室へ使用願を提出してください。

○使用許可を受けた場合でも、使用の調整や制限をすることがあります。

○グループ学習室は、空いていれば予約なしで使用できますが、必ず使用前に図書館カウンターへ申し出てください。ま

た図書館ホームページから事前に予約することができます。

○施設の占有の有無にかかわらず、学生が入構可能な時間帯を守ってください。

○個別の使用規程等がある施設は、その規則に従ってください。

○年末年始の期間（12 月 29 日～１月３日）は原則として入構不可で、すべての施設が使用できません。

○運動場(構外)は、神奈川県横浜市戸塚区汲沢６-21-１（横浜市営地下鉄ブルーライン「踊場駅」より徒歩 15 分）に設置されています。

３）施設利用上の諸注意

（１）使用上の遵守事項

①許可を受けた目的以外には使用しない。

②許可を受けた期間及び時間帯を厳守する。

③火災の予防及び盗難の防止に注意する。

④施設等を破損しない。

⑤その他許可に際して付された条件及び本学の指示に従う。

（２）許可の取消

施設等を使用する学生が次の事項に該当する場合は、使用の許可を取り消すことがあります。

①施設使用願に偽りがあった。

②許可に際して付された条件及び本学の指示に違反した。

③その他本学の施設等の管理及び使用に関する規程に違反した。

（３）破損等の扱い

万一、施設等を破損又は滅失した場合は、直ちに事務室に届け出てください。

（４）原状の回復

施設等の使用が終わった時、又は使用の許可を取り消された時は、整理清掃し原状を回復するとともに、火元、電源、水栓、防犯を点検してください。

（５）学生の講義室・演習室の利用に当たっての注意事項

講義室・演習室の利用に当たっては、学生規程第 12 条に基づき、原則として３日前までに「施設使用願」を提出し、許可を得る必要があります。

施設使用の許可を得ていない講義室等の利用は、一時的な利用ということになり、特に次の点に留意してください。

①授業や正式な手続きを行った利用が優先するため、必要に応じて速やかに退室できるようにする。

②一時的な利用に当たっては、部屋のドアは開けておく。

③室内の視聴覚機材等を使用しない。また、机、椅子は退室する際に原状復帰する。

４）食堂・学生ホール・売店の利用について

東戸塚キャンパス保健医療学部棟の４階の食堂の営業時間は、月曜日から金曜日の 11 時 00 分～14 時 00 分（土・日・祝日は休み）です。営業時間外は、学生の交流スペースとして利用可能です。学生ホールは、東戸塚キャンパス保健医療学部棟１階にあります。食堂や学生ホールはマナーを守って清潔に利用するように心がけましょう。

売店は、東戸塚キャンパス保健医療学部棟のＡ棟４階のエレベータホール横にあり、書籍、文具等を取り扱っています。営業時間は、月曜日から金曜日の 11 時 00 分～14 時 00 分（土・日・祝日は休み）です。

※なお、長期休暇期間は原則として休みです。臨時営業等は掲示でお知らせします。

５）コピー機の利用

売店前にコピー機（カラー対応）がありますので活用してください。コピー機の使用料は、白黒１枚 10 円（両面 20 円）、カラー1 枚 50 円（両面 100 円）です。なお、院生研究室に A4 サイズ限定のプリンターもあります。用紙が切れた場合は、事務室窓口に申し出てください。

６）学生寮

本学では、女子寮を設置しています。グループ校の学生や現職看護師が居住し、交流もできます。希望者には、茅ヶ崎市室田の寮に加えて、横浜市磯子区汐見台の寮も紹介しています。詳細について知りたい方は事務室にお問い合わせください。

6.16 ハラスメントへの対応

１）ハラスメントの定義

ハラスメントとは、いやがらせ、いじめという意味で、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど多くの種類があります。他者への言動が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

（１）セクシャル・ハラスメント

相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為を指します。

（２）アカデミック・ハラスメント

学内で、教職員がその権力を濫用して学生等に対して行う、数々の嫌がらせ行為を指します。

（３）パワー・ハラスメント

立場が上位の者が下位の者に対して、その地位と職権を利用して嫌がらせをすることを指します。

（４）その他のハラスメント

日常生活の中で、他者に精神的苦痛や物質的損失を与える結果となる行為を指します。定量的かつ厳密な定義は存在せず、ある行為をある者が不快に感じれば、その者にとってその行為はハラスメントとなります。

２）皆さんが認識すべき事項

ハラスメントを防止するためには、まず上記のような言動を行わないようにすることが肝要です。自分の行為がハラスメントであると気付かない人もいるので、皆さん全員が次のことを認識する必要があります。

（１）対人関係の中で、言動に対する受け止め方には個人や男・女間、その人物の立場によって差があること。具体的には次の点に留意する必要があります。

① 親しさを表すつもりの言動でも、相手を不快にさせる場合があること。

② 不快感には個人差があること。

③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な思い込みをしないこと。

（２）相手が拒否したり、または嫌がったりしていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないこと。

（３）ハラスメントであるか否かについて、相手から意思表示があるとは限らないこと。

（４）ハラスメントを容認したり、見て見ぬふりをしたりしないこと。

３）ハラスメントを受けたと感じた・身近に起きたとき

ハラスメント相談員やカウンセラーによる相談体制を整えているので、ハラスメントと感じたり、身近でハラスメントを見聞きしたりしたら、一人で悩まずに相談してください。相談者のプライバシーや秘密が厳守されます。相談や申し出を行ったことで不利益な取り扱いを受けることはありません。

４）相談に関する問合せ

○ ハラスメント防止委員会　　E-mail：hpc@sums.ac.jp

○ 事務室　TEL：045-821-0188　　E-mail：grad-hs@sums.ac.jp

6.17　生活上のトラブル防止と対応

１）個人情報の取り扱い

個人情報を安易に第三者に提供することによって、勧誘や架空請求等のトラブルに巻き込まれる恐れがあるので、マイナンバーや各種カードの管理、個人情報の管理を徹底してください。

万が一のために、学生全員は個人情報の漏洩対策に関する保険に加入しております。

２）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等インターネット利用上の禁止事項と注意事項

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）はコミュニケーションツールとして有益な機能を保有し、うまく活用することで、役立つメディアです。その一方で、たくさんのリスクがあり、使い方によっては皆さんや周りの人の人生に大きなダメージを与えることも起こり得ます。ソーシャルメディアを活用する際は、各ソーシャルメディアの特性を理解したうえで、投稿や書き込みを行ってください。また、一度掲載した情報は完全に消去することはできません。書き込み・アップロードする際は、事後に後悔をしないよう、本当に公開しても大丈夫なのかを自分自身に問い直してください。

【禁止事項】

①本学ロゴ・マークの無断使用

②本学若しくは第三者に不利益、損害を与える行為又はその恐れのある行為

③本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩するなど第三者のプライバシーを侵害する行為
（例：実習記録の掲載、実習風景の撮影等）

④本学（本学の学生及び教職員を含む）又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗・中傷したりする行為

⑤本学（本学の学生及び教職員を含む）又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する行為

⑥公序良俗に反するなど、本学の信用、品位を損なう行為又はその恐れのある行為

⑦犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為又はその恐れのある行為

⑧法律、条例その他の法令に違反する行為又はその恐れのある行為

⑨営業活動、政治的活動、宗教的活動及び選挙活動に関係する行為

⑩人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為

⑪入試選考の内容の開示、他学との比較など、本学の学生募集・広報に不利益をもたらすと判断されるものの掲載

⑫他の利用者、第三者等になりすましたものの掲載

⑬当該 SNS の運営会社が定める禁止行為

⑭その他本学が不適切と判断するものの掲載

【注意事項】

①匿名であっても前後の内容や、他のサービス等から発信者が特定される場合があることを理解してください。

②発信内容は半永久的にインターネットに残存する可能性があることを理解してください。

③誠実で責任ある態度をとってください。

④感情的な対応を控え、冷静に対応してください。

３）キャンパス内の禁酒・禁煙

キャンパス内では、禁酒・禁煙です。大学周辺の駐車場や民家の近くでの喫煙や吸殻のポイ捨て等は、火災の原因にもなるため絶対に行わないでください。

４）麻薬・大麻・指定薬物（危険ドラッグ）使用等の被害防止と使用禁止

麻薬・大麻・指定薬物（危険ドラッグ）等は、所持、使用、購入、譲り受けについて、法律で禁止されています。いかなる状況であっても、違法な薬物に絶対手を出すことのないようにしてください。

５）刺青・タトゥーの禁止

様々な医療機関で、刺青・タトゥーのある従事者の就業は不適切とされ、刺青・タトゥーは禁止されています。また、刺青・タトゥーがあることにより、医療機関への就職及び就業が制限されることがあります。本学では、医療従事者を目指す者のマナーとして、刺青・タトゥーを入れることを禁止しています。

7　図書館

本学所属者は、湘南医療大学図書館の３館（保健医療学部図書館・薬学部図書館・山手図書館）が利用できます。

ここでは基本的な保健医療学部図書館と山手図書館利用について説明していきますが、状況に応じて制限を設ける場合があり、その限りではありません。その際は、図書館ホームページまたは湘南医療大学図書館のツイッター（@sums_libraly）より随時情報を発信しますのでご確認ください。

7.1　開館時間・休館日

１）開館時間

・平日（月曜日～金曜日）　９時00分～20時00分
・土曜日　９時00分～17時00分
・春・夏・冬季休業日　９時00分～17時00分

２）休館日

・日曜日、祝日
・図書館長が必要と認めた日

３）臨時休館等

・天候や交通状況により開館状況が変更になる場合があります。その都度、館内掲示や図書館ホームページ等でお知らせします。

7.2　図書館資料の利用

１）館内閲覧

・図書・雑誌など：自由閲覧可
※図書は請求記号順に、雑誌はタイトル順（和雑誌は五十音順、洋雑誌はアルファベット順）に並んでいます。
※閲覧後は、返却台に置いてください。
・新聞：当日分は自由閲覧可
※最新１年分を保管しておりますので、閲覧希望の場合は、申込用紙を図書館カウンターに提出してください。

２）館外貸出

・期間：２週間
・冊数：全館合わせて５冊まで
・対象：図書
※参考図書、指定図書、国家試験関連の図書は除く。
・手続：貸出希望図書と学生証を持って、図書館カウンターへ行く。

３）返却

・返却方法①：図書館カウンターでの返却

・返却方法②：ブックポストへの返却

※ブックポストは閉館時のみ利用できます。

※ブックポストに投函する際は、図書館資料が損傷しないようご注意ください。

※ＤＶＤ等の付録物付で貸し出された資料は、ブックポスト経由での返却ができません。

※ブックポストに投函された図書館資料は、翌開館日の返却扱いになります。

※延滞した場合は、掲示板等により督促を行います。

４）貸出予約

・冊数：５冊まで

・対象：他の利用者が貸出中の図書館資料のみ

・手続①：図書館カウンターに申し出る。

手続②：蔵書検索システムから各自で行う。

・取り置き期間：１週間

・連絡：メール

５）貸出延長

・回数：１回のみ

・期間：初回返却期限日から２週間

・条件：予約が入っていない／延滞していない／延長回数を越えていない／
貸出停止期間中ではない

・手続①：図書館カウンターに申し出る。

手続②：蔵書検索システムから各自で行う。

６）特別貸出

実習に合わせて貸出ができる実習貸出制度があります。

制度利用には条件がありますので、希望者は、カウンターへお声掛けください。

７）視聴

・視聴方法①：館内パソコン

視聴方法②：ポータブルプレイヤー

※必ずヘッドホン等を利用し、音が漏れないよう注意してください。

・対象：図書館所蔵の視聴覚資料

・手続：視聴希望資料と学生証を持って、図書館カウンターへ行く。

7.3　各種サービス

１）館内パソコンの利用

・対象①：デスクトップパソコン【保健医療学部図書館：３台】

対象②：ノートパソコン【保健医療学部図書館：10 台】

・できること①：蔵書検索
できること②：有料データベース・電子ジャーナルの閲覧
※利用をしたい方は図書館職員にお声かけください。
※医書.jp オールアクセス（要利用登録）、医中誌 Web、MEDLINE with Fulltext、ProQuest Nursing and Allied Health Source は、学外でも利用できます。
できること③：課題作成
できること④：本学関連施設紹介映像資料の視聴
・注意①：一回の利用は原則１時間までです。
それ以降は図書館職員から利用交代依頼がない限り、継続して利用することができます。
注意②：ノートパソコンを館外へ持ち出すことはできません。

２）文献複写

・コピー種別：白黒
・条件：著作権法で定められている範囲内／図書館所蔵資料のみ
・手続：申込用紙に記入の上、図書館カウンターに提出する。
・料金：１枚 10 円
※カラーコピーをご希望の方は、図書館職員にお声かけください。

３）他大学図書館資料等の取り寄せ

・対象：当館が所蔵していない資料
・手続：申込用紙を図書館カウンターに提出する。
・取り寄せ方法①：現物貸借（資料そのもの）
※費用：資料の往復の送料
・取り寄せ方法②：文献複写（資料のコピー）
※費用：コピー代 + 送料

４）紹介状・共通閲覧証の発行

・条件：利用したい資料が他大学図書館等しか所蔵していない／訪問するために紹介状等が必要
・発行物①：紹介状
※図書館カウンターで申請（発行には約１週間かかりますので、お早めに申請ください。）
・発行物②：共通閲覧証
※神奈川県内の大学図書館（一部）等のみ対象
※図書館主催の講習会の受講が条件

５）レファレンス

文献や情報の調査でお困りの際に図書館職員がサポートします。お気軽にお声かけください。

６）図書館ホームページ（https://sums.ac.jp/html/library/）

図書館に関する情報の発信や、情報検索に役立つホームページの紹介等を掲載しています。
どうぞご利用ください。

7.4　利用上の注意

１）罰則

・延滞後に返却した場合、延滞期間相当日数の貸出停止となります。
　加えて、延滞期間が 30 日を越えた場合は、１冊 3,000 円の延滞料を徴収します。

・図書館資料等を紛失または汚破損等をした場合、原則として、同じ資料または大学が指定する同等の資料等を購入し、弁済していただきます。速やかに図書館カウンターに届け出てください。

２）禁止事項

・館内での飲食（蓋付きの飲み物のみ、飲用時以外はカバンにしまうことを条件に持込み可）
・図書館資料の無断持ち出し（発覚した場合、学生証の提示及び指定書類の提出有）
・携帯電話、スマートフォン等での通話
・私語やその他静寂を妨げる行為、他の利用者の迷惑となる行為
・私物（ノートや売店で購入した書籍、講義で配布された資料など）のコピー

３）その他

・所持品は各自の責任において管理し、閲覧席に置いたまま長時間空席にしないでください。
・図書館に設置している備品が不調の場合、速やかに図書館カウンターまでお知らせください。
・グループ学習室の利用については、図書館ホームページをご覧ください。
・図書館内は細かい温度調整ができませんので、季節に関係なくひざ掛け等をご用意ください。
・卒業後も図書館を利用することができます。
　下記「図書館サービス範囲表」をご覧の上、詳細は図書館職員にお尋ねください。

●図書館サービス範囲表

項目		対象者	
		学部学生 大学院生	卒業生
入館申請			※1 ※2
館内閲覧	図書	○	○
	雑誌 （新聞含む）	○	○
	視聴覚	○	○
館外貸出	図書	5冊まで/2週間	5冊まで/2週間 ※3
	雑誌 （新聞含む）	×	×
	視聴覚	×	×
貸出予約		○	○
貸出期間延長		○	○
館内複写		○	○
グループ学習室		○	×

項目		対象者	
		学部学生 大学院生	卒業生
館内PC	デスクトップ	○	○
	ノート （保健医療学部 図書館のみ）	○	×
レファレンス		○	○
相互貸借		○	×
紹介状発行		○	×
共通閲覧証発行		○	×
データベース	閲覧	○	○
	印刷 （保健医療学部 図書館のみ）	○	※4
電子ジャーナル	閲覧	○	○
	印刷 （保健医療学部 図書館のみ）	○	※4
USBからの印刷		○	×

※１　大学事務室で入館証を受け取ってください。

※２　図書館カウンターで手続きをしてください。詳細は図書館職員にお尋ねください。

※３　卒業生利用カード登録（無料）が必須です。

※４　印刷はできません。USB メモリ等へのデータ保存は可能です。

8　院生関係規程

8.1 湘南医療大学大学院学則

湘南医療大学大学院　学則

（平成 31 年４月１日制定）
（令和３年４月１日改正）
（令和４年４月１日改正）
（令和５年４月１日改正）

目次

第１章　総則 49

第１節　目的 49
第２節　研究科の構成 49
第３節　学年、学期及び休業日 50

第２章　通則 50

第１節　修業年限及び在学年限 50
第２節　入学、転入学及び再入学 51
第３節　教育方法、教育課程、単位及び履修方法 52
第４節　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍 53
第５節　課程の修了及び学位の授与等 54
第６節　賞罰 54
第７節　研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生 54
第８節　入試検定料及び学生納付金 55

第３章　補　則 55

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価等）

第２条　本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　本大学院は、前項の自己点検評価及び評価の結果について政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

３　自己点検及び自己評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

（情報の公表）

第３条　本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することが可能な方法によって積極的に情報を公表するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第４条　本大学院は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第２節　研究科の構成

（研究科）

第５条　本大学院に置く研究科、専攻科及び学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	12	24

２　研究科は、研究科及び各専攻の人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を別表１及び別表２に定める。

３　各研究科は、前条の目的を達成するために、研究科及び専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針並びに入学者の受入の方針を別表３に定める。

（教職員）

第６条　本大学院に、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他職員を置くことができる。

（研究科長）

第７条　研究科に研究科長を置く。

２　研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

（大学院運営管理会議）
第７条の２　本大学院の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るために、大学院運営管理会議を置く。
２　大学院運営管理会議に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）
第８条　本大学院に、保健医療学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）を置く。
２　研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第３節　学年、学期及び休業日

（学年）
第９条　学年は４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）
第 10 条　学年を分けて、次の２学期とする。
前期　４月１日から９月 30 日まで
後期　10 月１日から３月 31 日まで
２　学長は必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

（休業日）
第 11 条　休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に定める休日
(3) 創立記念日
(4) 春期休業日
(5) 夏期休業日
(6) 冬期休業日
２　学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第２章　通則

第１節　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第 12 条　本大学院の修業年限は、２年とする。ただし、本条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修制度」という。）ができる。

（在学年限）

第13条　学生は本大学院においては、４年を超えて在学することができない。

２　前項の規定にかかわらず、第19条（転入学）又は第20条（再入学）の規定により入学を許可された学生は、第19条第２項又は第20条第２項の規定により定められた修業年限の２倍の年数を超えて在学することはできない。

３　前２項の規定にかかわらず、学長が、教育上特別必要があると認めた場合は、この限りではない。

第２節　入学、転入学及び再入学

（入学の時期）

第14条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第19条及び第20条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

（入学の資格）

第15条　本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育の16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者。

２　本大学院の修士課程に入学することのできる者は、前項の規定を充足し、かつ次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 看護学、理学療法学、作業療法学などの医療保健分野において、学士課程卒業レベルの知識・技術を有している者

(2) 助産師国家試験受験資格を希望する者は、保健師助産師看護師法に規定する、看護師免許を有する（取得見込を含む）女子

（入学の出願）

第16条　本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本学に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第17条　前条の入学志願者については、所定の選考の後、研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第18条　選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（転入学）

第19条　他の大学院に在学している者で本大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当と認める年次に入学を許可することができる。

２　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

（再入学）

第20条　次の各号の一に該当し、再入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第32条の規定により退学した者

(2) 第33条第１号又は第４号の規定により除籍された者

２　前項により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、修業年限及び在学年限は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第３節　教育方法、教育課程、単位及び履修方法

（教育方法）

第21条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育課程）

第22条　研究科が設置する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表４に定める。

（単位の計算方法）

第23条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

（単位の授与）

第24条　授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第25条　成績の評価は、秀・優・良・可・不可の５種とし、秀・優・良・可を合格とする。

２　修士論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

（教育方法の特例）

第26条　学長は、教育研究上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第27条　学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、当該大学院における履修を認めることができる。

２　前項の規定により修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10 単位を限度として、本大学院において修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第28条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）については、転入学及び再入学の場合を除き、研究科委員会の議を経て、10 単位を超えない範囲で修了要件単位として認めることができる。

第４節　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学及び復学）

第29条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き３か月以上修学できないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

２　学長は、病気のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

３　休学期間は１年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に１年以内に限り、期間を延長することができる。

４　休学期間は、通算して２年を超えることはできない。

５　休学期間は、第13条の在学年限に算入しない。

６　休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第30条　他の大学院への転学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第31条　外国の大学院に留学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める修業年限に含めることができる。

３　留学に関する事項は別に定める。

（退学）

第32条　退学しようとする学生は、その事由を付して、保証人連署の上所定の書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第33条　次の各号の一に該当する学生は、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第13条に定める在学年限を超えた者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 第29条第４項に定める休学期間を超えて、なお修学することできない者

(5) 死亡した者

第５節　課程の修了及び学位の授与等

（修士課程の修了）

第34条　本大学院に第12条（修業年限）、第19条第２項（転入学）、第20条第２項（再入学）の修業年限以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

（学位）

第35条　学長は、修士課程を修了した学生に対し、次の学位を授与する。

保健医療学研究科　保健医療学専攻 修士（保健医療学）

２　学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第６節　賞罰

（表彰）

第36条　学長は、本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の意見を聴いて表彰することができる。

（懲戒）

第37条　学長は、本大学院の学則その他諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第７節　研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

（研究生）

第38条　学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の専門事項について研究を志願する者があ

るときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第38条の２　学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第39条　学長は、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第40条　学長は、本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要事項は、別に定める。

第８節　入試検定料及び学生納付金

（入学検定料及び学生納付金）

第41条　本大学院の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費及び休学在籍料の金額は別表５及び別表６に定める。

２　納付した入学検定料及び学生納付金等は、原則、返還しない。

３　研究生、聴講生、科目等履修生については別に定める。

第３章　補　則

（雑則）

第42条　この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第43条　この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。但し、第15条から第18条までの規定は、平成31年１月４日から適用する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

別表１

研究科・専攻の教育研究上の目的

研究科・専攻	教育研究上の目的
保健医療学研究科 保健医療学専攻	保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること

別表２

研究科・専攻の人材の養成の目的

研究科・専攻	人材の養成の目的
保健医療学研究科 保健医療学専攻	①　保健医療学の３領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成 ※保健医療学を基盤に、健康増進・予防、心身機能回復及び助産学に関わる諸問題・課題を的確に解明する能力を身につけて、創造性かつ実践的な専門的知識・技術を有する高度専門職業人の養成を目的として、教育研究を行う。 ②　臨床的学問探求を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場（医療施設、保健施設、行政、地域）で高度な医療専門性を生かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成 ※地域包括医療システムの中で、症例個々に合った疾病予防や診断・治療とQOL向上のために、医療専門職との相互理解とチーム医療を推進できる人材を養成する。

別表３

保健医療学研究科の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの方針

学位授与の方針	本研究科では、所定の期間在学し、定める科目の所定の単位を修得し、高度専門知識を習得し、以下に示す保健医療学に関わる教育研究の資質能力を修得し、修士論文を作成し、定める試験に合格した学生に修士（保健医療学、Master of Health Sciences）の学位を授与する。 本研究科を修了する学生は、次に掲げる資質能力を身につけるものとする。 共通科目及び専門科目において、身につけるべき素養は以下の①～⑥とする。 ①（専門知識・能力・研究分野以外の人間や社会の多様性への理解） 学際的・多角的な視野に立ち、人文・社会・自然科学など幅広い学問の素養を基に、生命の尊厳を重視し、「保健医療学」に通暁し、高度専門職業人、研究者として社会的に貢献できる能力を有している。 ②（実践力・教育活用力） 保健医療学分野において研究ならびに教育的視点を有する専門職として、地域連携できる現場での臨床実践者、あるいは保健医療関連の教育に携わる能力を有している。 ③（研究課題の発見、考察、設定、研究方法の構築） 多様なニーズに基づき、各専攻領域に関わる諸問題・課題を独自に見いだして考察の上、自らの研究・課題を計画的に進め、諸課題を科学的に改善・解決する論理的思考、分析評価能力、及び論理的態度を備えている。 ④（管理・指導力） 保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で高度専門職業人として協働し、患者の状況を的確に対応した医療を提供できる能力に加え、中心的役割を担える管理・指導能力を有している。 ⑤（コミュニケーション・表現力） 研究者に求められる論理的なプレゼンテーション・コミュニケーション能力に加え、学術文献を活用して専門知識等を修得・理解することができ、論文作成・文章表現能力を有する。 ⑥（社会的な責任と倫理観） 高度専門職業人に求められる豊かな教養と臨床に根ざした社会的な責任と倫理観を有している。

	特別研究科目において、身につけるべき素養は以下とする。 共通科目及び専門科目で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探究する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアに適応できる能力を修得する。更に、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。
教育課程編成 ・実施の方針	① 共通科目のカリキュラム・ポリシー 「共通科目（15 科目）」は、保健医療学の総括的なコンセプトの修得、多職種との連携能力、並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立てる科目及び、保健医療に関する幅広い知識・技術の修得に基盤となる科目を配置する。 ② 専門領域科目のカリキュラム・ポリシー 健康増進・予防領域、心身機能回復領域、助産学領域の専門性を深めて、保健医療学における高度専門職業人を育成するために、３研究領域に固有の「専門科目（55 科目）」を配置する。 この専門科目は、相互の関連を常に意識した横断的な科目群の設定になっているため、個々の学生が選択した研究主領域の単位取得の他に領域を超えて、関連した科目の単位を取得することも可能とし、理論面の構築と高度の専門知識・技術を修得して、専門分野における優れた実践能力を身に付け、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得を可能としている。 ③ 特別研究科目のカリキュラム・ポリシー 特別研究科目（3 科目）は、修士論文に必要となる科目を配置する。選択した主となる研究領域科目にかかる研究成果を、修士論文として提出する。修士論文は、関連する３名の教員によって、年度末に開催される修士論文審査会の審査を受け、合格者に修士号を与える。 また、「特別研究科目」では、「共通科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探究する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアシステムに適応できる能力を修得する。また、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。
入学者受入れの 方針	① 人間に対する深い関心を持ち、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人 ② 幅広くより高度に学ぶために、人文・社会・自然科学などの必要な基礎学力を有している人 ③ 保健・医療の専門的臨床実践者として必要な学問、技術の修得に意欲的な人 ④ 地域社会とその保健・医療に関わる課題への科学的探究と解明や、地域貢献に寄与していく意欲のある人 ⑤ 責任感と倫理観を備え、創造性や社会性を兼ね備えた人 ⑥ 協調性があり、高いコミュニケーション能力を備え、多職種連携に意欲を持つ人 ⑦ 保健医療分野の指導的役割を担う意欲のある人

別表４　湘南医療大学大学院保健医療学研究科教育課程表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	
共通科目		保健医療学特論	1前	2	
		医療倫理学特論	1前	2	
		医療社会学特論	1後		2
		生涯教育特論	1後		2
		英語講読	1前		2
		研究特論	1前	2	
		医療管理学特論	1前		2
		形態機能・病態学特論	1後		2
		家族ケア特論	1前		2
		多職種協働・地域連携特論	1後	2	
		看護教育特論	1後		2
		看護理論	1前		2
		コンサルテーション論	1後		2
		フィジカルアセスメント	1前		2
		臨床薬理学	1後		2
		小計（15科目）		8	22
専門科目	健康増進・予防領域	在宅・公衆衛生学特論Ⅰ	1前		2
		在宅・公衆衛生学特論Ⅱ	1前		2
		在宅・公衆衛生学演習	1後		4
		女性保健学特論Ⅰ	1前		2
		女性保健学特論Ⅱ	1前		2
		女性保健学演習	1後		4
		精神保健医療学特論Ⅰ	1前		2
		精神保健医療学特論Ⅱ	1前		2
		精神保健医療学演習	1後		4
		生活支援医療学特論Ⅰ	1前		2
		生活支援医療学特論Ⅱ	1前		2
		生活支援医療学特論Ⅲ	1前		2
		生活支援医療学演習Ⅰ	1後		4
		生活支援医療学演習Ⅱ	1後		4
		がん看護学特論Ⅰ	1前		2
		がん看護学特論Ⅱ	1後		2
		がん看護学特論Ⅲ	1後		2
		がん看護学特論Ⅳ	1後		2
		がん看護学特論Ⅴ	1後		2
		がん看護学演習Ⅰ	1前		2
		がん看護学演習Ⅱ	1前		2
		がん看護学実習Ⅰ	1後		2
		がん看護学実習Ⅱ	2前		4
		がん看護学実習Ⅲ	2前		4
		感染看護学特論Ⅰ	1前		2
		感染看護学特論Ⅱ	1前		2
		感染看護学特論Ⅲ	1前		2
		感染看護学特論Ⅳ	1前		2
		感染看護学特論Ⅴ	1後		2
		感染看護学演習Ⅰ	1後		2
		感染看護学演習Ⅱ	1後		2
		感染看護学実習Ⅰ	1後		3
		感染看護学実習Ⅱ	2前		4
		感染看護学実習Ⅲ	2前		3
	健康増進・予防領域　（34科目）小計			0	86
	健康増進・予防領域	運動・動作制御学特論	1前		2
		運動・動作制御学演習	1後		4
		呼吸循環機能学特論	1前		2
		呼吸循環機能学演習	1後		4
		運動機能回復学特論	1前		2
		運動機能回復学演習	1後		4
		脳機能回復学特論	1前		2
		脳機能回復学演習	1後		4
	心身機能回復領域　（8科目）小計			0	24

専門科目	助産学領域	助産学概論	1前		2
		助産学特論Ⅰ	1通		4
		助産学特論Ⅱ	1通		6
		地域･国際助産学特論	1前		2
		助産管理・経営学	1前		2
		母乳育児支援論	1後		1
		比較文化助産論	2前		1
		助産学教育･研究・実践論	2前		1
		助産学演習Ⅰ	1前		2
		助産学演習Ⅱ	1前～2前		2
		助産学実習Ⅰ	1前		2
		助産学実習Ⅱ	1後～2前		8
		助産学実習Ⅲ	2前		1
	助産学領域　（13科目）小計			0	34
専門科目　（55科目）計				0	144
特別研究科目		健康増進・予防特別研究	1～2通		10
		心身機能回復特別研究	1～2通		10
		助産学特別研究	1～2通		10
		小計（3科目）		0	30

修了要件	（修了要件） 学位取得にあたっては、以下の通りとする。 【修士（保健医療学）】 共通科目から12単位以上（必修科目8単位、選択科目4単位以上）、専門科目から10単位以上（選択した特別研究に係る研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）、特別研究科目から10単位を履修し、合計32単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格すること。また、助産師国家試験受験資格を取得する者は、上記に加え、助産学領域の選択科目13科目34単位の内、「助産学教育・研究・実践論」科目を除く12科目33単位を取得すること。 ※ なお、高度実践看護師（がん看護学・感染看護学）の受験資格を取得する者は、共通科目の「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「看護教育特論」、「看護理論」、「コンサルテーション論」の中から8単位を履修し、かつ、「形態機能・病態学特論」、「フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学」の6単位を履修する。 専門科目からは「がん看護学特論Ⅰ～Ⅴ」または「感染看護学特論Ⅰ～Ⅴ」、「がん看護学演習Ⅰ～Ⅱ」または「感染看護学演習Ⅰ～Ⅱ」、「がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ」または「感染看護学実習Ⅰ～Ⅲ」の24単位を履修すること。

別表５

入学検定料

項目	金額
入学検定料	35,000

別表６

学生納付金（入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、休学在籍料）

保健医療学研究科保健医療学専攻

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
施設設備費（年間）	200,000
休学在籍料（半期）	30,000

保健医療学研究科保健医療学専攻内健康増進・予防領域内において高度実践看護師（がん看護）受験資格を取得する者

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
施設設備費（年間）	200,000
実験実習費（年間）	12,500（1 年次） 100,000（2 年次）
休学在籍料（半期）	30,000

保健医療学研究科保健医療学専攻内健康増進・予防領域内において高度実践看護師（感染看護）受験資格を取得する者

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
施設設備費（年間）	200,000
実験実習費（年間）	30,000
休学在籍料（半期）	30,000

保健医療学研究科保健医療学専攻において助産師国家試験受験資格を取得する者

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
実験実習費（年間）	500,000
施設設備費（年間）	200,000
休学在籍料（半期）	30,000

湘南医療大学大学院学位規則

（平成31年４月１日）
最新改正（令和３年５月26日）

（趣旨）
第１条　この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学位規則（昭和28年文部省令第９号）の規定に基づき、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、湘南医療大学大学院（以下「大学院」という。）が授与する学位に関し、必要な事項を定める。

（学位）
第２条　大学院において授与する学位は、修士とする。学位に付記する専門分野の名称等は、別に定める。

（学位授与の要件）
第３条　学位は、大学院学則に定めるところにより、大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に合格した者に対し、保健医療学研究科委員会の議を経て授与する。

（学位論文の提出）
第４条　学位を申請する者は、修士学位申請論文等に要旨を添え、研究指導教員の承認を得て、保健医療学研究科委員会に所定の部数を提出するものとする。

（論文審査会）
第５条　修士学位論文の審査は、保健医療学研究科委員会に設ける論文審査会が定める論文審査委員がこれを行う。
２　論文審査委員には主査を置き、ほかに論文審査会が選定する副査２名を加えることとする。

（最終試験）
第６条　修士の学位に関する最終試験は、論文審査委員が行う。
２　最終試験は、修士学位論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。
３　最終試験は口頭試問による。
４　前２項による最終試験の評価は、別表に定める基準により行う。

（専攻分野の名称）

第７条　本大学院の修士の学位を授与するに当たっては、当該学位のあとに次の専攻領域を付記するものとする。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士（保健医療学）

（学位の名称の使用）

第８条　学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。

（１）修士（専攻分野）（湘南医療大学）

（学位授与の取り消し）

第９条　本学において学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、保健医療学研究科委員会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

（改廃）

第10条　この規則の改廃は、保健医療学研究科委員会及び大学院運営管理会議の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附　則

この規則は、平成31年４月１日より施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年５月26日から施行し、改正後の第６条第４項の規定は、令和２年４月１日から適用する。

別表（第６条第４項関係）

修士論文審査および最終試験に関する基準

修士論文審査における最終試験は、提出された論文に関するプレゼンテーションを行わせ、主査および2人の副査による口頭試問を実施する。主な評定内容は、以下に示す10項目とし、評定点数（5：優れている、4、3、2、1：劣っている）をつけ、3名の合計点数の平均値を算出する。

1. 審査会は，主査1名および副査2名で構成する。
2. 修士論文の内容に関して直接口頭試問を行い、以下の10項目に関して3名がそれぞれ評定する。
3. 上記の3名の評定点数の平均点が30点以上を合格とする。

① 現代医療の諸問題を学際的・多角的に捉えた「保健医療学」たる研究であり新規性があるか
② 幅広い学問の素養をもとに進めた研究として社会へ貢献できるか
③ 医療・福祉における臨床の場にて実践・応用できる研究であるか
④ 社会における諸問題・課題を盛り込みつつも、独自の目線で検討・探求しているか
⑤ 多職種協働を推進し、組織をリードできる管理・指導能力を獲得する研究であるか
⑥ 保健医療学の実践を通して、患者の状況に応じた的確な処理を発揮できる研究であるか
⑦ 豊かな教養と臨床経験に基づく社会的責任と倫理観を有する研究であるか
⑧ 保健医療学の研究結果として妥当性があり、教育的視点を通して後進を教授・指導できるか
⑨ 研究者に求められる論理的な思考力・表現力および発表能力を携えているか
⑩ 湘南医療大学大学院を修了し、高度専門職業人として活躍できるか

湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程

（平成31年４月１日）
最新改正（令和３年４月１日）

（趣旨）
第１条　この規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条に規定する授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

（授業科目等）
第２条　授業科目、配当年次、単位数、必修・選択の別、時間数及び修了要件は、大学院学則別表４のとおりとする。

（指導教員）
第３条　授業科目の履修指導及び研究の指導を行うために、学生ごとに指導教員を定める。
２　研究の指導上、必要がある場合には指導教員を変更することができる。

（履修登録）
第４条　学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を受け、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。
２　履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。
３　次に掲げる授業科目は履修することができない。
（１）既に単位を修得した授業科目
（２）授業時間が重複する授業科目
（３）複数開講されている同一の授業科目

（学部授業科目の聴講）
第５条　指導教員が本学学部授業科目の聴講をすることが必要と認めるときは、授業科目の科目担当者の承諾の下に、学部正規課程の学生の教育に支障のない場合に限り、大学院保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が許可することができる。
２　聴講科目の単位は付与しない。

（欠席届）
第６条　病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届（履修様式第２号）を当該科目の担当教員に提出することができる。
２　前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。
３　忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。

一親等（父・母・子）及び配偶者	連続する７日間（休日を含む）
二親等（兄弟姉妹・祖父母）	連続する３日間（休日を含む）
三親等（叔（伯）父・叔（伯）母）	１日間（休日を含む）

（交通機関の不通等に伴う休講）
第７条　次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。
（１）事故、地震、積雪、ストライキ等によりＪＲ東海道線、ＪＲ横須賀線が不通の時。
ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

（2）神奈川県内全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という。）発令時

2　前項により休講となった場合でも、ＪＲ東海道線、ＪＲ横須賀線が復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00現在で復旧（警報が解除）された場合	１時限から実施
10:00現在で復旧（警報が解除）された場合	３時限から実施

3　第１項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

（試験）

第８条　試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

2　定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。

3　前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。

4　試験に代えて、論文、報告書（レポート）、口述（試問）を課すことができる。

（受験資格）

第９条　次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができない。

（1）履修登録をしていない者

（2）原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の３分の２に満たない者。
　実習においては、原則として全日程の５分の４に満たない者

（3）当該科目の試験時間の３分の１を超えて遅参した者

2　前項第２号にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができる。

（成績評価の基準・成績評価）

第10条　成績はシラバスに定めた基準により判定する。

2　成績評価については、大学院学則第25条第１項に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント（以下「ＧＰ」という。）を設定し、不合格その他ＧＰを「０」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「ＧＰＡ」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評　価	評　点	グレードポイント ＧＰ	単位の授与
秀（S）	90点～100点	4	授与
優（A）	80点～89点	3	
良（B）	70点～79点	2	
可（C）	60点～69点	1	
不可（D）	59点以下	0	不授与
放棄(O１)	受験資格喪失	0	評価対象外
放棄(O２)	定期試験受験の放棄	0	
／	評価対象外	算定しない	

3　秀（S）、優（A）、良（B）及び可（C）は合格、不可（D）は不合格とする。

４　放棄（Ｏ１）評価の授業科目及び放棄（Ｏ２）評価の授業科目の登録単位数は、ＧＰＡの登録単位数に加算する。

５　履修登録を取り消した場合、その授業科目は、／評価「評価対象外」とし、ＧＰには算定せず、登録単位数はＧＰＡの登録単位数に加算しない。

６　再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可（C）「60点」とする。

７　単位を授与されなかった科目（評価対象外含む）は、再履修することができる。

（ＧＰＡ）

第10条の２　ＧＰＡを算出する基準は次のとおりとする。

ＧＰＡ＝〔授業科目のＧＰ×その授業科目の単位数〕の総和
／〔ＧＰＡ対象科目の総履修登録単位数〕

２　ＧＰＡは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期ＧＰＡ」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積ＧＰＡ」の２種類とする。

３　ＧＰＡの結果は、修学指導の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。

（追試験）

第11条　忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験（実習のときは追実習）を受けることができる。

２　前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書（履修様式第３号）」（追実習のときは「追実習願」（履修様式第５号））に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

３　追試験の成績評価は、優（A）［89点］を上限とする。

（再試験）

第12条　定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験（実習のときは再実習）を行うことができる。

２　再試験を許可された者は、「再試験願（履修様式第4号）」（再実習のときは「再実習願」（履修様式第６号））に、次の表に定める再試験料（実習のときは再実習料）を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	１科目につき2,000円
再実習料	１日につき2,000円

３　再試験で合格した場合の成績は、「可（C）「60点」」とする。

（再履修）

第13条　不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

２　再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

（修士論文又は研究成果の提出）

第14条　学生は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに修士論文又は研究の成果（以下、併せて「論文等」という。）を提出しなければならない。

２　論文等に関する具体的な事項については、湘南医療大学大学院学位規則に定める。

（他大学における授業科目の履修等の認定等）

第15条　大学院学則第27条に定める他大学等での授業科目の履修等及び同第28条に定める既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提

出し、研究科委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が認定するものとする。

２　認定された単位（授業科目）の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。

３　既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

（進級）

第16条　研究科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は研究科で指定した科目の履修ができない場合がある。

（不正行為）

第17条　定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を不合格とし、かつその学期に履修合格した他の全科目の評価を１ランク下げることとする。なお、この場合において、停学又は退学など処分の実施を妨げないものとする。

（改廃）

第18条　この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第10条及び第10条の２は、平成31年４月１日から適用する。

湘南医療大学大学院長期履修規程

（平成 31 年 4 月 1 日　制定）
（令和２年７月１日　一部改正）
（令和３年４月１日　一部改正）

（趣旨）
第１条　本規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 12 条に規定する長期履修の制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（目的）
第２条　本制度は、標準修業年限内での就学が困難な者が本大学院での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とする。
（対象者）
第３条　本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。
（１）職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
（２）出産、育児、介護等の事情を有する者
（３）その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者
（長期履修の期間）
第４条　本制度を利用する学生の履修期間は、次に掲げる期間とする。
（１）修士課程　　３年
２　休学期間は、長期履修期間に算入しない。
（許可）
第５条　本制度を希望する申し出があったときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。
（申請手続）
第６条　本制度の利用を希望する者は、入学前の所定の期日までに長期履修申請書と第３条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。出願期間終了後、本制度の申請はできない。
２　ただし、天災や感染症等の本人に責の無い事由により、研究活動に支障が生じた場合、本人と指導教員による申し出後、研究科委員会の議を経て、学長が入学後の申請を許可することができる。
（履修期間の変更）
第７条　本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認められた場合は、在学中一度に限り１年度単位で短縮を申請することができる。修業年限の短縮については、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。
２　修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとする。
（授業料等）
第８条　本制度対象者の１年間の学費は、大学院学則第 41 条第１項に定める修士課程２年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とする。
２　実験、実習等に必要な費用は、別に徴収することがある。
３　長期履修学生の授業料等は、徴収猶予及び月割分割を認めない。
４　修業年限を終了してしてもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は、大学院学則第 41 条第１項に定める額と同額とする。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

湘南医療大学科目等履修生規程

〔平成27年４月１日〕
最新改正〔令和３年４月１日〕

（趣旨）

第１条　この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第50条第２項及び大学院学則第39条第２項に基づき、本学に科目等履修生として入学する者に関して必要な事項を定める。

２　科目等履修生とは、本学の学生以外の者で、本学の授業科目の一部を履修し、その単位を修得することを目的とする者をいう。

（出願資格）

第２条　学部の科目等履修生として出願することができる者は、学則第20条の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、科目により出願資格を別途定めることができる。

２　大学院の科目等履修生として出願することができる者は、大学院学則第15条第１項各号のいずれかに該当する者とする。ただし、科目により出願資格を別途定めることができる。

（出願時期）

第３条　出願時期及び試験日時等は、別に定める。

（出願手続）

第４条　科目等履修生として志願する者は、次の各号に掲げる書類に別表に定める選考料を添えて、学年又は学期の開始前に設ける期間に学長に願い出なければならない。

（１）科目等履修生志願書（本学所定用紙）
（２）履歴書（本学所定用紙、写真貼付）
（３）最終学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書
（４）その他本学が指定する書類

（選考と許可）

第５条　科目等履修生を志願する者の選考は、面接及び書類選考とし、本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、履修しようとする授業科目の担当教員の承諾の下に、教授会の議を経て学長が許可する。

（手続）

第６条　履修を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び履修料を納入し、必要な手続きを行わなければならない。

２　前項の手続きを完了しない者は、履修許可を取消す。

３　既に納入した登録料及び履修料等は、一切返還しない。

（履修登録）

第７条　科目等履修生は、本学学則に基づく履修登録を行わなければならない。

（履修期間）

第８条　科目等履修生の履修期間は、許可された当該年度の当該授業科目の開講期間とする。

（履修の制限）

第９条　履修することができる授業科目及び科目数は、当該学部学科の履修上の取扱いにより制限す

ることがある。

２　科目等履修生が、当該年度に履修できる単位数は最大20単位までとする。

（成績評価及び単位認定）

第10条　科目等履修生がその履修した科目について試験を受け、合格したときは、所定の単位を与える。

（科目等履修生の取消）

第11条　科目等履修生として履修を許可された者が、本学の学則等に反して、科目等履修生としてふさわしくないと認められるときは、教授会の議を経て学長が履修を取消すことができる。

（証明書の交付）

第12条　科目等履修生には科目等履修生証を交付する。その扱いは学生証に準ずる。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

２　第10条により単位を認定された者には、本人の請求により、単位取得証明書を交付する。

（学則の準用）

第13条　科目等履修生には、この規程のほか本学学則を準用する。

（改廃）

第14条　この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

（読替）

第15条　大学院の科目等履修生については、第７条、第11条及び第13条中「学則」とあるのは「大学院学則」に、第５条及び第11条中「教授会」とあるのは「研究科委員会」に、第９条第１項中「学部学科」とあるのは「研究科専攻」に読み替えるものとする。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年９月７日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別　表（第４条、第６条関係）

単位：円

選　考　料	登　録　料	履　修　料
１０，０００	２０，０００	３０，０００

注）１．履修料は、１単位につき３０，０００円とする。

湘南医療大学大学院研究生規程

〔平成31年2月20日制定〕
〔令和3年4月1日改正〕

（趣旨）

第1条　この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）大学院学則第38条第2項に基づき、本学に研究生として入学する者に関して必要な事項を定める。

2　研究生とは、本学の学生以外の者で、本学の大学院研究科において、あらかじめ研究の主題を定め特定の教員の指導により研究に従事する者をいう。

（出願資格）

第2条　研究生として出願することができる者は、大学院学則第15条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

（出願時期）

第3条　出願時期及び試験日時等は、別に定める。

（出願手続）

第4条　研究生として志願する者は、次の各号に掲げる書類に別表に定める選考料を添えて、学年又は学期の開始前に設ける期間に学長に願い出なければならない。

（1）研究生志願書（本学所定用紙）
（2）履歴書（本学所定用紙、写真貼付）
（3）最終学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書
（4）勤務先を有する者は、所属長の承諾書又は推薦書
（5）外国籍を有する者にあっては、上記のほか大学が定める書類
（6）その他本学が指定する書類

（選考と許可）

第5条　研究生を志願する者の選考は、面接及び書類選考とし、本学大学院正規課程の学生の教育研究に支障がない場合に限り、指導を受けようとする教員の承諾の下に、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

（手続）

第6条　入学を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び研究指導料を納入し、必要な手続きを行わなければならない。

2　前項の手続きを完了しない者は、入学許可を取消す。

3　既に納入した登録料及び研究指導料等は、一切返還しない。

（研究期間）

第7条　研究生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

２　研究生の研究期間は、原則として１年とする。
３　定められた研究の主題に対し、指導教員の了承のもとで研究の継続を願い出たときは、研究科委員会の議により、研究期間を延長することができる。ただし、研究期間は通算２年を超えることができないものとする。

（指導教員）
第８条　研究科長は、研究科委員会の議を経て、研究生の指導教員を決定する。
２　指導教員は、研究生の当該研究事項及び研究論文作成に当たっての指導を行う。
３　指導教員が研究上本学大学院の特定の授業科目を聴講することが必要と認めるときは、２科目を上限にこれを許可することがある。ただし、聴講した科目の単位は、認定しない。

（研究結果の報告）
第９条　研究生は、自己の課題に従って研究し、その成果を指導教員に報告しなければならない。
２　指導教員は、研究生の研究期間が終了後、１カ月以内に研究指導報告書を研究科長に提出しなければならない。

（研究生の取消）
第10条　研究生として入学を許可された者が、本学の学則等に反して、研究生としてふさわしくないと認められるときは、研究科委員会の議を経て学長が入学を取消すことができる。

（証明書の交付）
第11条　研究生には研究生証を交付する。その扱いは学生証に準ずる。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

（学則の準用）
第12条　研究生には、この規程のほか本学大学院学則を準用する。

（改廃）
第13条　この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別　表（第４条、第６条関係）

単位：円

選　考　料	登　録　料	研究指導料
１０，０００	２０，０００	２２０，０００（半期）

注）１．本学学部卒業者及び本学大学院修了者については、登録料は免除する。

湘南医療大学聴講生規程

〔平成27年４月１日〕
〔平成31年２月21日一部改訂〕
〔令和３年４月１日一部改正〕

（趣旨）

第１条　この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第49条第２項及び大学院学則第38条の２第２項に基づき、本学に聴講生として入学する者に関して必要な事項を定める。

２　聴講生とは、本学の学生以外の者で、本学の授業科目の一部を聴講する者をいう。聴講生にかかる単位認定は行わない。

（出願資格）

第２条　学部の聴講生として出願することができる者は、学則第20条の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、科目により出願資格を別途定めることができる。

２　大学院の聴講生として出願することができる者は、大学院学則第15条第１項の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、科目により出願資格を別途定めることができる。

（出願時期）

第３条　出願時期及び試験日時等は、別に定める。

（出願手続）

第４条　聴講生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別表に定める選考料を添えて、学年又は学期の開始前に設ける期間に学長に願い出なければならない。

（１）聴講生志願書（本学所定用紙）
（２）履歴書（本学所定用紙、写真貼付）
（３）最終学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書
（４）その他本学が指定する書類

（選考と許可）

第５条　聴講生を志願する者の選考は、面接及び書類審査とし、本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、聴講しようとする授業科目の担当教員の承諾の下に、教授会の議を経て学長が許可する。ただし、聴講生を志願する者が本学卒業生の場合には、書類審査のみとすることができる。

（手続）

第６条　聴講を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び聴講料を納入し、必要な手続きを行わなければならない。

２　前項の手続きを完了しない者は、聴講許可を取消す。

３　既に納入した登録料及び聴講料は、一切返還しない。

（聴講期間）

第７条　聴講することができる期間は、当該年度内とする。

（聴講の制限）

第８条　聴講することができる授業科目及び科目数は、当該学部学科の履修上の取扱いにより制限することがある。

２　外国語科目、演習科目、実験・実習を伴う科目の聴講は、原則として認めない。

３　聴講生が当該年度に聴講できる単位数は最大10単位とする。

（聴講の取消）

第９条　聴講を許可された者が、本学の学則等に反して、聴講生としてふさわしくないと認められるときは、教授会の議を経て学長が聴講の許可を取消すことができる。

（聴講生証）

第10条　聴講生には、聴講生証を交付する。その取扱いは学生証に準ずる。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

（学則の準用）

第11条　聴講生には、この規程のほか本学学則を準用する。

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

（読替）

第13条　大学院の聴講生については、第９条及び第11条中「学則」とあるのは「大学院学則」に、第５条及び第９条中「教授会」とあるのは「研究科委員会」に、第５条中「本学卒業生」とあるのは「本学卒業生又は本学大学院修了生」に、第８条中「学部学科」とあるのは「研究科専攻」に読み替えるものとする。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年９月７日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和３年３月31日までに第４条に定める出願手続きを完了した者の登録料は、なお従前の例による。

別　表（第４条、第６条関係）

単位：円

選　考　料	登　録　料	聴　講　料
５，０００	１５，０００	２０，０００

注）１.聴講料は、１科目につき２０，０００円とする。

湘南医療大学大学院院生研究費規程

（平成 31 年４月１日制定）
（令和３年４月１日一部改正）
（令和４年４月１日一部改正）

（目的）

第１条　湘南医療大学大学院（以下、「本学大学院」とする。）院生研究費は、大学院生の研究支援のため、修士論文作成のために行う研究に対して研究経費の一部を助成することを目的とする。

（対象）

第２条　院生研究費は、本学大学院修士課程に在学している大学院生（以下「本学院生」という。）を対象とする。ただし、留学・休学者、該当学期の学費未納者（授業料延納申請者を含む）は申請することができない。

（支給対象期間）

第３条　院生研究費支給対象期間は、各年度の４月１日から３月 31 日までの１年間とする。

（支給額）

第４条　１事業年度における院生研究費は、５万円を限度額とする。ただし、長期履修制度を利用している本学院生の１事業年度における院生研究費は、３万円３千円を限度額とする。

（研究計画書・研究実績報告書）

第５条　院生研究費の支給を希望する本学院生は、「修士課程研究計画書（以下「計画書」という。）」を別に定める日までに学長に提出しなければならない。

２　院生研究費の支給を受けた本学院生は、「修士課程研究実績報告書（以下「報告書」という。）」を別に定める日までに学長に提出しなければならない。

（申請手続き・管理）

第６条　院生研究費は、本学院生が計画書を作成し、指導教員に提出する。指導教員は、申請可否を含め、計画書の内容を確認する。

２　指導教員の確認終了後、計画書を事務室に提出する。事務室にて確認後、学園本部を経由して計画書を上申する。

３　決裁後、院生研究費の管理は事務室で行う。

（使途対象）

第７条　院生研究費の使途対象は、本人の研究に使用されるもので次の各号に該当するものとし、研究テーマから外れて一般的な教養を高めるためのものについては、使途対象としない。

（1）３万円未満の消耗品・・PC ソフト、PC 用消耗品など。

（2）研究旅費・・・・・研究・学会目的の出張に関わる支出。

（3）通信費・・・・・調査用紙や論文などの郵送代

（4）印刷製本費・・・学会発表の為の論文の抜刷、資料の合冊製本
（5）諸会費・・研究に必要な学術団体の会費。個人で入るべき職能団体会費は除く。
（6）修繕費・・・・・・研究費で購入した備品の修理代等
（7）報酬委託手数料・・外国語で書いた論文の校閲、外国語資料の翻訳
（8）研究図書・・・・・資産として登録が必要な書籍
（9）３万円以上の機械備品・・・研究費で購入した備品は本学大学院の資産

（支払手続）
第８条　院生研究費の使用にあたっては、事前に所定の「伺い書」（院生研究費支払申請書）に必要事項を記載した上、稟議規程に定める方法により理事長の決裁を得るものとする。
２　前条第２号に定める研究旅費については、学会・研修会等の終了後すみやかに、所定の「学会・研修会等報告書」を提出するとともに、領収書添付の上で「学会・研修会出張報告書」等にて精算の申請を行う。
３　事後の支払手続は、前項に定める場合を除き、原則として認めない。
４　院生研究費の利用手続締切日は、当該年度の２月末日とし、締切日が本学大学院の休日に当たる場合は、直前の開校日を締切日とする。

（備品の帰属）
第９条　院生研究費で購入した備品及び図書は、本学大学院に帰属する。ただし、本学院生として在学中は、各自がこれを管理し、占用することができる。
２　本学院生が課程を修了するときは、図書及び備品については本学大学院に返還しなければならない。

（使用の制限）
第10条　留学・休学者、該当学期の学費未納者（授業料延納申請者を含む）は、原則として院生研究費を利用することができない。

（不支給）
第11条　第３条に定める支給対象期間の全てを休学した場合は、原則として当該年度の院生研究費を不支給とする。

（改廃）
第12条　この規程の改廃は、大学院運営管理会議の議を経て理事長が行う。

附　則
この規程は、2019年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

湘南医療大学研究倫理規程

（平成 27 年 4 月 1 日制定）
（令和 27 年 11 月 18 日施工）

（目的）

第１条　この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）の学術研究の信憑性と公正性を確保　　することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動及び姿勢について定めるものとする。

（研究の原則）

第２条　研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

２　研究者は、個人それぞれをその人格性において尊重し、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

３　研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

（定義）

第３条　この規程において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

（１）研究　　研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

（２）研究者　　本学の教員、本学で研究活動に従事する学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う客員研究員等、研究に関わるすべての者をいう。

（３）発表　　自己の研究に係る新たな知見、発見、または専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究者の遵守事項）

第４条　研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上を目指して自己研鑽に努めなければならない。

２　研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつ、これを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。

３　研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

４　研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を被らないよう十分配慮しなければならない。

５　研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。

６　研究者は、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。

７　研究者がヒトを含む生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的及び倫理的に妥当な方法で行わなければならない。

８　研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。

（研究のための情報、データ等の収集）

第５条　研究者は、資料及びデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法及び手段により行わなければならない。

２　研究者が研究のために資料及びデータ等を収集する場合は、その目的にかなう必要な範囲を逸脱してはならない。

（インフォームド・コンセント）

第６条　研究者は、個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対しその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

（個人情報の保護）

第７条　研究者は、収集した資料及びデータ等で個人を特定できるものは、学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程により、適切に取り扱わなければならない。

（情報、データ等の利用及び管理）

第８条　研究者は、研究のために収集し、または生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

２　研究者は、収集または生成した資料、情報及びデータ等の記録を適切に保管し、事後の検証、追試が行えるよう十分な期間、保存しなければならない。ただし、個人に関する情報及びデータについては、提供者との合意を得た期間とする。

（研究機器、材料等の安全管理）

第９条　研究者は、研究実験において研究装置、機器及び各種材料等を用いるときは、関係法令及び規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

２　研究者は、研究実験の過程で生じた残さ物、廃棄物及び使用済みの材料等については、関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

（研究成果の発表）

第10条　研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

２　研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

３　研究者は、研究成果の発表における不正行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを十分に認識し、次に掲げる行為は絶対にこれをしてはならない。

（１）捏造　　存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

（２）改ざん　研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

（３）盗用　　他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

４　研究者は、研究を遂行する上で助言や援助を受けた者及び組織に対し、研究発表の際に適切に謝意を表さなければならない。

（オーサーシップ）

第11条　研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。

２　共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

（研究費の取扱）

第12条　研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び寄附金等であることを常に認識し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

２　研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費以外に使用してはならない。

３　研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び関係諸規程の使用規定等を遵守し、その使途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後においても一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

（他者の業績評価）

第13条　研究者が他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

２　研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。

（ハラスメントの禁止）

第14条　研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならない。

（利益相反）

第15条　研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

（研究倫理委員会）

第16条　この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、湘南医療大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　人を対象とする研究倫理の審査は、別に定める「人を対象とする研究倫理審査要項」による。

３　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第17条　この規程の改廃は、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月18日から施行する。

湘南医療大学 人を対象とする研究倫理審査要項

（平成 27 年 11 月 18 日施工）
最新改正（令和３年４月１日改正）

（設置）

第１条　湘南医療大学研究倫理規程第 16 条第２項に基づきこの要項を制定する。

（審議事項）

第２条　研究倫理委員会の審査対象のうち、次の各号に掲げる事項については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月 22 日文部科学省、厚生労働省）による他、この要項による。

一　人を対象とした研究の実施に係る計画（以下「研究計画」という。）の審査に関する事項

二　人を対象とした研究終了報告の検証に関する事項

三　その他、人を対象とした研究倫理審査に関する事項

（審議機関）

第３条　前条に掲げる事項の審査は研究倫理委員会（以下「委員会」という。）で行う。

（委員会）

第４条　委員会は、必要に応じ専門的知識を有する者から審査のための意見を聴取することができる。

（委員の責務）

第５条　委員は、次の各号に掲げる責務を負うこととする。

一　対象者等の権利と福利が不当に損なわれることなく、研究が実施されるために必要な審査及び助言を行う。

二　職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を委員会に申告しなくてはならない。

三　職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査申請）

第６条　研究計画の審査を希望する研究者は、あらかじめ研究計画を策定し、研究倫理審査申請書（別紙様式第１号。以下「申請書」という。）により、学長に申請し承認を得ることとする。

２　前項の申請は、研究を代表する者（以下「研究代表者」という。）が行うものとし、大学院生、学部学生、研究生等（以下「学生等」という。）が行う場合にあっては、当該学生等の研究を指導する教員が行うものとする。

（審査手続）

第７条　学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を要請する。ただし、第９条第１項に定める場合においてはこの限りでない。

２　委員会は必要に応じ、研究代表者及び研究に関わる者の出席を求め、当該研究について説明を受けまたは意見を聴取することができる。

３　前項により出席した研究代表者及び研究に関わる者は、議事に加わることができない。

４　委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

（審査の結果）

第８条　委員長は、審査の結果について、報告書（別紙様式第２号）により速やかに学長に報告するものとする。

２　学長は、前項の報告に基づき、審査結果通知書（（別紙様式第３号）以下「通知書」という。）により

申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

3　学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を要請することができる。

（審査の特例）

第９条　学長は、当該審査が特に緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査の結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定することができる。

2　前項により、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定した場合、委員長は決定後速やかに判定結果を委員会に報告するものとする。

3　第１項の手続きを経て承認の可否が決定した場合、学長は速やかに可否を研究代表者に通知するものとする。

（研究の開始）

第10条　研究倫理審査の判定で「承認」とされた場合は通知日から、「条件付承認」とされた場合は、通知された条件や指示に従い、通知日から研究を開始することができる。

（不服申立ての審査）

第11条　研究代表者は、審査の結果に異議があるときは、研究倫理審査結果不服申立書（別紙様式第４号。以下「不服申立書」という。）により、学長に不服申立てをすることができる。

2　不服申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

3　学長は、第１項の不服申立てを受けた場合は、委員会に審査を要請することができる。

4　委員会は、前項の求めがあった場合、当該不服申立てについて審査し、判定を行うものとする。

5　委員長は、審査の結果について、速やかに学長に報告する。

6　学長は、協議の結果または委員会の報告に基づき、通知書により不服申立書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

（研究計画の継続･変更）

第12条 研究代表者は、研究計画を継続または変更しようとするときは、申請書を学長に提出するものとする。

2　学長は、委員長と協議の上、委員会に審査を要請することができる。

3　委員会は、前項の求めがあった場合、当該研究計画の変更について審査し、判定を行うものとする。

4　委員長は、審査の結果について、報告書により速やかに学長に報告する。

5　学長は、協議の結果または委員会の報告に基づき、申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

（研究の検証）

第13条　学長は、必要に応じ研究代表者から当該研究について研究終了報告書（別紙様式第５号）の提出を求めることができる。また、研究終了報告書の内容について疑義が生じた場合は、委員会に調査を要請することができる。

2　委員会は学長から要請があった場合、提出された報告書について調査し、結果を速やかに学長に報告するものとする。

3　学長は、前項の報告に基づき、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うものとする。

（事務の処理）

第14条　委員会の事務は、事務部が処理する。

附　則

1　この要項は、平成27年11月18日から施行し、施行日以後に行われる研究から適用する。

附　則

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式第１号（第６条第１項関係）

研究倫理審査申請書

申請日：　　年　　月　　日

湘南医療大学長 殿

所 属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

以下研究計画について審査申請を行います。※ 1

審査区分	□新規 □変更（注：変更の勧告を受けて再度申請書を提出する場合） □継続 ※ 2
研究題目	
共同研究者	※ 3（卒論、修論の場合はその旨記載する）
添付書類	□研究計画書 □参加者への説明文書（案） □参加への同意書（案） □調査用紙（案） □外部資金申請書・内定書など

（注）研究計画書を作成するにあたり、変更や継続の場合は変更点、新規の箇所について下線を付すとともに、変更や継続の理由を記すこと。

※裏面につづく

研 究 計 画 書

1. 研究の目的と意義（ 具体的に記載すること。別紙提出も可）		
2.研究方法 （ 具体的に記載すること。別紙提出も可）		
3.研究対象者及び個人から収集する情報・データなどについて ※ 4,5	① 研究対象者	
	② 対象者の選出基準と募集方法	
	③ 研究協力の依頼・説明方法（インフォームドコンセント）	※説明文（案）・同意書（案）を添付すること。
	④ 調査等研究を実施する施設責任者等に対する研究協力の依頼方法	※依頼文（案）があれば添付すること
	⑤ 個人情報、データ等の収集・採取方法	※調査用紙（案）を添付すること。
	⑥ 対象者に与える危険や不利益等の可能性	a.不可避的な侵襲があるかないか。 （例：採血や運動などの方法を具体的に記載すること。） b.危険の発生または不利益を最小限にするための有無と方法。 c.発生した場合の対応
	⑦ 収集する個人情報及び個人情報の匿名化の有無と方法	a.個人情報の有無 □有、□無 b.□匿名化する、□匿名化しない 理由 c.匿名化の方法
	⑧ 収集した個人情報の保管方法及び廃棄の方法	

4. 研究実施場所	
5.研究期間	年　月　日　～　年　月　日
6.研究の分類	□一般研究活動 □卒業論文 □修士論文
7.研究資金	□ 教員研究費 □ 学生指導費 □ 学長裁量経費 □ 公的外部資金 □民間外部資金、その他 ※外部資金の場合はその種類と名称、プロジェクトによる研究の場合はプロジェクトの名称を記載すること。［　　］
8.期待される成果	
9. 研究成果の公開方法	

※ 1 枠線の大きさは適宜変更可。

※ 2 □は、レまたは■ を入れて選択する。

※ 3 所属・職名・学生番号（学生のみ）・氏名を記入すること。

※ 4 目的、意義、研究方法、研究対象者など。研究計画の変更の場合はその変更について説明すること。（別添可）

※ 5 行動規範に掲げる事項を遵守するために、研究方法等において講じる対策や措置について説明すること。（別添可）

別紙様式第２号（第８条第１項関係）

報　　告　　書

年　　月　　日

湘南医療大学長 殿

湘南医療大学 研究倫理委員会委員長

研究課題名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究代表者 所属 職名 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

年　　月　　日の委員会で審査を行い、下記のとおり判定をとりまとめましたので、ここに報告します。

記

１ 審査区分	□ 新規 □ 継続 □ 変更 □ 不服申立 □その他（　　）
２ 研究予定期間	審査結果通知書交付日　～　　年　　月　　日
３ 判 定	１．承　認　　２．条件付承認　　３．変更の勧告 ４．不承認　　５．非該当
４ 判定の内容及び理由	

（注）研究倫理委員会委員長氏名欄については、本人の署名若しくは記名押印とする。

別紙様式第３号（第８条第２項関係）

審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日

研究代表者

殿

湘南医療大学長

印

受付番号＿＿＿＿＿＿

研究課題名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究代表者　　所属　　職名　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

先に申請のあった上記研究課題について、　　年　　月　　日の人を対象とする研究倫理委員会に諮り、下記のとおり判定したので通知します。

記

１ 審査区分	□新　規　□継続　□変更　□不服申立 □その他（　　）
２ 研究予定期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
３ 判 定	１．承　認　２．条件付承認　３．変更の勧告 ４．不承認　５．非該当
４ 判定の内容及び理由	

別紙様式第４号（第 11 条第１項関係）

研究倫理審査結果不服申立書

申請日：　　年　　月　　日

湘南医療大学長 殿

所 属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

審査の結果に異議がありますので、第 11 条第１項の規定に基づき不服を申立てます。

１．審査結果の判定	□　条件付承認 □　変更の勧告 □　不承認
２．審査結果判定日	年　　月　　日
３．研究課題名	
４．申立ての内容及び理由	

※ 申立ての根拠となる追加資料があれば添付すること。

別紙様式第５号（第 13 条第１項関係）

研究終了報告書

年　　月　　日

湘南医療大学長 殿

（研究代表者）
所 属：
職 名：
氏 名：　　印

　　年　　月　　日付けで承認された以下の研究は、研究倫理上の問題が生じることなく終了したことを報告します。

記

１．研究課題名：

２．共同研究者：

３．研究期間：

４．審査結果通知欄に記載された事項（条件付承認）への対応

５．研究結果要旨（800 字程度）

湘南医療大学ハラスメント防止規程

（平成27年4月1日制定）
（平成30年8月8日改正）
（令和3年4月1日改正）

第1章　総　則

（目的）

第1条　この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を定め、学生及び教職員等が、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という精神に基づき個人として尊重され、教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動の快適な環境を醸成し、維持することを目的とする。

（適用）

第2条　この規程は、本学の関係者のうち次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

（1）本学の学生等（本科学生、聴講生、研究生、科目等履修生及び本学において就学する者）

（2）本学の教職員等（専任教職員、非常勤講師、契約職員、本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者）

（3）その他、継続的に本学の教育研究に携わる者（学生等の家族、各種実習先等で職務上の関係を有する者等）

（定義）

第3条　この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の尊厳又は人権を侵害し、本学における生活・修学環境、教育研究環境並びに就労環境等を害することをいい、次の各号に掲げるハラスメントを総称するものとする。

（1）セクシュアル・ハラスメント

ア　地位及び権限を利用し、相手への利益の供与又は不利益の回避を代償として、相手の意に反する性的な要求を行うこと

イ　生活・修学環境、教育研究環境、就労環境等を害する相手の意に反する性的な言動を行うこと

（2）アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の学修意欲、教育研究意欲を低下させること又は生活・修学環境、教育研究環境を害すること

（3）パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること又は就労環境を害すること。

（4）その他優越的な地位に基づき行う（1）、（2）、（3）に準じる嫌がらせや差別行動。

（禁止行為）

第４条　構成員は、他の構成員を教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動における対等なパートナーとして認め、学園における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、学園内において次項から第５項に掲げる行為をしてはならない。

２　セクシュアル・ハラスメント

①　容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言

②　性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問

③　わいせつ画像の閲覧、配布、掲示等

④　うわさの流布

⑤　不必要な身体的接触

⑥　プライバシーの侵害

⑦　性的な言動により、相手の研究・勉学・就労等の意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

⑧　性的な言動への抗議又は拒否等を行った相手に対して、解雇、退学、配置転換等の不利益を与える行為

⑨　交際・性的な関係の強要

⑩　その他相手方に不快感を与える性的な言動

３　アカデミック・ハラスメント

①　学習・研究活動の妨害

②　指導義務の放棄、指導上の差別

③　研究成果の搾取

④　精神的虐待や誹謗中

⑤　不適切な環境下での指導の強制

⑥　権力の濫用

⑦　プライバシーの侵害

⑧　他大学の学生、留学生、聴講生、ゲスト、他のゼミの学生などへの排斥行為

⑨　その他教育研究上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

４　パワー・ハラスメント

①　職務上の上下関係を用いて、違法行為を強制する。また断った際に嫌がらせ

②　上司が部下からの要請があるにもかかわらず、適切な指導助言等の放棄、また指導上の差別

③　必要性のない指示命令

④　理由なく時間外勤務を強要する、それを拒否したことにより不利益な取り扱い

⑤　業務の指導と称してどなったり、根拠なく個人を誹謗中傷

⑥　業務の指導の範疇を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動

⑦　個人的な感情で、状況に適さない過度な要求等

⑧　仕事の遅延、行き詰まり等を部下のせいにし、うっ積をはらす行為

⑨　権力を背景にして相手の存在を認めないような態度を継続的にとる行為

⑩　多数の者がいるところでの罵倒

⑪　部下や学生を軽視、侮蔑したり仲間はずれにする、それにより職場環境を悪化させる行為

⑫　相手の評判を落とすようなことを言いふらす

⑬　不必要にプライバシーに踏み込んだ発言や質問

⑭　私生活や私的活動への参加や協力を強要

⑮　その他、職務上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

５　その他のハラスメント

前３項に定めるもののほか、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

（制裁）

第５条　前条第２項から第５項に掲げる行為を為した構成員に対しては、教職員の場合には就業規則第106条又は就業規則（非常勤職員）第67条、学生である場合には学則第48条又は大学院学則第37条及び学生懲戒規程第２条に基づき厳正な制裁を行う。なお、制裁の区分については、次の要素を総合的に判断して決定する。

（１）行為の具体的態様（時間・場所・内容・程度等）

（２）当事者同士の職位等の関係

（３）被害者の対応、心情、被害の有無程度等

２　学長は、相手方が構成員でない場合は、相手方が所属する組織・団体等に対し必要な措置を取ることを求める申し入れを行う。

（対象とするハラスメントの範囲）

第６条　この規程が対象とするハラスメントは、行為者が構成員である時は、行為の行われた場所、時間の如何にかかわらず対象とする。

２　当事者の一方が、本学の構成員でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

（本学の責務）

第７条　本学は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

（１）本学の構成員に対し必要な教育及び啓発活動（パンフレットの配布、ポスター掲示等）を行うとともに、適切な広報、研修を行うよう努めること

（２）ハラスメント事案が発生した場合には、相談窓口を設置等、被害の救済に万全を期して、適切な対応を行い、事態の解決に努めること

（３）ハラスメント事案申立者の人権を尊重し、守秘義務を徹底すること

（本学の構成員の責務）

第８条　本学の構成員は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

（１）生活、学修、教育、研究及び業務等のあらゆる場面において、他者の人権を尊重すること

（２）ハラスメントが、行為者の意図にかかわらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分理解し、ハラスメントと受け取られるおそれのある言動を行わないこと

（３）ハラスメントの防止に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持することに努めること

（ハラスメント防止委員会等）

第９条　本学は、第１条の目的を達成するために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

２　本学は、ハラスメントの相談に対応するために、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

３　本学は、ハラスメント事案の調停のために、必要に応じてハラスメント調停員（以下「調停員」という。）を置く。

４　本学は、ハラスメント事案の調査のために、必要に応じてハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

5　前各項に掲げる防止委員会、相談員、調停員及び調査委員会の組織並びに運営等については、別に定める。

第２章　ハラスメント事案の取扱

（ハラスメント事案の解決手順）

第10条　ハラスメントに関する事案の解決手順は、次の各号に掲げるものとする。

（1）相談

（2）意見通知

（3）調停

（4）調査

（5）認定

（6）是正の勧告

2　本学の構成員が、ハラスメントについて相談し、又は意見通知、調停或いは調査を申し立てようとするときは、所定の手続きを行わなければならない。

（相談）

第11条　本学の構成員は、次の各号に掲げる場合、ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

（1）構成員本人がハラスメントによる被害を受けたと感じたとき

（2）他の構成員がハラスメントを受けているのを見て、不快に感じたとき

（3）他の構成員から、ハラスメントをしている旨の指摘を受けたとき

（4）他の構成員から、ハラスメントに関する相談を受けたとき

2　ハラスメントの相談は、原則として男女を含む複数の相談員が受けるものとする。

3　相談者は、相談員が認めた場合には、相談に際して家族、友人又は教職員等を付き添わせることができる。

4　相談員は、相談の事案について、文書をもって防止委員会に報告する。

5　相談員は、相談者の同意の上、防止委員会に対し意見通知、調停又は調査の申し立てを行うことができる。

（意見通知）

第12条　意見通知とは、申立人から請求があった場合、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に対して申立の内容を通知することにより、問題の解決を図ることをいう。

2　意見通知は、申立人から請求があり、防止委員会が必要と認めた場合に行う。

3　意見通知は、防止委員会委員長及び委員長が指名する防止委員会委員、又は相談員が必ず複数名で行う。

4　意見通知に際して、相手方に異議のある時は、その事情を聴取する。

5　意見通知にあたった者は、その結果を防止委員会及び申立人に報告する。

（調停）

第13条　調停とは、調停員が当事者相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

2　調停は、申立人からの請求があり、防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があった場合に

開始する。

3　調停は、学長から委嘱を受けた調停員が、必ず複数名で行う。

4　調停は、調停員、申立人及び相手方の三者が同席する方法若しくは調停員が間に入り当事者同士が相対しない方法、又はその併用によって行う。

5　調停は、以下の各号に掲げる場合に終了する。

（1）申立人及び相手方の双方が、調停案を受け入れたとき

（2）申立人又は相手方のいずれかが、調停の打ち切りを希望したとき

（3）申立人及び相手方が、相当期間内に合意に達する見込みがないとき

6　調停により合意が得られたときは、申立人、相手方及び調停員の三者で、合意内容を文書によって確認する。

7　調停員は、調停の結果について、文書をもって防止委員会に報告する。

（調査）

第14条　調査とは、ハラスメント事案の解決のために、当該事案の事実関係について確認するために行う調査をいう。

2　調査は、次の各号に掲げる場合に行う。

（1）申立人から請求があり、学長が必要と認めたとき

（2）申し立てはなされていないが、当該事案が重大であり、学長が必要と認めたとき

3　調査は、学長が指名する者で構成する調査委員会が行う。

4　当該事案関係者は、調査に対し誠実に協力しなければならない。

5　調査委員会は、当該事案に関して調査した事実関係と、ハラスメントに該当するか否かの意見を付した報告書を作成し、学長に提出する。

（ハラスメントの認定）

第15条　学長は、調査委員会からの報告に基づき、当該事案のハラスメント認定について防止委員会に諮問する。

2　学長は、防止委員会の答申に基づき、当該事案のハラスメント認定又は不認定を行う。

3　学長は、調査結果及びハラスメントの認定結果を、申立人及び相手方に通知する。

（是正の勧告）

第16条　防止委員会の委員長は、学長の命を受け、ハラスメントの認定を受けた相手方に対して、言動の是正を勧告する。

（不服申立）

第17条　申立人又は相手方は、ハラスメントの認定又は不認定について不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、防止委員会に不服の申立を行うことができる。

2　防止委員会は、不服申立を学長に報告し、学長の諮問に応じて、不服申立の受理又は棄却を審議する。

3　学長は、不服申立の受理又は棄却を決定し、防止委員会の委員長に、当事者へ結果を通知させる。

（再調査）

第18条　前条に定める手続きにおいて、学長は防止委員会に対し、当該事案の再調査を命じることができる。

2　再調査に当たっては、当該事案にかかわった調査委員会の委員を全員交代させる。

（緊急時の対応）

第19条　学長は、事案が緊急を要すると認めた場合には、被害者の安全を確保するための措置を講ずることができる。

（ハラスメント事案の情報公開）

第20条　防止委員会及び調査委員会は、ハラスメント事案について、原則として公開しない。

２　防止委員会は、再発防止上必要と認められる場合は、学長の命により、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮したうえで公表することができる。

第３章　補　則

（代理人及び補佐人）

第21条　相談者又は申立人及び相手方は、相談、意見通知、調停及び調査にあたって、原則として、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることができる。

（守秘義務）

第22条　防止委員会の委員、相談員、調停員及び調査委員会の委員は、ハラスメント事案に関わる人の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、職務上知り得たことを、他に漏らし又は利用してはならない。尚、その職務を退いた後も同様とする。

（不利益取扱の禁止）

第23条　ハラスメントに関する相談、申立、調査の協力及び証言等に関して正当な対応をした者に対して、このことをもって何らかの不利益な取扱をしてはならない。

（虚偽証言の禁止）

第24条　本学の構成員は、ハラスメント事案に関して、虚偽の申立や証言をしてはならない。

（報復の禁止）

第25条　防止委員会は、相手方から相談者、申立人、相談員、調停員、防止委員会の委員及び調査委員会の委員その他の関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。

（改廃）

第26条　この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴いて学長が決定する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年８月８日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針

（平成２７年４月１日）

この指針は、「湘南医療大学ハラスメント防止規程」に基づきハラスメントのない大学にしていくためのものです。

第１　ハラスメントを防止するために学生及び教職員が認識すべき事項について

１　基本的な心構え

ハラスメント防止のため、互いに尊厳を守り適正な行動をとりましょう。

（1）人格・人権を尊重し合いましょう。

（2）パートナー意識を大切にしましょう。

（3）性別に対し優劣のある見方をしないよう気をつけましょう。

（4）権力関係で支配したり、心理的に圧迫しないようにしましょう。

２　相手の立場に立つ

（1）その人の言動がハラスメントに当たるか否かは、個人、性別、立場等により受け止め方に差があります。相手がどのように受け止めるかが重要になります。

誤解を生みやすい言動

例)

・ 親しさを表すつもりの言動

・ 相手も許容するだろうとの思い込み

・ 相手と良好な関係が築けているとの思い込み　など

◎相手に不快感、不満感、恐怖心、圧迫感等を与える場合があるので気を付けましょう。

（2）相手が嫌がっている場合同じ言動を繰り返さないようにしましょう。

（3）相手がハラスメントを受けていると認識していても、常に意思表示するとは限りません。
上司、指導教員等との関係を考慮し拒否できない場合があることを認識することが大切です。

（4）ハラスメントはどこでも発生します。学内・外を問わず防止に努めましょう。
歓送迎会、ゼミナールなどハラスメントが生じやすい状況、場面では特に注意が必要です。

（5）インターネットのＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）等に特定の個人に対する不用意な書き込みをすることはやめましょう。

３　ハラスメントになりやすい言動

（1）セクシュアル・ハラスメントになりやすい言動

①　学内・外で起きやすいもの

例)　・返答に困るような性的プライバシーに立ち入った質問や冗談を言う

・インターネット上に性的な風評を掲載する

・食事やデートへのしつこい誘い

・「男の子、女の子」、「おじさん、おばさん」、“〇〇ちゃん”やニックネームに

よる呼称
・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、などの発言
・女性である（男性である）というだけの理由で仕事や研究実績等に対する不当な評価

② 主に学外で起きやすいもの

例）
・酒席で、異性の隣席への指定、お酌の強要
・性的な関係の強要
・通勤・通学の途上だからと自宅への送迎を強要

（2） アカデミック・ハラスメントになり得る言動

例）
・学生や部下を傷つけるネガティブな言動
・指導義務の放棄や指導上で差別を行う
・望まない研究テーマ、就職先などを強要して選択権を侵害する
・アイディアの盗用や研究成果の搾取
・文献・図書や機器類を使わせない、正当な理由なく研究室への立入りを禁止する、研究費申請や研究出張を認めないなど研究遂行上の妨害

（3） パワー・ハラスメントになり得る言動

例）
・罵声や嫌味
・人格、仕事ぶりなどの否定
・不当な評価
・自分のやり方の押しつけ
・責任のなすりつけ
・仕事や情報を与えない
・退職の強要

（4） その他ハラスメントになり得る言動

例）
・加害者とされた者が「ハラスメントを口外したら将来はないよ」と被害者を脅迫する（被害者への報復　二次ハラスメント）
・「これくらい我慢したら」、「教育熱心なだけだよ」（被害の矮小化や加害者の擁護　二次ハラスメント）
・テクノロジーに詳しい人が苦手な人に対し「そんなの簡単だよね」など嫌がらせを言う（テクノロジー・ハラスメント）
・上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込む。（アルコール・ハラスメント）

４　処分

教職員は、ハラスメントの様態等によっては信用失墜行為、教職に携わる者にふさわしくない非行等に該当し、処分に付されることがあります。また、学生等においても処分に付される場合があります。

第２　適正な修学・就労環境の確保について

修学・就労環境は、学生・教職員の協力の下で形成されます。学生・教職員は、次の事項について積極的に関心をもち適切な環境づくりに努めましょう。

ミーティングなどで解決できる問題は、適切な修学・就労環境を確保するため協力し合いましょう。

１　ハラスメントに関する問題を、当事者間の個人的な問題として片づけないことが大切です。

２　ハラスメントの加害者や被害者を出さないため、周囲に対する気配りを行い必要な行動をとりましょう。大学でハラスメントが生じた場合は、気持ちよく修学・就労ができる環境づくりをするため信頼できる人に相談するなどの対策をためらわずに行いましょう。

> 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などから、他の人に対する相談をためらうことがあります。被害を深刻にしないよう気が付いた事があれば、互いに声をかけ合い気軽に相談に乗りましょう。

第３　ハラスメントに起因する問題が生じてしまった場合の対応について

学生・教職員がハラスメントを受けた場合、被害を深刻にしないために

（1）　一人で我慢してすまそうとしないようにしましょう。

（2）　ハラスメントに対する対処行動をためらわずに行いましょう。

（3）　嫌なことは相手にはっきりと意思表示をしましょう。

毅然とした態度をとりましょう。

・自分の意思を相手に明確に伝える。

・上下関係等で直接相手に言いにくい場合は、手紙等別の手段をとる。

（4）信頼できる人に相談しましょう。

> まず、信頼できる人に相談しましょう。本学の相談員又は本学で依頼した学外の相談員に相談する方法もあります。相談時は、ハラスメントの発生日時・内容等の記録、第三者の証言を得ておくと良いと思います。

第４　学生等への指導

学生は本指針の趣旨の理解に努め、ハラスメントの防止に努める必要があります。教職員は、学生の心身の発達段階等を考慮し、実情に応じ適切な指導を行いましょう。

湘南医療大学学生懲戒規程

（平成27年４月１日）
（平成28年11月２日改正）
（平成29年９月20日改正）
（令和３年４月１日改正）

（趣旨）

第１条　この規程は、湘南医療大学学則第48条及び湘南医療大学大学院学則第37条に規定する学生の懲戒に関して、必要な事項及び手続きを定める。

（懲戒の種類）

第２条　懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

（１）訓告　文書により注意を与え、将来を戒める。

（２）停学　６か月以内の有期又は無期とし、この間の登校を禁止する。

（３）退学　命令により退学させ、再入学を認めない。

２　学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による注意を行うことがある。

（懲戒の発議）

第３条　懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生が所属する学科の学科長（学科長が配置されていないときは、学部長）又は研究科長は、その事実関係を速やかに確認し、文書により学長に報告しなければならない。

２　学長は、懲戒処分が必要であると認めたときは、関係する運営管理会議（以下「運営管理会議」という。）に事実関係について必要な調査の実施、調査報告書及び懲戒処分案の作成を依頼する。

３　学長は前項の報告等を受け、速やかに関係する教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）に懲戒の発議を行わなければならない。

（複数の学部等に関わる場合の懲戒手続）

第４条　懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部若しくは学科又は研究科（以下「学部等」という。）に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、運営管理会議が行う事実関係の調査に際して、各学部等は相互に連絡調整し協力するものとする。

（弁明）

第５条　運営管理会議は、第３条第２項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

２　当該学生は弁明の際、必要な証拠を提出し、証人を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

３　弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）

第６条　教授会等は、学長から発議があった場合、速やかに審議しなければならない。

２　教授会等は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

３　学長は、教授会等の意見を踏まえ、懲戒処分を決定する。

（懲戒処分の通知）

第７条　学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

２　懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

３　前項の通知を行った場合は、当該学生の保証人に対し、通知の写しを内容証明郵便により送付するものとする。

（懲戒の発効）

第８条　懲戒の発効日は、懲戒処分書交付日とする。

（無期停学の解除）

第９条　運営管理会議は、無期停学の学生について、その発効日から起算して６ヶ月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、教授会等に停学の解除を発議することができる。

２　前項の発議があったときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、停学を解除する。

３　停学の解除の通知及び発効については前２条の規定を準用する。

（再調査）

第10条　懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再調査を請求することができる。

（補則）

第11条　前条の再調査の方法など懲戒の手続きに必要な事項は、学長が別に定める。

（雑則）

第12条　この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年11月２日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年９月20日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

8.14 湘南医療大学学生懲戒に関する細則

湘南医療大学学生懲戒に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は、湘南医療大学学生懲戒規程（以下「規程」という。）第 12 条に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

（懲戒の対象）

第２条　懲戒の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

⑴ 湘南医療大学（以下「本学」という。）の諸規程又は命令に違反する行為

⑵ 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為

⑶ 本学の定期試験等における不正行為

⑷ 法令等に違反する行為

⑸ 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為

⑹ その他学生の本分に反する行為

（懲戒の量定）

第３条　懲戒の量定は、次の各号に掲げる事項を勘案した上で、別表に定めるガイドライン（標準例）に準拠し、学長が総合的に判断する。

⑴ 当該行為の悪質性、内容並びに性質

⑵ 当該行為に至る経緯及び動機

⑶ 当該学生の態度、反省状況

⑷ 当該行為を受けた者の被害（精神的、肉体的、経済的等）の程度

⑸ 当該行為が本学に及ぼした影響

２　懲戒の量定にあたっては、個々の事案の事情に即し、ガイドライン（標準例）に定める処分を加重軽減することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、ガイドライン（標準例）に掲げられていない懲戒の対象となる行為については、ガイドライン（標準例）に照らして判断し、相当の懲戒を行うことができる。

（停学期間中の履修制限等）

第４条　停学期間中の学生は、本学教育課程の履修、試験等の受験、行事等活動への参加はできないものとする。ただし、学長が教育指導上必要と認めた場合は、この限りでない。

２　停学期間と履修手続期間が重複した場合には、当該学生の履修手続を認めるものとする。

３　停学期間中の学生が休学又は退学を申し出た場合、これを認める。停学期間中に退学した学生の再入学は認めない。

（逮捕・拘留等における特例）

第５条　懲戒対象行為により逮捕・勾留等された学生が、その犯罪を認めている場合で、かつ本学として当該学生に接見できない場合は、規程第５条に定める弁明の機会を与えることなく懲戒処分を行うことができる。ただし、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう十分な配慮を持って行う。

（表彰等からの除外）

第６条　懲戒を受けた学生は、本学の学生表彰、各種推薦等の対象にはならない。

（懲戒に関する記録等）

第７条　懲戒に関する記録について、懲戒の原因（当該行為内容等）、決定された処分内容並びに理由を記載した文書を保存する。ただし、成績証明書、進学等に係る書類には懲戒の有無又はその内容の記載は行わない。

附　則

１　この規程は、令和３年２月 10 日から施行する。

２　この細則の施行の日をもって、湘南医療大学学生懲戒に関する内規は廃止する。

別表　ガイドライン（標準例）

処分内容	問題行動内容	備考
退学	殺人、強盗、強姦などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	刑事事件等
	重大な交通事故（悪質な交通法規違反、ほう助も含む）	刑事事件等
	薬物等の犯罪行為	刑事事件等
	ストーカー行為	社会的通念で悪質と認められるもの
	ハラスメント行為	社会的通念で悪質と認められるもの
	わいせつ行為（痴漢、盗撮等）	社会的通念で悪質と認められるもの
	コンピュータ又はネットワークの不正使用行為	教育、運営管理に影響を与えた場合
	目指す職業倫理を大きく逸脱する行為、学校の信用を著しく損なわせる行為 ・繰り返される窃盗 ・繰り返される交通違反 ・繰り返される傷害、暴行	社会的通念で悪質と認められるもの
停学	定期試験における不正行為	６ケ月以内停学（単位はく奪）
	建造物（校舎等）への不法侵入又は不正使用、占拠	３ヶ月以内停学
	故意の建造物（校舎等）又は器物（備品等）の損壊、汚損等の行為	３ヶ月以内停学
	ＳＮＳマナー違反（以下の内容の掲載等） ・誹謗中傷する内容 ・他人のプライバシーに関する内容 ・公序良俗に反する内容 ・人権、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容 ・入学して知り得た事項	３ヶ月以内停学
	教育、管理運営を妨げる行為 ・暴力 ・学園の名誉を著しく傷つける行為	１ヶ月以内停学
	度重なるいやがらせ、いじめ等他人に迷惑をかける行為	１ヶ月以内停学
	授業の妨害、不正な出席（成り代わり）	１ヶ月以内停学
	一気のみ等他人に飲酒を強要し、健康に被害を与える行為	１ヶ月以内停学
訓告	度重なる授業中の携帯電話、スマートホン使用	
	窃盗、暴行、傷害等	初犯。再犯を戒めるもの
	学内喫煙	
	未成年飲酒	
	学則・細則に基づく交通違反	
	学園の名誉を著しく傷つける行為又は学校の信用を著しく損なわせる行為で、停学に至らないもの ・不適切なＳＮＳ利用（停学に至らないもの） ・不適切な副業（風俗産業等学生の本分に反するアルバイト）	

退学	学生としての身分を喪失させる。（行為の悪質性・重大性が認められる場合）
停学	登校を禁じる。在学年限に含め修業年限に含まない。（行為に悪質性又は重大性のいずれかが認められる場合）
訓告	学生に対して文書により注意を与え、将来を戒める。

9　その他

9.1 湘南医療大学東戸塚キャンパス保健医療学部棟案内図

1階

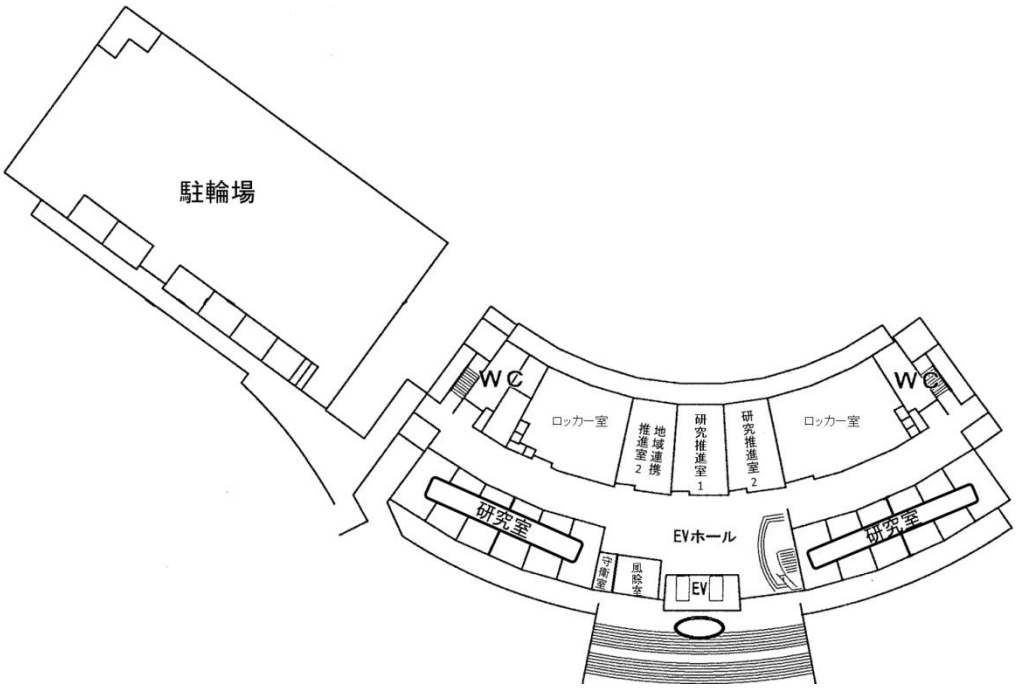

2階

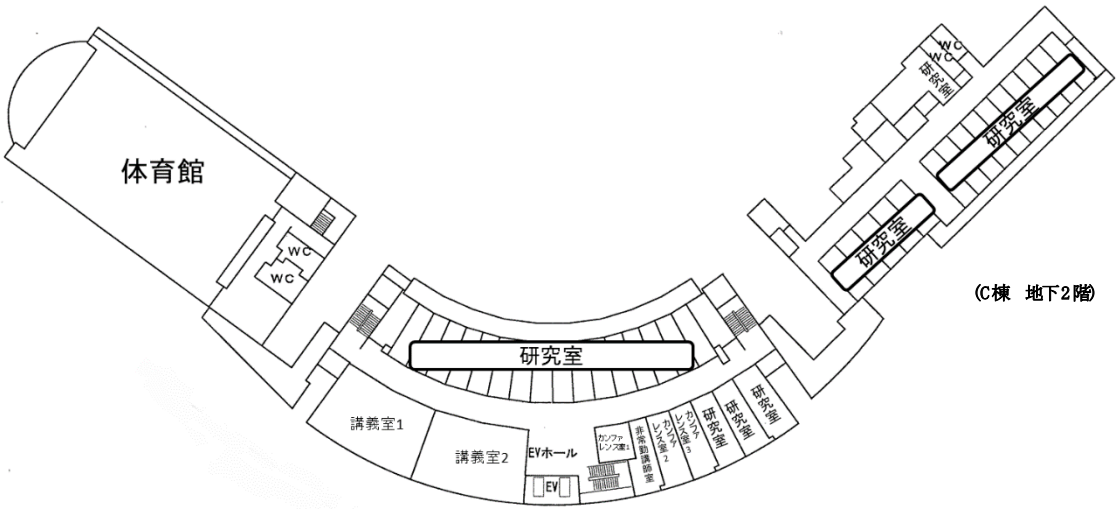

(C棟　地下2階)

3階

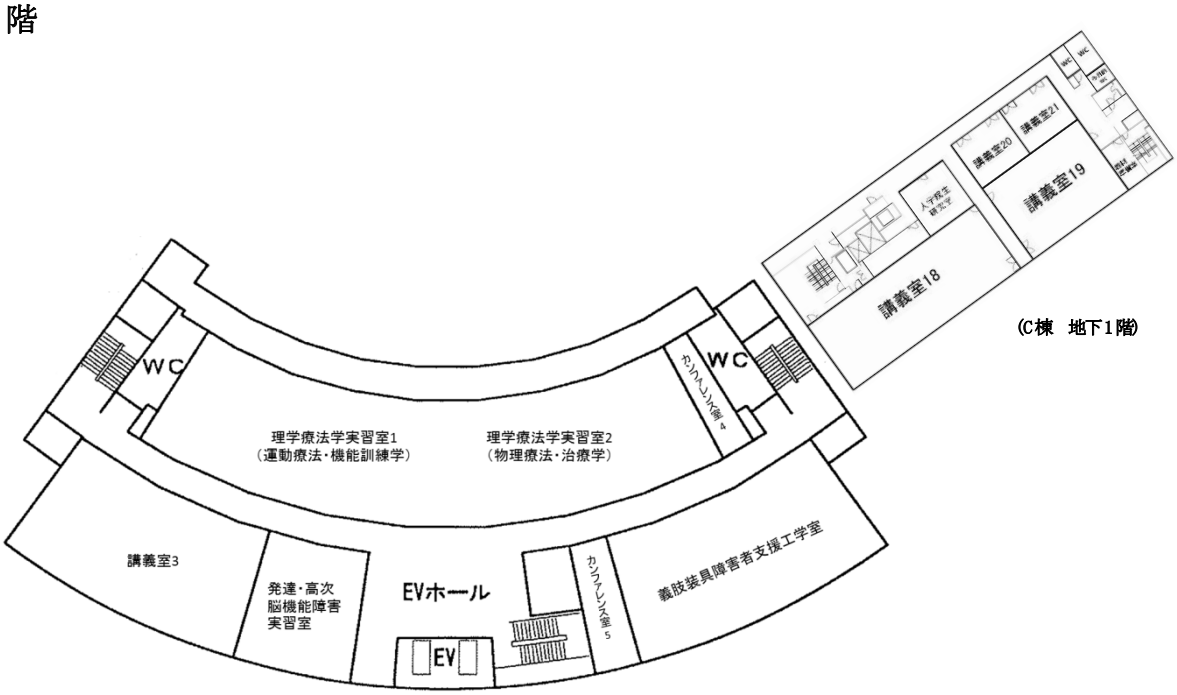
講義室19
講義室18
(C棟　地下1階)
WC
WC
理学療法学実習室1
（運動療法・機能訓練学）
理学療法学実習室2
（物理療法・治療学）
講義室3
発達・高次
脳機能障害
実習室
EVホール
EV
義肢装具障害者支援工学室

4階

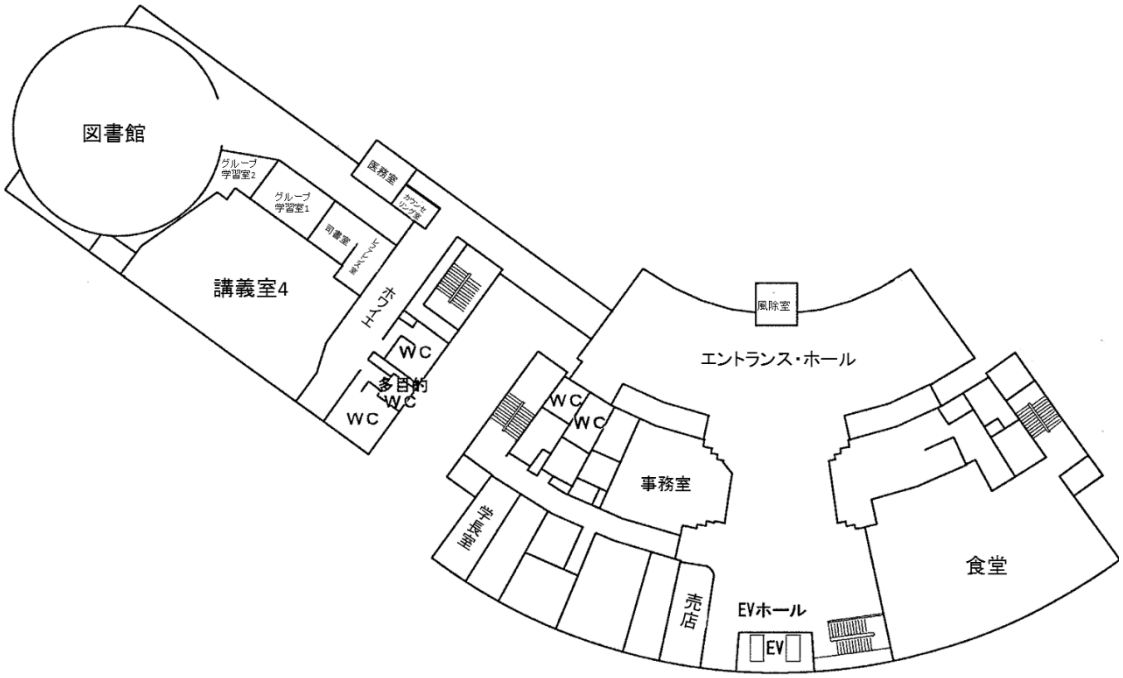
図書館
グループ
学習室2
グループ
学習室1
医務室
講義室4
ホール
WC
多目的
WC
WC
風除室
エントランス・ホール
WC
WC
事務室
売店
EVホール
EV
食堂

5階

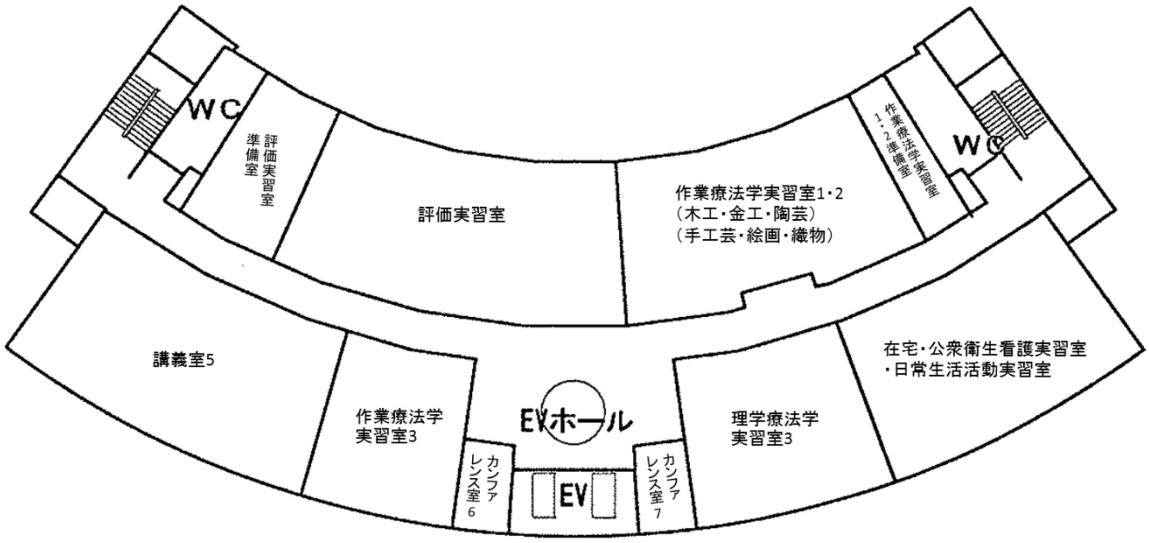
WC
評価実習室準備室
評価実習室
作業療法学実習室1・2
（木工・金工・陶芸）
（手工芸・絵画・織物）
作業療法学実習室1・2準備室
WC
講義室5
作業療法学
実習室3
EVホール
カンファレンス室6
EV
カンファレンス室7
理学療法学
実習室3
在宅・公衆衛生看護実習室
・日常生活活動実習室

6階

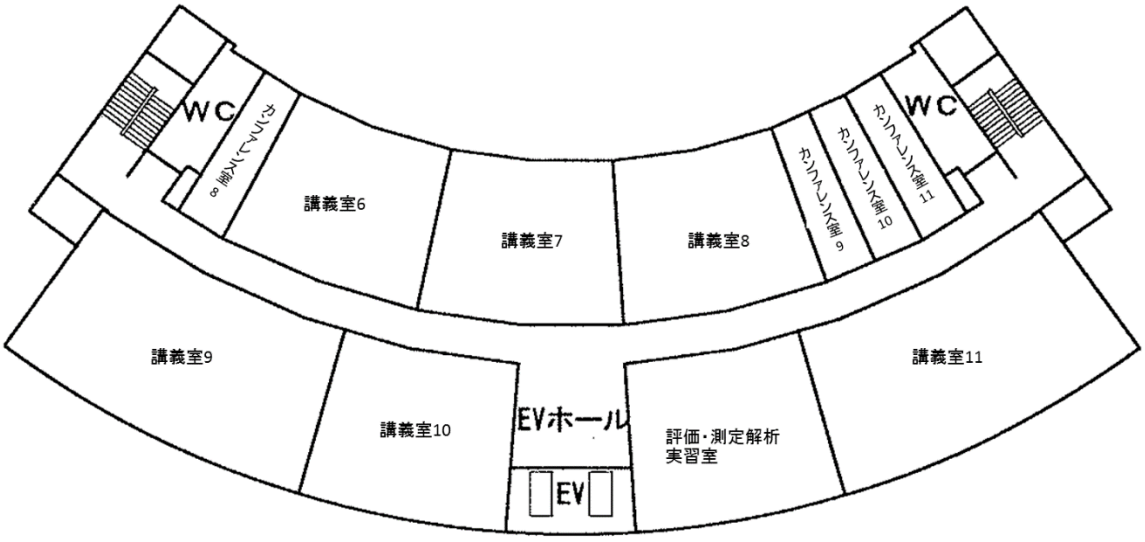
WC
カンファレンス室8
講義室6
講義室7
講義室8
カンファレンス室9
カンファレンス室10
カンファレンス室11
WC
講義室9
講義室10
EVホール
EV
評価・測定解析
実習室
講義室11

7 階

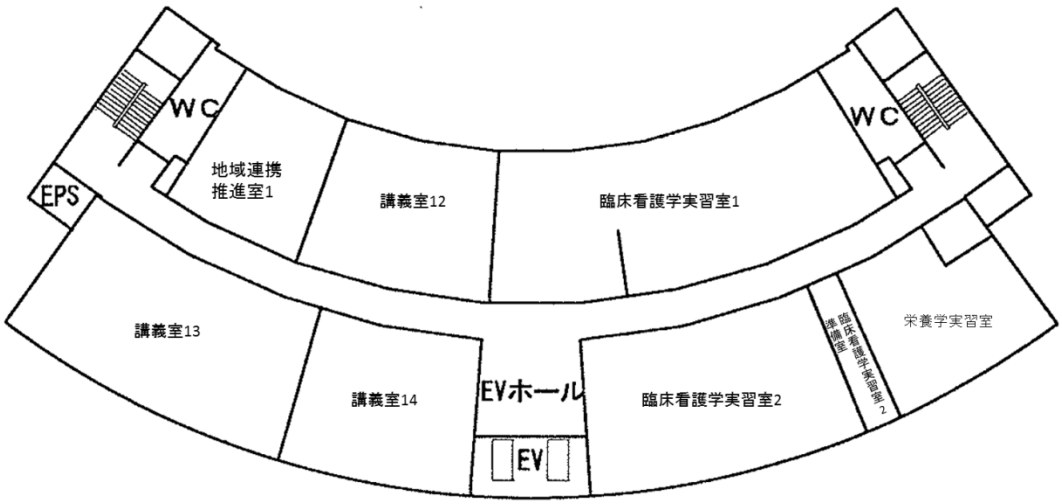
WC
WC
EPS
地域連携
推進室1
講義室12
臨床看護学実習室1
講義室13
講義室14
EVホール
EV
臨床看護学実習室2
栄養学実習室

8 階

WC
WC
基礎看護学実習室
講義室15
講義室16
講義室17
EVホール
EV
基礎看護
兼用準備室
基礎医学実習室
基礎医学
実習室準備室

大学案内図（C 棟抜粋）

C 棟地下２階

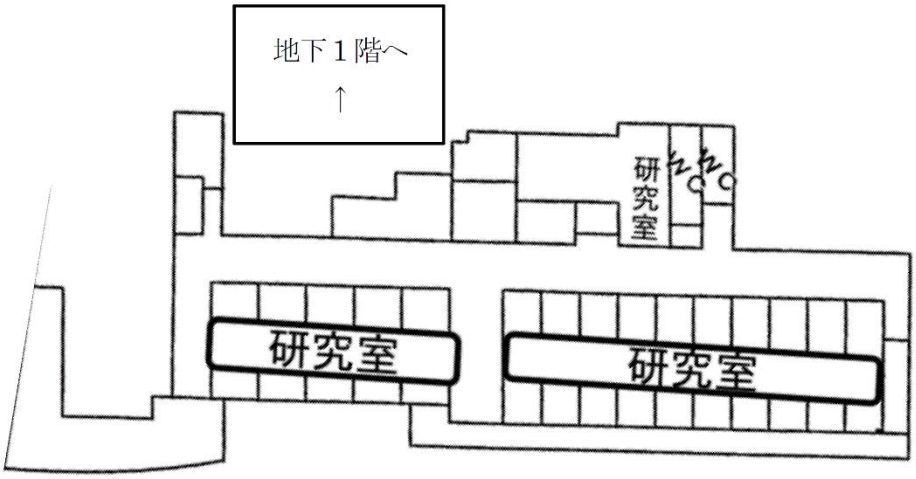

← A 棟２階

C 棟地下１階

← C 棟地下２階

9.2　湘南医療大学組織図

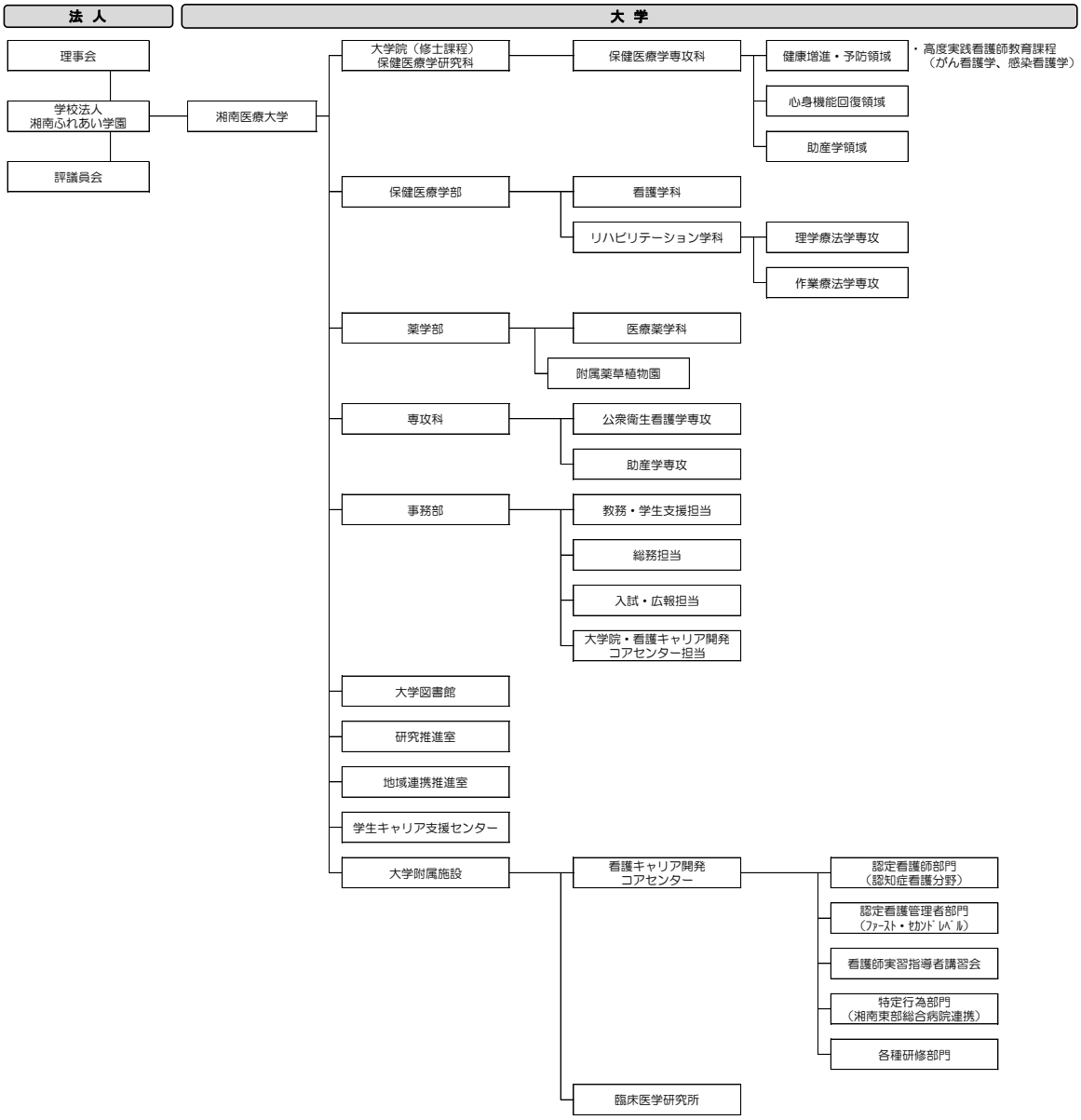

学園歌

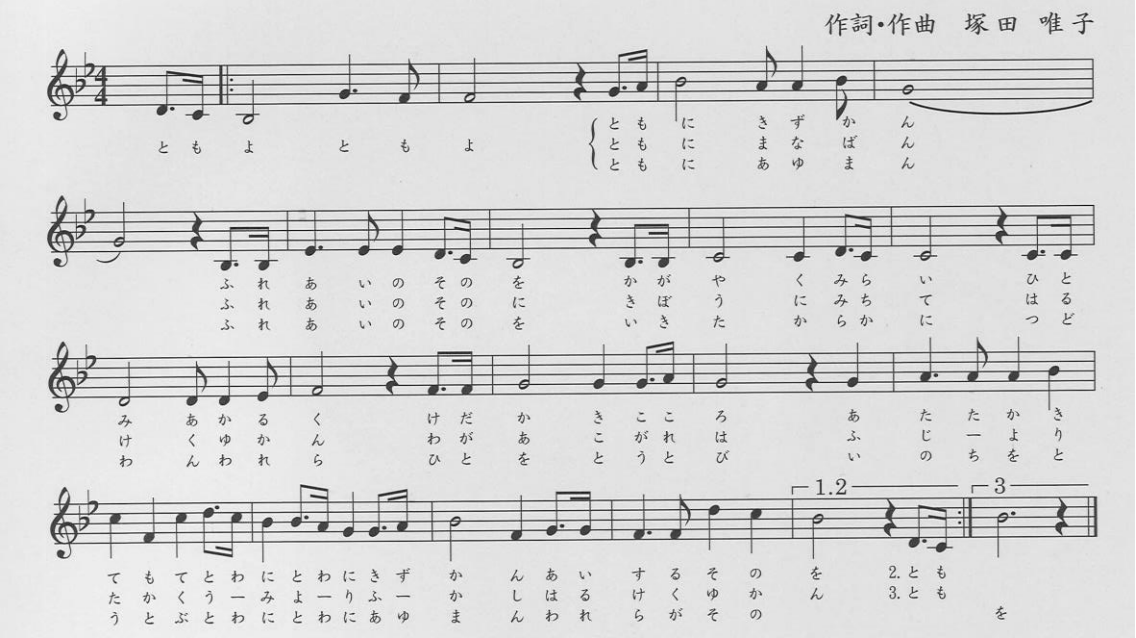

朋友よ　朋友よ　ともに築かん
ふれあいの学園を
輝く未来　ひとみ明るく
けだかき心　あたたかき手もて
永遠に　永遠に　築かん
愛する学園を

朋友よ　朋友よ　ともに学ばん
ふれあいの学園に
希望に満ちて　遥けく往かん
わが憧れは　富士より高く
洋より深し　遥けく往かん

朋友よ　朋友よ　ともに歩まん
ふれあいの学園を
意気高らかに　集わん我ら
人を尊び　命を尊ぶ
永遠に　永遠に　歩まん
我らが学園を

9.4 ふれあいグループ実習施設

◆湘南東部総合病院・湘南東部クリニック
〒253-0083　神奈川県茅ヶ崎市西久保 500 番地

診療科目：総合診療科（内科）、外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、呼吸器内科、呼吸器外科 脳神経外科 ・ 脳神経内科・整形外科・泌尿器科・産婦人科、麻酔科、放射線科、小児科、リハビリテーション科、精神科、歯科口腔外科、病理診断科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内科、皮膚科、循環器外科
ベッド数： 327 床（一般病床 207 床、ICU4 床、 NASVA12 床、緩和ケア 20 床、 精神科 44 床、回復期リハ 40 床（療養））

◆茅ヶ崎新北陵病院
〒253-0007　神奈川県茅ヶ崎市行谷 583-1

診療科目：内科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、神経内科、精神科、リハビリテーション科、泌尿器科、歯科
ベッド数：276 床

◆茅ヶ崎中央病院
〒253-0041　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎２-２-３

診療科目：総合診療科、外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、循環器外科、整形外科、消化器外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、人工透析内科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、血管外科、乳腺外科、脊椎外科、麻酔科
ベッド数：324 床

◆ふれあい町田ホスピタル
〒194-0215　東京都町田市小山ケ丘１-３-８

診療科目：内科、人工透析内科、呼吸器内科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、循環器内科、心臓血管外科、リハビリテーション科、循環器内科、消化器外科、泌尿器科、皮膚科、精神科
ベッド数：199 床（障害者病棟 149 床、回復期リハ病棟 50 床）

◆ふれあい鎌倉ホスピタル
〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町９－５

診療科目：総合診療科(一般内科)、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、腎臓内科（人工透析）、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、放射線科、リハビリテーション科
ベッド数：156 床（一般病棟 58 床、障害者病棟 48 床、回復期リハ病棟 50 床）

◆湘南さくら病院
〒253-0081　神奈川県茅ヶ崎市下寺尾 1833

診療科目：内科、精神科
ベッド数：156 床（精神療養病棟 104 床、認知症治療病棟 52 床）

◆ふれあい鶴見ホスピタル
〒230-0077　神奈川県横浜市鶴見区東寺尾４－４－ 22

診療科目：総合診療科、内科、外科、呼吸器内科、循環器内科、血液内科、神経内科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科
ベッド数：210 床（回復期リハ病棟 102 床、障害者病棟 54 床、療養病棟 54 床）

◆康心会伊豆東部病院
〒413-0411　静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 17-2

診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経内科、婦人科、リハビリテーション科、眼科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科（人工透析）、脳神経外科
ベッド数：160 床（一般病棟 40 床、回復期リハ病棟 40 床、障害者病棟 40 床、特殊疾患病棟 40 床）

◆ふれあい横浜ホスピタル
〒231-0031　神奈川県横浜市中区万代町２-３-３

診療科目：内科、消化器内科、内視鏡内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病内科、人工透析内科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、消化器外科、内視鏡外科、心臓血管外科、乳腺外科、小児科、泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、腎臓内科、歯科、麻酔科
ベッド数：87 床

◆ふれあい東戸塚ホスピタル
〒244-0806　神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-８

診療科目：外科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病内科、精神科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、神経内科、心臓血管外科、腎臓透析内科
ベッド数：150床（障害者病棟97床、回復期リハ病棟53床）

◆ふれあい平塚ホスピタル
〒254-0813　神奈川県平塚市袖ケ浜１-12

診療科目：内科、呼吸器内科、循環器内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、爪専門外来、脳神経外科
ベッド数：125 床（2 階：40 床、3 階：50 床、4 階：35 床）

◆ふれあい沼津ホスピタル
〒410-0866　静岡県沼津市市道町８-６

診療科目：精神科、心療内科、内科
ベッド数：293 床

◆ふれあい南伊豆ホスピタル
〒415-0151　静岡県賀茂郡南伊豆町青市 848

診療科目：精神科、心療内科
ベッド数：248 床

◆康心会汐見台病院
〒235-0022　神奈川県横浜市磯子区汐見台１-６-５

診療科目：内科、腎臓内科（人工透析）、循環器内科、小児科、外科、消化器外科（内視鏡）、整形外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、科、リハビリテーション科、呼吸器内科、消化器内科、神経内科、精神科
ベッド数：225 床

◆大和成和病院
〒242-0006　神奈川県大和市南林間９-８-２

診療科目：循環器内科、心臓血管外科、外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、整形外科
ベッド数：99 床

◆介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ
〒242-0006　神奈川県大和市南林間９-８-９

基準サービス：①入所サービス②ショートスティサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーション）
ベッド数：１００床（短期入所含む）４床室２０室・２床室６室・個室８室

◆さがみ野中央病院
〒243-0401　神奈川県海老名市東柏ヶ谷６-20-20

診療科目：内科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、リハビリテーション科、消化器科、循環器科、乳腺外科
ベッド数：96 床（一般病棟）

◆綾瀬厚生病院
〒252-1103　神奈川県綾瀬市深谷 3815

診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、産科、小児科、眼科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科
ベッド数：168 床（一般 72 床、回復期 24 床、療養 60 床、産婦人科 12 床）

◆ティーエイチピーメディカルクリニック
〒251-0052　神奈川県藤沢市藤沢 498

診療科目：内科（一般・総合診療）、精神科、心療内科、人工透析（15 床通院）、ビタミン注射、循環器、禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群

◆訪問看護茅ヶ崎ふれあいステーション
〒253-0041　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎２-１-38 古谷ビル２階

事業内容：訪問看護

◆訪問看護あやせ訪問看護ステーション
〒252-1107　神奈川県綾瀬市深谷中１-10-１

事業内容：訪問看護

◆成和訪問看護ステーション
〒242-0006　神奈川県大和市南林間９-８-９(成和ナーシングプラザ内)

事業内容：訪問看護

◆介護老人保健施設ふれあいの丘
〒253-0007　神奈川県茅ヶ崎市行谷 602-１

基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
ベッド数：90 床

◆介護老人保健施設ふれあいの渚
〒253-0073　神奈川県茅ヶ崎市中島 1220 番地

基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
ベッド数：132 床（4 床室 22 室、1 床室 44 床）◦通所リハビリ：定員 30 名

◆介護老人保健施設湘南シルバーガーデン
〒254-0813　神奈川県平塚市袖ケ浜１-12

基準サービス：防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）定員 30 名
ベッド数：　100 床

◆介護老人保健施設ヒルズ東戸塚
〒244-0806　神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-７

基準サービス：①入所サービス ②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） ④ 居宅介護支援事業
ベッド数：120 床（個室 24 室、４床室 24 室）

◆介護老人保健施設ふれあいの町田
〒194-0215　東京都町田市小山ヶ丘１-３-７

基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
ベッド数：療養室：150 床（短期入所含） ４床室・26 室　１床室・46 室

◆介護老人保健施設ふれあいの桜
〒252-0816　神奈川県藤沢市遠藤 446-１

基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
ベッド数：100床

◆介護老人保健施設ふれあいの百合
〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市南湖１-６-14

基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
ベッド数：100 床

◆有料老人ホーム湘南ふれあいの園
〒253-0041　神奈川県茅ケ崎市茅ヶ崎２-２-３

居室：81 室

◆有料老人ホームシニアホテル横浜
〒231-0031　神奈川県横浜市中区万代町２-３-３

居室：107 室

◆有料老人ホーム湘南ふれあいの園　平塚
〒254-0813　神奈川県平塚市袖ヶ浜１-12

居室：77 室

◆有料老人ホームシニアホテル東戸塚サウスウイング
〒244-0806　神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-15

居室：112 室

◆有料老人ホーム湘南ふれあいの園　湘南東部
〒253-0083　神奈川県茅ヶ崎市西久保 745

居室：67 室

◆介護老人福祉施設　ふれあいの森
〒253-0081　神奈川県茅ヶ崎市下寺尾 1928

居室 70 名
基準サービス：日常生活介助（食事・入浴・排泄等）、日常生活動作訓練、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）

◆介護老人福祉施設　ふれあいの泉
〒247-0052　神奈川県鎌倉市今泉２-10-１

居室 84 名
基準サービス：日常生活介助（食事・入浴・排泄等）、日常生活動作訓練、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）

◆介護老人福祉施設　ふれあいの麗寿
〒253-0061　神奈川県茅ヶ崎市南湖１-６-15

居室 110 名
基準サービス：日常生活介助（食事・入浴・排泄等）、日常生活動作訓練、アクティヴィティー活動

◆地域包括支援センター　みどり
〒253-0071　神奈川県茅ヶ崎市萩園 2360-１鶴嶺西地区コミュニティセンター内 2F
基準サービス：総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域のマネージャーへの支援、高齢者に対する権利擁護、虐待の早期発見・防止

◆地域包括支援センター　わかば
〒253-0008　神奈川県茅ヶ崎市芹沢 846-３
基準サービス：総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域のマネージャーへの支援、高齢者に対する権利擁護、虐待の早期発見・防止

◆地域包括支援センター　ゆず
〒253-0044　神奈川県茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル１階
基準サービス：総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域のマネージャーへの支援、高齢者に対する権利擁護、虐待の早期発見・防止

◆幼保連携型認定こども園　みどり幼稚園
〒245-0061　神奈川県横浜市戸塚区汲沢２-26-14

定員：218 名

２０２３年度大学院学生便覧

保健医療学研究科保健医療学専攻

2023 年 4 月 1 日　発行

編集・発行　学校法人湘南ふれあい学園湘南医療大学　大学院保健医療学研究科
〒244-0806　神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48
TEL／045-821-0188　FAX／045-821-0116
https://sums.ac.jp/

装丁・印刷　有限会社エフアンドユアライフ　デザイン部